

令和3年第431回定例会

矢吹町議会会議録

令和3年12月3日 開会

令和3年12月13日 閉会

矢吹町議会

令和3年第431回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
会期外付託案件調査報告	5
議員派遣報告	6
町政報告	6
議案の上程、説明(議案第44号～議案第58号)	9
散会の宣告	12

第 2 号 (12月6日)

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
職務のため出席した者の職氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
芳賀慎也君	17
関根貴将君	24
堀井成人君	32
藤井源喜君	34
富永創造君	41

鈴木浩一君	52
散会の宣告	62

第3号 (12月7日)

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63
職務のため出席した者の職氏名	64
開議の宣告	65
一般質問	65
高久美秋君	65
三村正一君	73
安井敬博君	92
会議時間の延長	107
青山英樹君	108
総括質疑	123
議案・請願・陳情の付託	123
散会の宣告	124

第4号 (12月13日)

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	125
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	125
職務のため出席した者の職氏名	126
開議の宣告	127
議事日程の報告	127
議案第44号、第45号、第47号、第49号、請願第4号、陳情第3号の委員長報告、質疑、 討論、採決	127
議案第46号、第48号、第50号、第51号、請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	133
議案第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号の委員長報告、質疑、討 論、採決	137

議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決	140
日程の追加	142
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
閉会中の継続調査の申出書について	144
議員の派遣について	145
閉会の宣告	145
署名議員	147

令和 3 年 1 2 月 3 日 (金曜日)

(第 1 号)

令和3年第431回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年12月3日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 議案の上程

議案第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	鈴木健生君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画総務課長	佐藤豊君	まちづくり推進課長	山野辺幸徳君

会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	税 務 課 長	小 磯 剛 君
保健福祉課長	阿 部 正 人 君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	鈴 木 辰 美 君
商工推進課長	佐 藤 浩 彦 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
上下水道課長	柏 村 秀 一 君	教育次長兼 教育振興課長	国 井 淳 一 君
子育て支援 課 長	小 椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数の定足数に達しておりますので、これより第431回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 芳賀慎也君

2番 関根貴将君

を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

第431回矢吹町議会定例会が本日12月3日に招集になりましたので、それに先立ちまして、12月1日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出されました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議しました結果、会期を本日から12月13日までの11日間とし、会議日程についてはお手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日12月3日から12月13日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月3日から12月13日までの11日間に決定をしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明をいたしますが、本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査結果報告書、令和3年度定期監査結果報告書、会期外付託案件報告書、請願書、陳情書、要望書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの9月定例会において議決されました発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書につきましては9月10日付で、また、発議第8号 県立高等学校改革前期実施計画における再編整備に関する意見書につきましては9月21日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果及び令和3年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び令和3年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果について報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、8月分を9月24日に、9月分を10月22日に、10月分を11月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧くださいと存じます。

続きまして、令和3年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間であります。11月4日、5日、8日、9日、10日、11日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合審査の結果、提出資料に記載誤りがあったものの、

全課にわたる事務処理及び事業の執行については、おおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。初めに、経費の削減等についてであります。国・県の経済情勢は穏やかな回復基調にあるとしていますが、依然として厳しい状況にあります。さらには、新型コロナウイルス感染拡大は大きな打撃であり、今後、国内外に及ぼす影響が大いに懸念されるところであります。

こうした背景から、町の財政状況においても、地方交付税の減額のほか、第6次まちづくり総合計画の実施、財政負担として増加する社会保障関連予算、さらには老朽化する公共施設の大規模な改修や更新、統合や廃止など、今後大変厳しい状況が続くものと考えられますので、投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の節減に努めていただきたいと思います。

次に、町税等の収納向上についてであります。

厳しい財政状況の中で、収入未済額の解消は、財源確保の確保と公平・公正を期すためにも極めて重要な課題であります。今後も、継続して適正な債権回収と滞納整理の取組をお願いします。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取扱いについてであります。

行政サービスの維持・向上や事務の効率化のために導入された指定管理者制度であり、受委託者による定期的な協議がなされるなど改善が見られますが、提出資料において数値の誤り等も見受けられましたので、今後も定期的に全庁的な連絡調整をする機会を設け、提出書式を統一するなど、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果及び令和3年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結をいたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（角田秀明君） 次に、会期外に行われました委員会の調査結果について委員長から報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

ただいま議長からご指名いただきましたので、閉会中の所管事務調査結果の報告について申し述べます。

第428回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

産業民生常任委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から5までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

6、調査経過。

今回、矢吹町議会に陳情、採択された現道舗装について、未整備箇所について現地視察を行いました。

現道舗装整備事業については、町管理道路の拡幅を伴わない事業として、行政区や受益者より生活道路の整備の必要性から陳情され、議会で採択されたものであります。矢吹地区14件、中畑地区15件、三神地区25件の

計54件の未整備箇所の現場を視察し、終了後に委員会を開催しました。

そこで、委員から次のような意見、提案がありました。

現道舗装事業は、町民の皆さんから非常に期待されている事業であり、町としては計画的に進められているが、事業予算の確保をして整備事業に取り組む必要がある。未整備箇所の多くは農道であるので、農道整備関係の補助事業の必要性を国・県に対し陳情してはどうか。町道間の連絡道路や災害時の迂回路として、計画的に整備を進めてはどうか。未舗装生活道路、私道の舗装の対応について、新たな検討が必要と思う。このような意見が出されました。

今回の調査を契機に、産業民生常任委員会は今後より一層、町民生活の向上のため、今回の未整備箇所以外の町管理生活道路の整備や私道生活道路整備についても、町執行部とともに様々な政策立案を実施してまいります。

以上、報告といたします。

なお、個別案件については資料のほうに明細をつけてありますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上です。

◎議員派遣報告

○議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたしたいと思えます。

◎町政報告

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

第431回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長はじめ、議員の皆様には感謝申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第431回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、町民の皆様には、手指消毒などの基本的な感染防止対策及び飲食を伴う懇親会や会合、感染拡大地域への不要不急の外出の自粛など、ご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

県内では、8月5日に発出された福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言が9月30日まで期間が延長され、不要不急の外出自粛や接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店等の営業時間の短縮など、県独自の対策とワクチン接種効果の進展によりまして、10月上旬頃から感染者数が減少し、感染状況も落ち着きを見せているところであります。

本町におきましては、11月11日現在、66例の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されておりますが、9月12日以降、陽性者の確認はされていないところであります。

本町における新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、今年5月13日より、国から示されました優先順位に基づき、65歳以上の高齢者、60歳から64歳までの方、基礎疾患をお持ちの方、40歳から59歳までの方、12歳以上39歳までの方の順にワクチン接種を進め、11月11日現在、本町におけるワクチンの接種人数及び接種率につきましては、1回目の接種を終えた方は1万3,416名、85.7%、2回目の接種を終えた方は1万3,211名、84.4%となっております。なお、直近12月2日現在では、1回目が1万3,902人で88.8%、2回目が1万3,497人で86.2%ということで、およそ9割近い方が接種を終えられているということでもあります。

大変なご協力をいただきました医療関係者の皆様、そして、ワクチン接種に大変なご理解をいただきました町民の皆様と関係者の皆様に改めて心より御礼を申し上げます。

今後につきましても、政府方針を見極めて3回目の追加接種の準備を進めておりますが、事情により接種ができなかった方、新たに12歳になった方に対し、指定日での集団接種や医療機関での個別接種を引き続き実施してまいります。

次に、町独自の経済支援策、コロナについて、コロナ対策と経済支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策対策に徹底して取り組んでいる町内店舗を、矢吹町商工会及び町が認定し、感染対策に要する費用の一部として1店舗当たり3万円を給付する令和3年度矢吹町店舗応援キャンペーンにつきましては、7月1日より受付を開始し、11月15日現在、129店舗に認定証を交付し、うち115店舗に対し345万円を給付しております。

また、本年1月から5月までの期間における売上げが、一昨年または昨年同月分の売上げ額と比較して20%以上減少している、こういった飲食店等や小規模事業者を対象に、1事業者10万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金につきましては、8月1日から受付を開始しまして、11月15日現在、105事業者に対し1,050万円の給付を行っております。

なお、新型コロナウイルスの影響を受けている町内店舗の応援と、ウィズコロナの新しい生活様式に対応するための家計支援を目的とし、令和3年12月1日から令和4年3月31日まで町内の取扱い店舗で利用できる、令和3年度矢吹町くらし応援商品券につきましては、12月1日より配布を開始いたしました。今回は、町民1人当たり5,000円分の商品券とし、令和3年10月1日現在、住民基本台帳に登録されている6,814世帯、1万7,105名の方に対し、各世帯分を一括して世帯主宛てに送付しております。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況、町内事業所の実情を把握しながら、経済活動の支援に努めてまいります。

次に、3ページをご覧ください。

被災住宅修理支援事業についてであります。発災後、災害救助法が本町を除く県内17市町に適用されましたが、本町では多くの住家被害が発生しておりまして、被害の大きさや深刻さは甚大でありました。速やかな被災者の生活の安定を図るための支援策について、国や県など各方面への働きかけを行い、同法が適用されない市町村においても、同法と同等の支援を福島県独自で行う措置が実現いたしました。この制度内容に基づきまして、罹災証明書により決定される被害の程度に応じて支援に取り組んでいるところであります。

制度の内容につきましては、町の広報誌、ホームページ、新聞折り込みなどで周知を図りながら、6月1日から12月28日までを申請の受付期間として実施しておりまして、11月15日現在、144件の申請を受け付けし、うち120件の給付を完了しております。

次に、罹災証明書及び被災届出証明書についてであります。本年2月13日に発生した福島県沖地震による被災家屋の罹災証明書の申請受付を2月17日から開始し、2月24日から、内閣府が示す基準に基づきまして、外観目視等による現地調査を実施しております。

調査に基づく結果は2月26日から交付を開始いたしまして、10月31日現在で、全壊1件、中規模半壊14件、半壊18件、そして準半壊175件、一部損壊が502件の合計710件であります。被災届出証明書につきましては、届出により271件を交付しております。

次に、農地及び農業用施設に係る災害復旧についてであります。ため池15件、用排水路17件、田1件の計33件の被災状況を確認しております。11月末現在で、ため池7件、用排水路12件、他1件の20件について、復旧工事が完了しております。

今後、未着手の工事につきましても速やかに着手いたしまして、地権者及び関係機関と調整を図りながら速やかな復旧に努めてまいります。

5ページをご覧ください。

次に、矢吹町表彰式についてであります。

11月22日、矢吹町複合施設KOKOTTOにおいて、令和3年度の矢吹町表彰式を開催し、矢吹町教育委員として町教育行政発展に寄与されました藤井義男様を特別功労者として、また、上下水道事業経営審議会委員として上下水道事業の円滑な経営に寄与されました佐久間美枝子様、統計調査員として統計行政の推進に寄与されました芳賀保男様、行政区長として自治行政の推進に寄与されました常松正博様、納谷光男様、交通教育専門員として交通安全思想普及徹底及び交通安全教育の推進に寄与されました佐藤秀隆様を、功労者としてそれぞれ表彰いたしました。

また、子ども子育て支援充実を目的として本町に多額の寄附をされ、子育て環境の充実に寄与されました株式会社ケーイーティ様を善行賞として表彰いたしました。

さらに、この道一筋に技術を磨き、卓越した技能者となられ、より一層の技術の向上に努められている吉成一美様、星典尚様を現代の名工として、農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております佐藤照夫様、小林英治様、岡崎英様を農業功労者として表彰いたしました。

次に、矢吹町複合施設KOKOTTOグランドオープン記念式典についてであります。10月30日、複合施設KOKOTTOにおいて、グランドオープン記念式典及び矢吹町の名誉町民であります中畑清氏のトークショーを開催いたしました。

記念式典では、複合施設整備事業に当たり、ご支援、ご協力をいただきました皆様へ感謝状を贈呈するとともに、複合施設愛称募集の表彰式、関係者によるテープカットが行われまして、グランドオープンを迎えることができました。式典終了後には、矢吹中学校吹奏楽部の皆さんによる演奏が行われ、爽やかな秋晴れの下、中心市街地に心地よい音楽が流れ、会場を魅了しました。また、第二部では、名誉町民の中畑清さんによるトークショーが開催され、特別ゲストの女子400メートル日本記録保持者の千葉麻美さんとの絶妙な掛け合いや、

中畑さんオリジナルの楽曲を披露されるなど、中畑さんの絶好調トークとすばらしい歌声に、会場は大いに盛り上がりました。

なお、トークショーは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、会場への入場を制限させていただき、ユーチューブでのライブ配信を行うとともに、現在も矢吹町公式アカウントでトークショーの様子を視聴することができます。

次に、行政区長研修会についてであります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため4回に分け、町の区長会主催の事業として研修会を開催いたしました。

近年、災害の頻度や被害が増加しているということから、9月に更新された町の防災マップ、これを用いまして、災害時の避難行動や行政区長に必要とされる役割など、地域の防災力向上が図られた研修会となりました。

ここまで、町政報告から8点を抜粋しまして報告を申し上げます。

矢吹町のさらなる地方創生に向けまして、議員の皆様のご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他17項目につきましては、お手元に配付いたしました第431回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎議案の上程、説明（議案第44号～議案第58号）

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号及び第58号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をさせていただきます。

初めに、議案第44号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、福島県税特別措置条例の一部改正に伴い、矢吹町税特別措置条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除の対象期間について、令和3年3月31日から令和5年3月31日まで延長し、対象施設の設置期限について、令和5年3月31日とするものであります。

施行期日につきましては、条例の公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第45号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、臨時預かり保育の利用に係る保育料について、これまで現金で徴収していたものを納付書払いへ移行するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、健康保

険法施行令等の一部を改正する政令の公布により、出産に伴う産科医療補償制度の見直しと併せて、出産育児一時金の金額について所要の改正を行うものであります。

施行期日については、令和4年1月1日より施行するものであります。

次に、議案第47号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和2年12月15日に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針に基づきまして、令和4年度から国民健康保険に加入している世帯に対して、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額の減額措置を導入するため、国民健康保険法及び地方税法の一部を改正されたことに伴い、矢吹町健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、地方税法施行令において、未就学児1人当たりの軽減額を被保険者均等割額の5割を基準に条例で定める規定であることから、一般世帯及び応益額の軽減対象世帯ごとに具体的な軽減額を定めるものであります。

次に、議案第48号 矢吹町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本案は、本町の下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、関係する12件の条例について所要の改正を行い、2件の条例を廃止するものであります。

改正の主な内容は、条例中の文言について、「町長」から「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、また、公営企業の管理者には規則を定める権限がないため、その代わりとして規定を定めるものであります。

施行期日については、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第49号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例についてであります。本案は、福島復興再生特別措置法の規定によりまして、提出特定事業活動振興計画に基づく特定事業活動の用に供する特定事業活動施設等を新設等した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定するものであります。

概要としましては、内閣総理大臣に特定事業活動振興計画を提出した日から令和8年3月31日までの間に特定事業活動施設等を新設等した者に対し、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を課することとなった年度から5か年度分に限り、当該固定資産税を免除するものであります。

次に、議案第50号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定についてであります。福祉会館につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、東日本大震災による大規模改修工事のため町が直接管理運営を行った平成24年度除き、今年度まで、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定管理者として、効率的な管理運営を行っております。これまでの管理運営状況や利用者の利便性、管理運営の効率化により、住民サービスの向上が図れているということから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条、ただし書の規定に基づきまして、非公募により、矢吹町福祉会館の指定管理者に、福島県西白河郡矢吹町八幡町476番の1、公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてであります。大正ロマンの館につきましては、矢吹町中心市街地活性化推進施設として位置づけ、平成28年度から指定管理者による管理運営がなされており、今年度末に指定期間が満了するということから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行いまして、選定委員会で選定された指定管理者候補者との指定管理業務の内容等の協議が調いましたので、福島県西白河郡矢吹町八幡町251番地、矢吹町バンド連合会を大正ロマンの館の指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,821万円を追加し、総額を81億6,925万7,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税2,757万3,000円、法人事業税交付金407万9,000円、国庫支出金8,486万7,000円、繰入金1,780万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費を障がい者自立支援事業等により6,690万4,000円の増額、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種事業等により5,816万円の増額、農林水産業費を水田農業構造対策事業等により1,373万4,000円の増額、教育費をふるさとの森管理運営事業等により1,363万3,000円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債670万円を増額いたしまして、公共施設等適正管理推進事業債を740万円減額するものであります。

次に、議案第53号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,572万3,000円を減額し、総額を17億894万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金3,437万6,000円を増額し、国民健康保険税6,969万2,000円、繰入金40万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、国民健康保険事業費納付金、これが1,207万6,000円、諸支出金29万円をそれぞれ増額し、総務費40万7,000円、保険給付費4,768万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第54号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ136万9,000円を追加し、総額を5億2,648万6,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金527万3,000円、繰越金89万6,000円をそれぞれ増額し、町債480万円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費136万9,000円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、下水道事業公営企業会計適用債を100万円増額し、公共下水道事業資本費平準化債、これを570万円、流域下水道事業資本費平準化債10万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第55号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ101万円1,000円を追加し、総額を2億3,442万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金41万2,000円、繰越金99万9,000円をそれぞれ増額し、町債40万円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費101万1,000円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公営企業会計適用債を100万円増額し、集落排水施設資本費平準化債を140万円減額するものであります。

次に、議案第56号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,118万3,000円を追加し、総額を16億8,675万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料1,272万4,000円、国庫支出金1,284万3,000円、支払基金交付金551万2,000円、県支出金1,638万4,000円、諸収入3万円、繰越金5,315万1,000円をそれぞれ増額し、繰入金2,946万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費457万5,000円、保険給付費1,224万9,000円、地域支援事業費821万8,000円、基金積立金4,477万3,000円、諸支出金136万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第57号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ810万4,000円を減額し、総額を1億7,965万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金8万2,000円を増額し、後期高齢者医療保険料811万1,000円、繰入金7万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費7万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金、これが791万5,000円、諸支出金11万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第58号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては、既定の額に40万9,000円を増額し、収入予算総額4億990万9,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に116万9,000円を増額し、支出予算総額を4億3,157万1,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、特別利益40万9,000円を増額し、支出の内容につきましては、営業費用116万9,000円を増額するものであります。

また、資本的支出につきましては、既定の額に387万7,000円を増額し、支出予算総額を2億2,148万5,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、工事費負担金還付金387万7,000円、これを増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

また、月曜日からは一般質問ですので、質問の方々はしっかりと質問していただきたいと思います。通告に従って質問をいただきたいと思います。

今日のご苦労さまでした。

(午前10時47分)

令和 3 年 1 2 月 6 日 (月曜日)

(第 2 号)

令和3年第431回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年12月6日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	阿部正人君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君	商工推進課長	佐藤浩彦君
都市整備課長	福田和也君	上下水道課長	柏村秀一君

教育次長兼
教育振興課長

国 井 淳 一 君

子育て支援
課 長

小 椋

勲 君

職務のため出席した者の職氏名

議事事務局長 氏 家 康 孝

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認をさせていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご了承ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。傍聴席の皆様、大変ご苦勞さまでございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、罹患された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症が長期化している中、感染拡大防止にご尽力されている皆様に深く敬意と感謝の意を表します。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。大きな項目で2つ質問をさせていただきます。

まず1つ目は、今年の夏、8月から9月にかけて、コロナウイルス新規感染者が爆発的に拡大したコロナ感染第5波でございましたが、その後は予想外のスピードで終息いたしました。

主因の一つが、ワクチン接種の進捗であることは疑いの余地はございません。本町でのコロナウイルスワクチン接種率も現在8割から9割を示す値となってきております。9月末には県の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置も解除されましたが、いまだ人出の回復については緩慢な状態が続いております。また、今後訪れるであろう第6波についての懸念も、人出回復に歯止めがかかっている要因の一つであると考えられます。

個人消費についてですが、自粛・外出控え、消費者マインドの低迷は続いており、町内の経済にも大きな影響を与えております。

町の経済対策として、今月初旬には5,000円分の矢吹町くらし応援商品券の配布が決定しており、明るい話題となっております。また、これまでも矢吹町店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金や、矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金など、様々な施策を取って対応されてきております。今後、このコロナ禍の中で感染対策を徹底しながら、新たな経済対策、各種給付金等や支援を検討していく際に、これまでの経済対策の効果をしっかりと検証した上で、本当に必要な方や困っている事業主等へ支援が行き渡るようにしていかなければならないと考えます。

ここで、次の質問をさせていただきます。

1番、昨年11月に配布された矢吹町くらし応援商品券1万円分の使用先、業種別の内訳をお示し願います。

2つ目、今後のコロナ禍の状況を見据え、これまでの経済対策の効果を検証した上で、矢吹町独自の経済支援策を検討されていく考えはあるのかをお伺いいたします。

3つ目といたしましては、町内の各事業主や商工会などの方々と連携して、町の事業を生かした取組の考えはございますでしょうか。

それでは、2つの質問に移ります。

近年の少子高齢化の進展や雇用環境等、様々な社会経済状況の変化によって、子供たちを取り巻く環境に大きな影響を与えております。また、核家族、夫婦共働き、ひとり親世帯が増加していることもあり、生まれ育った環境により教育にも格差が生じております。その中で特に問題視されているのが、子供の貧困の問題でございます。厚生労働省の調べでは、2018年時点で日本の17歳以下の子供の相対的貧困率は13.5%となっております。

しかし、多くの方は子供の貧困について実感が湧いていないのが実情であります。その理由は、貧困である子供やその親に自覚がなく自ら支援を求めなかったり、貧困の自覚があっても周囲の目を気にして支援を求めないということがございます。そして、この相対的貧困の中の約半数がひとり親世帯であるということも大きな問題となっております。

ひとり親の場合、家事と仕事、育児を独りで行わなければなりません。家事や育児の比重が高いほど、生活はより苦しいものとなります。金銭的な問題だけでなく、日々の疲労やストレスが蓄積されていくと、身体的、精神的な問題にもつながりかねません。

ひとり親世帯は、子供にも悪影響が出る可能性があります。例えば、親はお金を稼がなくてはいけないため、深夜まで仕事をし、家に早く帰ることができないというケースです。そうなった場合、子供は独りで過ごさなくてはいけなくなり、コミュニケーションを取る機会が減ってしまいます。コミュニケーションは成長過程において重要な要素です。おろそかになってしまうと子供が大人になったときに苦労します。また、独りでは勉強で分からないことがあっても聞くことができず、宿題をする習慣も身につかないなど、学力の低下につながる要因となってしまいます。また、食事についても、親が忙しくご飯を作る時間がないなどの理由からインスタント食品中心となってしまい、栄養バランスの取れた食事は一日の中で学校給食でしか賄えないという状況もございます。

それぞれの家庭にどんな事情があろうとも、生まれ育った環境によって子供の将来が閉ざされることがあってはなりません。子供の貧困について、町としてしっかり支えていかなければなりません。

子供が安心して楽しく過ごせる場所の確保については、放課後児童クラブを充実させることがとても重要であります。学習のサポートについては放課後子供教室、温かい食事の提供については子ども食堂などがございます。私たちができることとしても、炊き出しや、貧困問題を伝えるための講演会等の実施、子供との自然体験活動などボランティア活動や寄附活動といった様々な支援の方法がございます。

本町では、貧困対策を総合的に推進するため、平成29年に第1期矢吹町の未来を担う子ども応援計画が策定されました。また、令和元年度には未来を担う子供たちを安心して産み育てられる環境の整備を図るための基金として、矢吹町子ども・子育て支援基金が創設されました。第1期矢吹町の未来を担う子ども応援計画が令和3年度で終了し、現在、第2期改定中という中で次の点について質問させていただきます。

1番、子供の貧困が非常に見えにくいという中で、本町で効果的な施策を実施していくために必要な子育て世代の生活状況の把握はどのように行っているのか、お伺いいたします。

2つ目、現在、第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画改定中ということでございますが、第1期計画から大きく変わる点があるのかをお伺いします。

3つ目といたしましては、矢吹町子ども・子育て支援基金について、子供たちの健全育成のために、とてもよい制度であると思います。今後、この基金はどのように活用されていく予定なのか、お伺いいたします。

以上について一般質問を終了します。ご答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴席に来ておられる皆様、今日は本当にありがとうございます。大変お忙しい中、励みになります。

また、長期化しております新型コロナウイルス感染症、またコロナ禍の中で罹患された方々、そしてまた亡くなられた方々にお見舞いとお悔やみを心から申し上げます。そして、今、コロナ禍は若干落ち着いた状況ではありますが、これまで長期化したコロナ禍の中で、ワクチン接種をはじめコロナとの闘いに大変ご尽力いただきました医療関係者の皆様、そしてまた、その他関係者の皆様に心より御礼と敬意と申し上げたいと思います。それでは、答弁をさせていただきます。

1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和2年度に実施した矢吹町くらし応援商品券についてのおただしであります。

まず、この商品券事業の実施につきましては、長引くコロナ禍における先の見えない不安の中、町民の皆様には感染拡大防止のため、外出や介護などを控えるなど活動の制限や自粛が強いられ、また、飲食店をはじめとする事業主の皆様におかれましては、感染拡大防止のための経費が増え経営継続に苦労を強いられている状況を目の当たりにし、正しく恐れ、感染防止対策を徹底しながら経済活動を進める必要性を強く認識し、町民の皆様、事業主の皆様を応援するため、そして、町を元気にするために取り組んだ事業であります。

議員おただしの令和2年度矢吹町くらし応援商品券につきましては、令和2年10月1日を基準日とし、1万7,233名の町民の皆様には1人当たり1万円、総額1億7,233万円分をお配りし、そのうち1億6,984万5,000円分、98.56%の商品券が令和2年11月1日から令和3年1月31日までの期間使用されております。町民の皆様、そ

して、商店主の皆様からは大変ありがたいとお言葉をいただいております、お配りした商品券が町民皆様の暮らしや家計の応援に役立ち、また、コロナ禍において売上げが落ち込んでいる商店主の皆様への一助になれたものと考えております。

次に、商品券の使用先であります、町内に本店を有する138店舗で3,474万2,000円分。全体の約20%分が消費されており、大型店舗やコンビニエンスストアなど町外に本店を有する30店舗では、1億3,510万3,000円分、全体の約80%の商品券が使用されております。また、商品券の配布に併せ、私からコロナ禍において感染予防対策等にご理解とご協力をいただいております町民の皆様への思い、そして、当該商品券の使用に当たっては地元の商品を応援していただきたい旨をつづったメッセージを同封し、商店街等での販売促進をお願いしており、ご理解を願いたいと思います。

次に、業種別の内訳であります、小売業では8,000万円、47%、飲食業で3,600万円、21%、理美容業で約2,200万円、13%、建設業で340万円、2%でありまして、その他、自動車関連で700万円、4%、医療関係で約500万円、3%、クリーニング店で約340万円、2%、ガソリンスタンドで約170万円、1%、ホテル・旅館では約170万円、1%、学習塾、直売所、健康センターなどで約1,000万円、6%であります。

業種別におきましても、大型店舗など小売業での使用が多い状況ではありますが、飲食店など町内店舗での使用もされており、地元商店の応援につながる一助となったものと考えております。

なお、本年度につきましても、1人当たり5,000円の令和3年度矢吹町くらし応援商品券事業を実施し、町民の皆様、商店主の皆様へのさらなる支援につながるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を願います。

次に、今後の町独自の経済支援策についてのおたかしであります。

現在、長引くコロナ禍によって、町民の皆様には活動の制限や自粛が続いたことにより、事業主の皆様におかれましても、その影響による売上げの減少、感染防止対策など苦勞されている状況が解消されているわけではなく、引き続き継続的な支援が必要であると考えております。今年度は正しく恐れ、感染防止対策を徹底しながら経済活動を推し進めることを前提に、矢吹町店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金交付事業、そして矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金事業、そして令和3年度矢吹町くらし応援商品券事業に取り組んでおります。

まず、矢吹町店舗応援キャンペーン感染予防対策助成金交付事業であります、11月末現在で119店舗に357万円を交付しております。

次に、矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金事業であります、11月末現在で105事業所に1,050万円を交付しております。

次に、令和3年度矢吹町くらし応援商品券事業であります、令和3年10月1日を基準日として、1万7,105名の町民の皆様に対し、12月1日より順次商品券を配送してございまして、使用期間は令和3年12月1日より令和4年3月末日までとしております。

また、商品券取扱加盟店舗は11月末現在で168店舗にご加盟いただいております、随時、加盟を受け付けているところであります。これからの時節、町民の皆様は支出が増え、商店の皆様には書き入れどきとなるクリスマスから年末年始を迎えるところでありますが、家計応援と店舗応援が、より効果的に得られる時期に合わせ実

施したところであります。

また、議員おただしのこれまでの経済支援における検証につきましては、今年度取り組んでいる事業も併せた検証が必要であると考えておまして、事業完了後に事業者へのアンケート調査を実施する予定でありますので、ご理解願います。

なお、今後の新たな支援策につきましても、機を逸することなく新型コロナウイルス感染症の感染状況や地域経済の状況、社会情勢の変化を注視し、町内金融機関や町商工会等の関係機関と協議、連携しながら、望まれる支援策についてスピード感を持って実行してまいり所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、各事業主や商工会等との連携についてのおただしでございます。

新型コロナウイルス感染症対策及び各種支援策を講じる際には、事業主の皆様からのご意見を参考にさせていただき、また、町商工会と協議し連携を図りながら検討し取り組んでおります。具体的に矢吹町店舗応援キャンペーンでは、事業主の方から、売上げが落ち込んでいる中で感染防止のため、アルコール消毒液やアクリルパーティションを購入することは非常に厳しいと伺いまして、感染防止対策に係る助成金及びアクリルパーティションの貸出しを決定したほか、矢吹町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金につきましては、お客さんが減っても仕入れや仕込み、また、それらに係る光熱水費、家賃等の固定費は変わらずにかかっていくとのことから、今年度も継続、拡充し給付することとしたところであります。

令和3年度矢吹町くらし応援商品券事業に際しましては、事業主の方からくらし応援商品券を利用したお客様に、うちでは独自のサービスを行うこととしたとお話を伺うなど、独自の取組を行うという意思表示をいただき、ほかにもそのような考えをお持ちの事業主もいるとの情報をいただきましたので、今回、新たに事業主の皆様の独自の取組について募集し、町の公式ホームページ及び公式フェイスブックにその取組を紹介するなどの支援を行うこととしたところであります。

なお、町商工会では、当該各種支援事業の周知や矢吹町店舗応援キャンペーンの参加申込店舗に対する感染対策の現地審査と、矢吹町くらし応援商品券の加盟申込受付について対応していただくなど、令和2年度に引き続き取り組んでいただいております。

今後におきましても、新たな支援策や対応を検討する際には、町商工会や事業主の皆様、関係機関・団体と協議を図り、連携しながら各種事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 皆様、おはようございます。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、子育て世帯の生活状況の把握についてのおただしではありますが、子供の貧困につきましては芳賀議員もご承知のとおり、一般的に実態の把握が困難であると言われております。それは、見た目には普通に見え

る子供が多く、その多くは生活が困難であることを絶対に言わないなどがあるためであります。概念的イメージとして、親の収入が少なく、または親の雇用状況が不安定であるなどして経済的に困窮している家庭で暮らしている子供たちと認識しております。

このようなことが背景となり、親の子供への関与が不足することで学習や社会体験の機会が乏しくなり、子供の基本的な生活習慣や社会性、自尊心も十分に培われずに置かれていってしまうなどの教育格差が生まれ、様々な面で不利益な状況に陥ってしまうことは考えられます。

さて、子育て世帯の生活状況の把握についてであります。昨年度、児童生徒及び保護者を対象に実施した子どもと子育て家庭の生活実態調査において、児童生徒に対しては子供の家庭での生活習慣に関する内容として朝ご飯や歯磨き、テレビを見る時間、寝る時間、勉強時間や読書時間、また学校や友達とのこと、自分の将来のことなどについて、一方、保護者に対しては婚姻関係、子供と家族の関係、保護者の就業状況や所得状況、経済的困窮状況などを認識しております。

子供の貧困については、具体的に家庭の生活困難リスクの状況を次の3つの要素に区分しています。1つ目は低所得、2つ目は家計の逼迫、3つ目は子供の体験や所有物の欠如であります。そのうち2つ以上に該当する家庭を困窮家庭、1つに該当する家庭を周辺家庭、該当しない家庭を一般家庭と位置づけ、子供たちの生活習慣やその様子、家庭の生活状況や保護者に関する事など幅広く調査、把握し、子育て支援施策、貧困対策の基礎資料として活用しております。

実態調査では、対象児童500件のうち304件から回答がなされ、その集計結果から家庭区分における生活困難度の割合は、困窮家庭が33件、約11%、周辺家庭が54件、約18%、合わせて87件、約29%であり、10名のうち約3名は生活する上で何らかの悩みを抱えていることがうかがえます。

このことから、本町では子供の貧困問題が表面的に分かりにくいことを十分理解した上で、貧困リスクの高い子供と家庭を経済面だけで捉えるのではなく、子供期という成長過程に焦点を当て、子供の健康状態のほか、家庭、地域での孤立感など、子供の育つ環境全般にわたる複合的な課題として学校や地域全体で把握することに努め、今後必要な支援策を検討し講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、第2期矢吹町未来を担う子ども応援計画改定に伴う現計画との変更点についてのおたがしであります。初めに、矢吹町の未来を担う子ども応援計画は子供の貧困率が上昇傾向であることを踏まえ、子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、矢吹町の未来を担っていく子供の成長を応援するなど、子供の貧困対策を総合的に推進するための計画であり、第1期計画は平成29年度から令和3年度までの5か年です。第1期計画が今年度で終了することから、子供や子育て家庭及び子育て家庭を支援している関係機関へ実態調査を行い、また関係各課と現計画に掲げた事業の取組状況の分析及び評価を実施したところでもあります。

次期計画につきましては、現計画の基本理念に沿い、子ども・子育て支援及び次世代育成に係る事業取組のさらなる充実を図ることとしており、具体的には近隣市町村を参考にしながら、子ども食堂や貧困家庭への学習支援、子供の相談窓口等の支援について検討を深めてまいりたいと考えております。また、子育て世帯の抱える問題、課題等を精査しながら、地域や多様な主体の参画を促進し、子供の成長段階に応じた切れ目のない

実効性のある総合的な計画を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹町子ども・子育て支援基金の活用についてのおただしであります。子ども・子育て支援金は、矢吹町に暮らす子供たちが未来に向かって不安や葛藤を乗り越え、希望をかなえるための挑戦を持続的に支援できるよう、地域福祉の視点に立ち、企業も含めた社会全体、地域全体で子供の未来を応援する財源として令和元年度に創設された基金であります。令和3年度については、子ども・子育て会議において活用方法について検討し、本に触れることが少なくなってきた子供たちに、たくさんの本と触れ合ってもらうことを目的に、4町立幼稚園及びひかり保育園、認定こども園野のはな、認定こども園ポプラの木、イマジン・レインボー、サンライズキッズ保育園矢吹町園へ児童書を購入し配付する予定であります。

なお、子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条に基づき設置されているもので、子供の保護者や子育て支援に関わる事業従事者や学識経験者等で構成されており、本町の子ども・子育て支援施策に関し教育委員会が必要と認める事項について調査、審議する会議として設置されております。また、令和4年度以降の基金の活用方法につきましては、近隣市町村を参考にしながら子ども食堂や貧困家庭の学習支援、子供の相談窓口等の支援について検討し、子育て世代の抱える問題、課題等を精査し、教育、保健福祉、労働、生活環境分野等との連携により、効果的な支援への活用につなげていけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） それでは、再質問させていただきます。

子育て支援についてなんですが、矢吹町子ども・子育て支援基金についてでございますが、この基金については現在2,200万円ほどあると伺っているのですが、現在、保有しているこの基金のみで今後運用していくのか、それともまたは町に予算の計上を求めていくのか、持続可能な財源として今後どのようにこの基金を確保していくのかをお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援基金につきましては、子ども・子育て支援の充実を目的に、現在は地元企業から頂きました寄附金を基金に積み立て、運用を図っているところでございます。議員おただしのとおり、今後計画していく事業を継続的に実施していくためには、財源の確保が必要となっております。財源の確保及びその活用につきましては、町民や事業者の皆様、地域の宝であります将来の矢吹を担ってくれる子供たちを地域社会がみんなで育てていくことの趣旨をご理解していただくことが大事だと考えております。そのためには、広報紙やホームページ、ソーシャルネットワークサービス、SNSなどで基金の活用状況を発信することなど、情報提供を行っていく上で取組を進めてまいりたいと考えております。

また、町の宝であります子供たちの環境整備として必要な予算につきましては、基金の活用だけでなく来年

度の当初予算においても計上する予定となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で芳賀議員の質問へのお答えといたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○1番（芳賀慎也君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は10時50分からです。よろしく申し上げます。

（午前10時38分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午前10時50分）

◇ 関根貴将君

○議長（角田秀明君） 通告2番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆様、おはようございます。また、早朝より傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

昨年の1月、国内でコロナ感染が確認されてからもうすぐ2年となります。新たな変異株など感染が拡大している国も多数あり、いまだ終わりの見えない状況ではありますが、日々、対策、対応に当たられている町執行部の方々はもちろん、全国の医療従事者に敬意を表し感謝を申し上げますとともに、一日でも早く終息し、世界の人々に笑顔が戻ることを願います。

それでは、通告に従い2点の一般質問をさせていただきます。

1、IoTなどを駆使した高齢者見守りシステム等について。

さきの9月定例議会で、同僚議員からも高齢者福祉の問題についての質問がありましたので、重複する部分もございますが、高齢者、特に独り暮らしの高齢者の見守り対策についてお伺いさせていただきます。

現在の日本は高齢化が進み、本町においても今後ますます高齢化が進んでいくと予測されている状況において、介護など高齢者へのサービスの充実に注力していくことは当然のこととして、地域のつながりが希薄になっている状況の中、特に一人世帯の高齢者をどのように見守っていけるかという課題も出てきておりますので、町としての見解及び対策等を伺います。

（1）当町において、一人世帯の高齢者の数をお示しいただき、それら的高齢者に対し、町、そして民生委員などの支援はどのようなものであるかお尋ねいたします。

（2）現在、65歳以上の独り暮らし世帯は全国で約700万世帯という統計があり、全国での孤独死は約3万人という現状となっております。孤独死が増えているという残念な現実問題がある中、行政側の民生委員などによる訪問等は高齢者にぬくもりと安心感を与えられるというメリットがある一方、マンパワーだけでは緩や

かな見守りであり、頻度の点で不確実性が残り、万一の緊急事態への対応が難しいという面もございますので、行政としてＩｏＴ機器などを利用しお年寄りを見守る政策など、現在の取組状況及び今後のお考えをお尋ねいたします。

大きな項目２番目、教育施設及び設備等の整備について。

時代とともに変遷していく教育環境や子育て世代の多様性、少子化問題などを踏まえ、行政としては将来の矢吹町を担う子供たち全てに教育施設の充実度や安全性はもちろん、衛生面など十分な環境の下で伸び伸びと健やかに学習していただきたいと願いますが、町内の教育施設は老朽化が進んでいる状況であり、これらの課題を含んだ教育施設の今後の改修整備の実施予定や備品などの調達などについてお伺いいたします。

(１) 町内の各幼稚園・各小学校の現在の校舎は、増築または大規模改修などを含め、いつ竣工されたものかをお示してください。

(２) 教育委員会に対して、各幼稚園・各小学校から提出された要望書の内容に対する今年度及び過去３年ほどの取組状況、実行率、今後の課題などについてお尋ねいたします。

(３) 今定例会の中で、教育施設の改修や備品購入のための補正予算が組まれておりますが、毎年要望書が提出されていることから、これまでの未実施案件を含め計画的に施設等の整備をするためにも、施設運営事業費や管理運営事業費への当初予算を拡充するお考えがないかをお尋ねいたします。

質問は以上となります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、２番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、ＩｏＴなどを駆使した高齢者の見守りシステム等での本町の独り暮らし高齢者の数及び民生児童委員などの支援についてのおただしであります。ＩｏＴ（インターネット・オブ・シングス）の略でありまして、モノのインターネットと訳されております。センサーや通信機器等を備えたものと、インターネット経由で情報のやり取りが可能であり、様々な場所で活用され、高齢者の見守りを目的とした製品、サービスも提供されております。これらは高齢者の見守り等において非常に有効な手段であると認識しておりまして、費用対効果を踏まえ先進事例等を調査し、運用等について検討してまいります。

さて、議員おただしの本町における独り暮らし高齢者の数及び支援についてであります。まず、65歳以上の独り暮らし高齢者の数について、平成27年国勢調査では551名、令和2年国勢調査では670名となっております。また、本町で作成しております避難行動要支援者名簿では、75歳以上の独り暮らし高齢者について調査しておりまして、令和3年4月1日現在で300名となっております。

次に、民生児童委員などの支援についてであります。本町における独り暮らし高齢者の見守りサービスとして、おおむね65歳以上の方を対象としまして、週1度の安否確認の実施及び急病や事故等の緊急事態に陥ったとき、緊急通報装置を用いて緊急通報先に通報させ、当該高齢者等の救助、援助等を行う緊急通報システム事業、そして、65歳以上の自らごみを搬出することが困難な方、こちらを対象に週1度安否確認し、併せて家庭ごみを訪問し収集するさわやか訪問収集事業があります。また、70歳以上の方を対象にしまして健康 balan

スのよいお弁当を週1度配達し、併せて安否確認を行う、この配食サービス事業を実施しております。これらの事業実施に当たり、民生児童委員には配食サービス事業の配達員、緊急通報システム事業の緊急訪問対応を担っていただいているほか、日常的に高齢者宅を訪問し支援を行っていただいております。

また、個人宅配など通常の配送業務で訪問の際、訪問先等で異変を発見したときに、必要に応じ警察や消防、町に連絡をいただく地域見守りの取組に関する協定を令和3年7月28日に、みやぎ生活協同組合と締結しております。

なお、同様の協定を日本郵便株式会社とも締結しており、さらに福島県において福島民友新聞社、そして福島民報社、三井住友海上火災保険株式会社、一般社団法人の福島県医薬品配置協会、佐川急便株式会社南東北支店、社会福祉法人福島県社会福祉協議会などと、県内全域を対象として県下市町村と連携を図る協定をそれぞれ締結しております。今後も民生児童委員等のご協力の下、顔と顔を合わせた支援を関係機関と連携し継続実施し、高齢者の安全・安心を図りつつ、I o T機器による見守りの導入について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、I o T機器などを利用した高齢者への見守りの取組状況及び今後の方針についてのおただしであります。

現在、本町におけるI o T機器を利用した高齢者の見守り事業は行っておりません。また、近隣市町村においても導入している事例はないものと認識しております。本町におきましてはI o T機器に代わる高齢者等の見守りとして実施しております緊急通報システム事業は、固定電話回線を利用し、オペレーターと利用者が直接会話することにより、利用者の健康状態の確認、相談対応及び緊急時の対応を行っております。また、居室内に火災報知機や人感センサーを設置し緊急通報装置と連動させることで、利用者が自ら緊急通報ボタンを押すことができない場合、この対応も図っておりまして、緊急通報を受けたオペレーターが利用者の状況確認、それから救急車の手配及び緊急連絡先への現地確認の依頼を行っております。さらには、先ほど答弁いたしました各種高齢者サービスの実施により、実際に民生児童委員等の訪問員が居室内で倒れている高齢者を発見し救急搬送により大事に至らなかったという好事例もあり、一定の成果が得られております。

一方で、残念ながら発見時には既に死亡しているという事例も起きているほか、高齢者サービス事業等の訪問員や民生児童委員による訪問を希望しない方、地域との関わりを希望しない方などもおられます。また、民生児童委員の高齢化や委員の担い手の確保の問題もあり、従来の方法による見守りだけでは限界があるということも認識しております。I o T機器を活用した取組の検討が必要と考えております。今後は、一定の成果が得られております現在の取組を継続し、特に緊急通報システム事業の利用者を増やすため、加入促進を図ってまいります。

また、I o T機器を利用した見守りサービスを導入している自治体の事例やサービス提供企業を調査し、本町における有用性や費用対効果の検討を行い、さらなる高齢者の安全・安心を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、町内の各幼稚園園舎、小中学校校舎の建築・改修時期についてのおただしですが、まず本町の小中学校施設としましては、矢吹小学校の校舎が最も古く、昭和44年度に現在の校舎西側を新築、昭和56年度に東側を増築し、既存の校舎となっております。体育館は平成元年度に新築し、平成22年度に校舎及び体育館の耐震補強を実施、平成26年度から平成28年度にかけては校舎と体育館の大規模改修を実施しております。

次に、中畑小学校であります、現在の北校舎を昭和46年度に新築し、南校舎を昭和59年度に増築しております。体育館は平成2年度に新築し、矢吹小学校と同様、平成22年度に校舎及び体育館の耐震補強を実施しております。また、平成5年度には北校舎の大規模改修を実施しております。

次に、善郷小学校であります、昭和55年度に既存校舎の西側及び体育館を新築し、翌年に校舎の東側を増築しております。善郷小学校においても平成22年度に体育館の耐震補強を実施しております。

次に、三神小学校であります、昭和61年度に校舎、平成14年度に体育館を新築しております。校舎、体育館ともに昭和56年の耐震基準改正後に建築されており、構造上の不具合も生じていないため耐震補強等の実施はございません。

次に、矢吹中学校ですが、平成21年度から平成23年度にかけて校舎と体育館を新築しております。

続いて、幼稚園施設であります、三神幼稚園が最も古く、昭和52年度に園舎を新築し、昭和58年度に保育室を増築しております。

次に、中央幼稚園であります、昭和53年度に園舎を新築し、平成13年度に保育室を増築しております。

次に、中畑幼稚園であります、昭和54年度に園舎を新築し、平成元年度に現在の職員室部分の園舎を増築しております。

また、三神・中央・中畑幼稚園の3園については、平成21年度に耐震補強を実施しております。

最後に、矢吹幼稚園であります、昭和63年度に新築し、耐震補強、大規模改修等の実施はございません。

以上が、町内の各幼稚園施設、小中学校施設の校舎の建築、改修時期となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各幼稚園、各学校から提出された要望書に対する取組状況についてのおただしですが、今年度におきましては幼稚園からの要望が16件、実施したものが11件、実行率は69%であります。小学校につきましては要望が12件、実施したものが8件、実行率は69%であります。中学校につきましては、要望が3件、実施したものが2件、実行率は67%であります。

令和2年度におきましては、幼稚園からの要望が8件、実施したものが5件、実行率は63%であります。小学校につきましては、要望が14件、実施したものが10件、実行率は71%であります。中学校につきましては、要望が3件、実施したものが3件、実行率は100%であります。

令和元年度におきましては、幼稚園からの要望が15件、実施したものが7件、実行率は47%であります。小学校につきましては、要望が15件、実施したものが14件、実行率は93%であります。中学校につきましては、要望が3件、実施したものが3件、実行率は100%であります。

平成30年度におきましては、幼稚園からの要望が11件、実施したものが8件、実行率は73%であります。小

学校につきましては、要望が14件、実施したものが12件、実行率は86%であります。中学校につきましては、要望が3件、実施したものが2件、実行率は67%であります。

なお、主な要望内容は施設の改修や設備の更新となっており、体育館の屋根改修や駐車場の舗装などの要望に対応するには多額の予算を必要とすることが課題となっております。今後とも幼稚園、学校からの要望を踏まえながら計画的な施設整備の実施について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、各幼稚園、小中学校からの要望に対する予算措置についてのおただしであります。例年10月頃に教育委員会に対してPTAから要望が提出されており、その要望内容について優先順位を決定し次年度の当初予算へ予算要求を行っております。このたびの補正予算へ要求しています幼稚園の備品購入費につきましては、追加交付が見込まれている国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として備品の購入にかかる費用を要望しているところであります。また、幼稚園施設の修繕費につきましては、教育費の予算執行状況を精査し、予算を組み替えて対応するものであります。

なお、今年度においては福島県沖地震の復旧事業が増加したことから、復旧工事の進捗に合わせて一部の施設改修費用を補正予算で対応するものとしてあります。通常、教育費の予算編成においては、幼稚園、小中学校からの要望事項を優先して予算措置を行っております。教育施設における福島県沖地震の復旧事業については、今年度で完了する見通しであること、また、平成27年度から取り組んでいる小学校のトイレ改修工事も今年度で完了しておりますので、来年度の当初予算編成においては長寿命化計画に基づく施設の修繕並びに備品購入の予算拡充を図ることにより、幼稚園、小中学校からの要望に計画的に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

1番についてですが、独り暮らしの高齢者に対します様々な施策があることは誠にありがたく、特に緊急通報システム事業に関しては、緊急通報見守りセンサー、火災報知器などのサービスを備えた十分なシステムであると思われま。そこで、現在、緊急通報システムを利用している独り暮らしの高齢者の数をお示してください。お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 関根議員の質問にお答えいたします。

現時点11月30日現在の数値であります。利用者総数につきましては44名の方、利用をいただいております。以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。先ほどのご答弁の中にありました令和2年度の国勢調査

によりますと、本町での65歳以上の独り暮らしの数が670名ほどであり、70歳以上になりますと300名となっているとのことですが、そのうち、この緊急通報システム事業を利用している数が、ただいま44名ということで、独り暮らし高齢者の利用率を見ても65歳以上で7%弱、70歳以上で15%弱と利用率が少なく思われるのですが、利用率が低い要因はどのように思われているかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 関根議員の質問にお答えいたします。

今の割合からすると、やはり利用率は少ないというふうに捉えられるかと思えますけれども、まず、ほかのサービスもあるというところもご理解いただきたいと思えます。ただ、これまで携わってきた人間といたしましては、高齢者につきましても先ほどの子供の貧困と同様に、自分の状況をほかの人に知られたくないという方がいらっしゃるのも事実であります。あと、ほかの人と接触することもなかなか好まない方がいらっしゃるというのも事実でございます。そういった課題はありますけれども、やはりこの緊急通報システムにつきましては有効な手法というふうに考えておりますので、我々のほうでも、もっと利用者が増えるように頑張りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

県内や町内に子供や親族がいる独り暮らしの高齢者もいると思いますが、県外に子供がいる高齢者の方もおり、このコロナ禍の中では親に会いに行きたくとも会えない状況が続き、親を思う子供にとっては不安な日々を過ごしているのではないかと思いますので、一人でも多くの方々に高齢者の見守りシステムを周知検討していただきたいと思っております。

そこで、利用料に関してですが、このシステムの導入に際しての利用料はいかほどか、お示してください。また、補助などあれば、減免などあれば。

○議長（角田秀明君） 1つずつ。

答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 関根議員の質問にお答えいたします。

この機器の導入に際する初期費用につきましては、全くございません。なお、自己負担につきましては月額の利用料ゼロ円から4,950円というふうに定められておりますが、先ほど申し上げました44名のうち利用料を負担していただいている方は1名だけの方になっております。この方も減免されておまして、月額3,566円という利用状況になってございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 現在、ほとんどの方が無料で使用できるということですが、生活保護世帯、所得税非課税世帯は利用料が無料となっているそうです。課税世帯は現在、課税額によって自己負担の割合が決まっているとのことですが、現在、緊急通報システムを利用している方々の負担額は、1名以外、ほとんどの方が無料とのことですが、裏を返せば自己負担がある方々は利用していないとも言えるのではないのでしょうか。高齢者が増加傾向にある今、様々な民間企業が様々なサービスを展開しており、一つの例を出しますと、自宅にネット環境やW i - F i 環境がなくとも I o T 機器を利用し、初期費用無料、月額1,000円ほどで民間の手厚いサービスを受けられるものもございます。このサービスは県内で13市町村が採用していると伺っております。今のシステムとは別に安価で良質なサービスであれば選択肢を増やすということも考慮してみてはと思うのですが、いかがでしょうか、ご答弁願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長（阿部正人君） 関根議員の質問にお答えいたします。

議員からご提案いただきました電球によるセンサーの機能を持ったものにつきましては、大変有効であるというふうに考えております。先ほど町長答弁申し上げましたけれども、今後の I o T の機器をどのように導入していくかというところで、これらについても検討の材料とさせていただきたいと思っております。

なお、町全体として現在、行政のデジタル化についての計画を取りまとめようとしているところでありますが、私どもといたしましては各世帯に対してのタブレットの配布をして健康管理することはできないかというようなことも考えておりますので、今後協議をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、大項目2番目に移りたいと思います。

ご答弁の中でもありましたように、各幼稚園、各小学校、そして中学校からの要望は多岐にわたり、限りある予算の中で優先順位をつけるにも苦労が絶えないであろうとおもなばかるところであります。しかしながら、子供たちの安心・安全を守り、よりよい環境維持のためにも迅速に対応しなければならない要望があることも確かです。

例えば、今回の12月定例会で提出された補正予算の中で、全幼稚園の全教室に空気清浄機能つき加湿器を購入するための予算が組み込まれておりますが、この要望は昨年度も提出されており、コロナの感染リスクを抑えるためにも、また、民間企業や個人商店でさえも空気の循環を促す機器の導入を独自で行っている世の中の動向を考慮すれば、昨年度中にでも対応すべき件であり、また、今年度においても、なぜ当初予算ではなく今

の時期になってしまったのかお尋ねいたします。お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 関根議員の再質問にお答えいたします。

空気清浄機つき加湿器の導入についてですが、今年度の予算編成に当たっては、昨年度もそうですが、コロナウイルス感染症対策のためにまず優先すべきものとしまして、消毒液であったり手袋等の消耗品費、こちら、感染症対策として品薄な状態が続いておりました。一定数の確保のために昨年度もそうですが、需用費、消耗品費です。消耗品費に多くの予算を割いて感染症対策に取り組んでまいりました。その結果、議員質問のとおり空気清浄機つき加湿器の購入費用については当初予算で十分に確保できませんでした。そういった関係で今議会で補正予算で対応しております。

これまで、空気清浄機については整備されておりましたが、各幼稚園とも国・県の感染症対策に基づきまして十分な換気を行って対応してまいりました。これからは、ちょっと冬場で換気によりまして室温の低下等、健康への影響も考えられますので、補正予算が可決し次第、早急に各施設に空気清浄機つき加湿器を配備してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ありがとうございます。

今回の要望書の中の一つに、幼稚園のプレーホール天井の電球の交換がありましたが、幼稚園の天井までは8メートルほどの高さであり、足場を組まないと交換できない作業でありましたが、2日前、幼稚園の発表会があり訪問したところ、全ての蛍光灯が点灯しておりました。園長先生によりますと、卒園までに間に合えばいいなということではあったのですが、発表会に間に合わせていただき大変喜んでおりました。迅速な対応、誠にありがとうございます。

それとともに、今回の補正予算に組み込まれている備品の搬入についてですが、世界的にもコロナ、そして新たな変異株の猛威ははまだ衰えず、インフルエンザも流行する時期となりましたので、迅速に対応していただきたいと願いますが、補正予算が通ると仮定した場合、いつ頃、各園に設置されるかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 関根議員の質問にお答えいたします。

まずは、その予算の決定を待っての発注となりますので、その点はご理解いただきたいんですが、遅くとも年内、12月中には整備して、全てが確保できるかどうかは分かりませんが、確保ができたものから順次幼稚園の施設のほうに設置したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。12月に設置が可能とあれば、ぜひ課長に赤い衣装をま
とっていただき、無償の愛を届ける矢吹町のサンタさんとして各園に届けていただくのも一興だなと思います。
ありがとうございます。

先ほど触れましたように、幼稚園の発表会を見てきたのですが、園児たちの発表後涙を流し声を詰まらせな
がら園児たちの成長を褒めたたえてくれる担任の先生がおりました。幼稚園の先生も各小中学校の先生も、子
供たち一人一人を愛し接してくれています。現場で働く先生たちのためにも、子供たちや保護者のためにも、
もちろん町民の方々のためにも、執行部、そして行政側こそ、しっかりと対応していかなければならないと強
く思った次第です。今後の対応、また未実施の要望などもよろしく願いいたします。

以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

◇ 堀 井 成 人 君

○議長（角田秀明君） 続けて、通告3番、5番、堀井成人君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴に来られていただいている皆様、ありとうご
ざいます。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、阿武隈川緊急治水対策プロジェクト（遊水地事業計画）について。

令和元年台風19号に伴う洪水により、三神地区を流れている阿武隈川の堤防が決壊し大規模な内水被害が発
生しました。住宅の床上浸水、収穫前の稲作の被害、また畜産農家など甚大な被害を受けました。当町では死
傷者はいませんが、福島県内では32名の方が亡くなりました。犠牲になった方のご冥福を心よりお祈
り申し上げます。

国土交通省では、令和2年1月に阿武隈川緊急治水対策プロジェクト（遊水地事業計画）を発表いたしまし
た。三城目地区行政区内では、令和2年3月28日に国土交通省での阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの第1
回目の代表者説明会を新旧区長20名が参加の下、三城目集落センターで行われました。地元住民説明会はコロ
ナウイルス感染症対策のため、令和2年7月に三城目地区内の住民説明会を町文化センターで行われました。
また、令和2年8月に行政区内の説明会を三城目集落センターで3回に分けて行われました。令和3年6月の
国土交通省での説明会では、三城目地区内の宅地、農地約100ヘクタールを買上げし、遊水地事業を実施した
い説明がありました。町では8月に遊水地計画の対象エリアを対象にアンケートを実施しました。令和3年11
月に計画の対象者を3回に分けて意見交換会が行われ、いろいろな意見、相談会が開かれました。

このような中、町では阿武隈川緊急治水対策プロジェクトへ対応するため、令和3年10月1日に町の組織改
編により、室長により農業振興課内に遊水地対策室が設置されました。専属の室長1名と、本計画に係る
課の職員9名を兼務職員として横断的な連携を図れる体制になり、地域住民との連携が取りやすくなりました。
そこで、次の点についてお聞きします。

(1) 遊水地対策室が設置されましたが、対策室の役割をお聞きます。

(2) 遊水地対策室は、5つの課（企画総務課、税務課、まちづくり推進課、上下水道課、都市整備課）の職員が兼務していますが、それぞれの課がどのような関わり、どのような役割をするのか、お聞きます。

(3) 遊水地が完成した後、平常時における利活用について町はどのように考えているのか、お伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、5番、堀井議員の質問にお答えいたします。

初めに、遊水地対策室の役割についてのおただしであります。

国では、令和元年10月に発生した台風19号により甚大な被害を受けた阿武隈川の治水対策として、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを計画し、その一環として本町を含む鏡石町及び玉川村に遊水地群を整備することが決定されました。このプロジェクトは、10年間の事業期間において、全体として約1,840億円の事業費をかけ、阿武隈川の河道掘削や堤防整備、そして遊水地群を整備し、阿武隈川沿川住民の安全・安心を守ることを目的としております。

本プロジェクトは、国が行う事業ではありますが、対象となる地元の方々の生活に大きな影響を及ぼす事業であり、また、町の各種将来計画にも影響がある大変重要な事業と考えております。町としましても積極的に本プロジェクトに関わらなければならないと考えておまして、10月1日付での組織改編により、農業振興課内に遊水地対策室を設置したところであります。

遊水地対策設置前の組織体制としましては、河川管理という観点から、主に都市整備課を中心に本プロジェクトに係る業務を担ってきたところであります。遊水地対策室では、主に営農対策、住宅移転、インフラ・河川改修、防災・減災の業務担当を想定しておまして、特に農地移転を含む営農対策の業務量が多く重要となることから、農業振興課内に遊水地対策室を設置し室長を専任で配置し、関係各課から職員9名を兼務により配置する横断的な組織改編を行ったところであります。

今回の組織改編により、遊水地事業に関する相談窓口を一本化し、関係各課の連携強化により遊水地対策室の役割である住民からの相談窓口、国と住民の橋渡し役、事業を円滑に進めるための調整役の機能が十分に発揮でき、スピーディーな対応が可能になるものと考えております。本プロジェクトは令和10年度末までの長期にわたる事業計画であり、対象エリアの地権者の皆様や地区住民の方々には、今後ご負担やご苦勞をおかけすることになるかと思いますが、町といたしましても国や県と連携して、地権者を含め関係する皆様と本事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、遊水地対策室を兼務する各課の役割についてのおただしであります。

まず、農業振興課においては、本プロジェクトの対象エリアのほとんどが農地であることから、専任職員の室長、さらには3名の兼務職員を配置して、農政、営農対策全般の対応など本事業の総括に関する役割であり、都市整備課2名の兼務職員は対象エリア内を含めた道路や河川等のインフラ対策、そして、上下水道課1名の兼務職員は対象エリアを含めた上水道や下水道のインフラ対策、そして、まちづくり推進課1名の兼務職員は

対象エリアを含めた防災・減災対策、税務課1名の兼務職員は、遊水地整備計画により影響を受ける地権者等への税制全般の相談等への対応、企画総務課1名の兼務職員は関係各課との総合調整、この対応に関する役割としております。

このように6課10名の職員を遊水地対策室に配置し、対象エリアの地権者の皆様や地区住民からの相談等に速やかに対応するとともに、本プロジェクトに対し横断的な組織体制により取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、遊水地が完成した後の平常時における利活用についてのおたしであります。

今回、国が進めている阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより整備される遊水地群につきましては、対象エリアの土地を全て国が買い上げて整備する方式と決定がされております。そのため遊水地内に水がたまっていない平常時の利活用方法が、町及び地区住民の皆様の今後の大きな課題であります。

利活用の方法につきましては、まだ国からの詳細な計画が示されていません。具体的な協議が進んでおりませんが、今後、地域住民の皆様の意見を十分に聞き取りし意見を尊重しながら、利活用計画を検討してまいります。

なお、隣接する鏡石町や玉川村にも遊水地が整備されることから、平常時の利活用につきましては3町村で連携を図りながら検討を深めていく必要があると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、堀井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○5番（堀井成人君） 今、町長のきめ細かな答弁、ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 堀井君、番号言って、自分でね。

○5番（堀井成人君） 5番。

○議長（角田秀明君） 5番。

○5番（堀井成人君） 再質問じゃないですけども、今回の遊水地計画は町だけでは成立しません。国・県、近隣市町村などの協力がなければ成功しません。全町民がもちろんのこと、14名の議員さんの協力がなければ安心・安全なまちづくりはできません。次の世代のためにもご協力をお願いし一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、5番、堀井成人君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議をいたします。

再開は1時からです。よろしく申し上げます。

（午前11時43分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） 通告4番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席にはいらっしゃいませんけれども、いつもありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めている皆様方、ワクチン接種に携わる方々、医療機関の皆様へ深く敬意と感謝を申し上げます。今後3回目のワクチン接種が予定されているというふうに聞きます。本当にありがとうございます。

それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

2つの項目とさせていただきますが、1つ目として、防災意識の向上の取組についてであります。

令和3年においては、梅雨や台風により川が増水すると言われる出水期、6月から10月ということになりますが、この時期に当町では大きな災害はありませんでした。しかし、日本全体を見ると台風によって青森、島根、鳥取や九州地区、そして7月1日からの線状降水帯による大雨で、静岡県熱海市には土石流による甚大な被害が出ています。また、今年2月には福島県沖地震が発生し当町にも大きな被害をもたらしました。10月には、千葉県、岩手県などでも、被害はないものの震度5強の地震が発生したりしています。最近の報道ですが、本当に12月に入ってから全国各地で地震が発生しているということもあります。鹿児島県のトカラ列島で地震が活発化しているということで、日本全体、心配される状況があるというところでもあります。

こうした中、9月には矢吹町防災マップが作られて全町民に配布されていますが、このマップを活用して防災意識の向上の取組が必要ではないかというふうに考えます。

そこで、以下についてお伺いします。

（1）今回のマップは、平成30年発行のマップからどのような変更点があって作成されているのか。

（2）町民、町内の企業、従業員などに防災マップの内容を周知することで、防災意識を向上させるための取組はあるか。

（3）小学生、中学生への防災教育はどのように考えているのか。

これらについてお聞かせいただきたいと思います。

2つ目ですが、阿武隈川の河川管理と遊水地対策事業についてでございます。

令和元年10月の台風19号は、特に当町の阿武隈川に大きな被害をもたらしました。この川は三神地区を流れていますが、上流に向かっていきますと、順番に三城目地区、神田地区、中野目地区、明新地区を水が通ることとなります。明新地区と中島村の松崎地区の境には水田があり県道が通っており、少し離れてはいますが民家もあります。この地域は台風に限らず大雨の際にも水があふれ、稲は水没、道路は通行止めとなることが多くあります。私の記憶の中では、昭和61年、8・5台風の被害、平成10年の8・27、それから震災の年の平成23年にも、やはり台風での大きな被害、そして令和元年の台風19号、本当に大きな災害が10年置きぐらいにあるというような状況であります。

今回、河川整備の計画によって三城目地区の遊水地整備事業が進もうとしています。町の対応として、10月1日から遊水地対策室が設置されたところですが、遊水地整備事業では明新地区については触れられていないことから、河川管理、事業効果についてお伺いします。

(1) 阿武隈川の河川を管理する事務所は、三城目地区と明新地区では所管の事務所が違うというふうに聞きますが、相互の連携は図られているのか。

(2) 今回の遊水地対策事業によって、明新地区の浸水被害もなくなるような効果が期待できるのか。

以上が質問の内容となります。回答につきまして、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、今回の防災マップは平成30年発行のマップからどのような変更点があるのかについてのおただしであります。本町では令和元年東日本台風により阿武隈川の堤防が決壊し、三城目、東川原地区及び明新地区に過去最大の洪水浸水被害が発生しております。また、阿武隈川を管理する福島県においては、近年の気象災害の頻発を受け、阿武隈川に係る浸水区域の見直しが行われたところであります。今回は、この県による見直し内容を反映することを目的に町作成の防災マップを更新したところであります。

主な防災マップの更新における見直し、変更点につきましては、阿武隈川に関する浸水区域及び浸水深の最新データの表示、防災情報ため池の決壊による浸水範囲の表示、複合施設KOKOTTOや未来くるやぶきなど新たな公共施設を避難場所として追加するなど、地図面の表示の充実を図ったところであります。

防災に関する情報につきましては、避難行動ガイドのページでは警戒レベルが5段階に整理された新たな避難基準情報を掲載し、さらには緊急時に家族の連絡情報を書き込むことができるわが家の「防災・緊急情報」メモ、風水害対策、地震対策、火災対策及び防災対策に関するページなども追加して掲載しております。

製本につきましても、A列1判の両面印刷6つ折りタイプから、B列4判冊子タイプに変更して、ひも穴をつける工夫を図り、家庭内で、いつでも誰でもすぐに手に取り確認できる仕様としたところであります。また、文字も大きく表示し、地図面につきましても縮尺を1万分の1と従前より拡大したことにより見やすくなっております。

なお、この防災マップデータを町ホームページにも掲載しており、必要な方がいつでも閲覧することが可能であります。近年、全国各地で自然災害が頻発し、住民の方々の防災意識が高まっている現状に対応するため、今後も防災に必要な情報を住民の皆様へ分かりやすく周知してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、防災マップの周知による防災意識を向上させる取組についてのおただしであります。

今年9月号の広報やぶき配布時に、行政区長を通じ、各世帯に1冊、防災マップをお配りさせていただいております。各家庭内で一緒にご覧になり、災害時の危険箇所の把握や避難行動に活用されることを期待しております。さらには、行政区内においても区内の危険箇所などの情報共有や防災に関する意識高揚、防災訓練の実施などの取組に、この防災マップを活用していただきたく、区長会研修会において参加いただいた55名の区長の皆様に、9月30日から2日間、説明をさせていただいたところであります。

また、やぶき経営懇話会をはじめとする町内企業にも、それぞれ5冊防災マップを配布しております。町内企業に配布した目的といたしましては、町内在住の従業員はもとより、町外から通勤する従業員にも阿武隈川

架橋や沿線道路通行の際に、大雨による河川氾濫の危険性や堤防決壊、低地冠水など洪水浸水危険範囲を事前に認識していただくことは、通勤または帰宅時の危険回避に大変有効であり、災害発生時に危険な行動が抑制され、従業員の大切な命を守ることにもつながることから、各企業内での防災教育の取組に活用されるようお願いしたところであります。

なお、今後も防災マップを役場庁舎や複合施設KOKOTTO、保健福祉センター、駅、観光案内所などの公共施設やコンビニエンスストアなど、住民の皆様の手に取りやすい場所に配置するとともに、転入者へ窓口交付するなど防災マップが必要な方に広く行き渡り、防災に関する意識の向上へとつながるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、阿武隈川に係る河川管理区分と事務所間の連携についてのおたしであります。

初めに、令和元年東日本台風をはじめ、近年の気候変動による水害の激甚化等により、本町においても河川からの越水や堤防の決壊など、隣接した農地や農業用施設、さらには住宅や道路など甚大な被害をもたらしましたが、現在、被災箇所の災害復旧工事につきましては、おおむね完了したところであります。

河川管理区分につきましては、旧明新橋から下流の鏡石町方面につきましては福島県県中建設事務所石川土木事務所が、旧明新橋から上流の中島村方面につきましては福島県県南建設事務所で行ってまいりました。しかし、令和元年東日本台風により、阿武隈川全域において甚大な被害を受けたことにより、国では令和2年に阿武隈川緊急治水プロジェクトを策定し、鏡石町、玉川村、矢吹町の浸水エリアにおいて遊水地整備計画による抜本的な治水事業を実施することになり、現在、事業が進められております。

このプロジェクトにより、河川管理区分が変更となり、あぶくま高原道路うつくしま大橋から下流の鏡石町方面の遊水地計画エリアについては、国土交通省福島河川国道事務所が河川管理を行うこととなりました。遊水地計画エリアが国直轄の管理となったことで、防災被災対策の推進、連携が強力な国の関与により、さらに図られるものと期待しております。

また、今回の遊水地計画に伴い、福島県においても遊水地対策の相談窓口を福島県県南建設事務所内に設置する等、様々な情報の提供や諸問題の対応に向けた支援体制を整えております。さらに、阿武隈川沿川市町村や国及び県等で構成する阿武隈川上流治水協議会においても、近年の水害状況の共有、国・県、市町村、関連団体の関係者が、流域全体の水害を軽減させるための治水対策の協議や情報共有を行いながら連携を密に図り、それぞれの治水対策に努めているところであります。

また、同じく阿武隈川沿川市町村で構成する阿武隈川上流改修促進期成同盟会におきましても、遊水地の上流エリアにおける早期の河川改修について、大雨や台風などが発生した場合、本町明新上地区で発生する道路や農地等の冠水被害の状況を説明しながら、早急な対策や改修について強く要望を行っているところであります。

議員おたしのとおり、遊水地の整備計画に合わせて上流部の河川改修が進められるよう、決して遊水地のみが先行することのないよう、鏡石町、玉川村の遊水地関連町村はもとより、下流域の市町村の協力もいただき、さらに国・県との連携を図りながら河川沿川全体の安全・安心の実現に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、遊水地対策事業によって明新地区の浸水被害もなくなるような効果が期待できるのかのおたし

でございます。

先ほどの答弁でもお答えいたしました、阿武隈川の管理につきましては、あぶくま高原道路のうつくしま大橋より上流部分については、県による管理区間となっております。現在、県では令和元年の東日本台風で被災を受けました護岸の復旧工事を実施しております、また、谷中地区において河道の掘削及び堤防内の伐木の工事を発注し事業を実施しているところであり、早期完了に努めるとのことです。また、谷中地区より上流部分につきましても、土砂の堆積状況等を見極めながら検討していくとのことでもあります。

県は、うつくしま大橋から下流の遊水地群など、国が進めている計画と整合性を図りながら河川整備計画の検討を進めるとのことですが、まだ国から詳細な計画が示されていないということから、河川整備計画の具体的なスケジュール等につきましては、国からの計画が示された後となります。町としましても国が進める遊水地の整備計画に併せて県が管理する上流部の治水対策につきましては、本町も加盟している阿武隈川上流域治水協議会や阿武隈川上流改修促進期成同盟会等により、今後も引き続き国や県に対し強く要望を継続し、当該地区はもとより河川沿川全体の安全・安心の実現に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

防災教育についてのおただしであります、防災教育は命を守ることを学ぶことでありますが、そのためには災害発生の仕組みを知ること、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、災害発生時の対処の仕方を学ぶこと、そして、それを実践に移すことが必要となります。このうち防災マップは、社会と地域の実態を知ること活用を考えております。また、防災教育の目標は、幼稚園では、安全に生活し緊急時に教職員や保護者の指示に従って行動すること、小学校では、災害の危険を理解し、他人に気配りしながら安全に行動すること、中学校では、日常の備えや的確な判断に基づいて行動し、地域の防災活動や災害時の助け合いに参加できることなど、発達段階に応じて定められております。

これらの目標達成に向けた学校現場における防災教育の位置づけは、学習指導要領の枠内で行われておりますが、総合学習の時間を用いて災害を学ぶ以外に、様々な教科の中で防災の要素を取り入れた教育が進められております。例えば小学校高学年においては、理科の学習では天気の変化や流水の働きについて学び、社会科の学習では地形や気候の概要や自然災害の防止について学ぶ機会があります。全ての児童生徒がこうした知識を発達段階に応じて身につけ、実際の防災に役立てることができるよう、学校における防災教育を推進しているところでもあります。

また、中学校では地域について学ぶ矢吹創生学を総合的な学習の時間に位置づけ、地域の有識者に学ぶ取組をしておりますが、中には防災をテーマにした学びがあり、藤井議員には消防団団長としてご指導いただき、ありがとうございました。さらに、各小中学校では危機管理マニュアルに基づき、火災、地震、不審者を想定した避難訓練を年間に2回から3回実施しております。なお、小学校、幼稚園においては下校時を利用し、災

害等を想定した保護者引渡し訓練の実施も行っております。一般的に児童生徒が学校にいる間は学校管理下内として取り扱われ、災害発生時には学校の責任の下で集団による避難を実施いたします。しかし、平日の夜間や休日等、児童生徒が家庭にいる間は学校管理下外として取り扱われ、保護者の責任の下で避難を実施することになります。

さきに答弁した各教科等での知識を活用しながら、災害から自分の身を守るための思考力、判断力が問われるのは、こうした学校の管理下外での場面であると言えます。各小中学校においては一人一人の児童生徒が矢吹町防災マップを活用しながら、自分の居住地区の立地条件や予想される自然災害に応じた防災の手だてを考え、自分の命を自分で守れる力を高められるよう、各小中学校の教職員に対して研修会等を通して指導し、子供たちの命を守る防災教育の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） きめ細やかな回答、本当にありがとうございました。再質問させていただきます。

まず一つには、熱海市での土石流災害がありました。これを踏まえて盛土の調査、国・県のほうから調査の要請があったのかなと思うのですが、そちらのほうは矢吹の町の中ではどのようなになっているかということを確認したいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 藤井君、盛土の件は通告にないんですが、違う形で質問していただきたいと思いますが、通告内で。

○4番（藤井源喜君） それでは、今回、区長会研修会、9月30日に開催されまして、私も参加をしました。矢吹町防災マップ改訂による避難行動についてということで、行政区長さんを対象にしてされた。大変いいことだというふうに思います。これらからそれぞれ住民に研修内容、その防災マップの内容が伝わって行って、避難、そういったところに浸透していくというところがあると大変いいことだというふうに思っております。

そんな中で、今回、防災マップがこの後改訂されるということになるとすれば、どういった状況が考えられるか。今回、遊水地のこともありますけれども、そういった地形が変わったこと、あるいは避難の基準が変わった、そういったことがあるのかと思うんですが、実際のところ防災マップが一回出来上がると、そこから危険箇所はあとはないのかなというふうに思われてしまうようなところも出てくるのかなというふうに考えているので、常にデータというのはやっぱり更新をしていかないといけないのかなと。そういう意味では、先ほどの盛土、土石流というところも、ちょっとマップとは直接今出てこないんですが、関係はしてくるのかなと思っております。今回、防災マップがこの後、改訂されることが想定されるのはどういったことかというところをお答えいただければというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

[まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇]

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） それでは、4番、藤井議員の再質問についてお答えします。

今後の防災マップの改訂内容ということでございますが、答弁にもあるとおり、一つは浸水区域の変更、水

防法の改正ですとか、あと急傾斜地です。土砂災害の危険箇所、土砂災害防止法に基づく指定箇所の追加等が発生した場合が考えられます。さらに、土地の形状の大幅な変更ということでは、例えば三城目地区の遊水地が完成した場合、あるいは気象災害に関する避難基準等が変更された場合が、今後、防災マップを改訂する案件となるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。学校のほうで、実は矢吹中学校の矢吹創生学というところで、防災をテーマということで消防団のほうに要請がありまして私が参加をしました。その内容については、中学校の1年生から3年生まで大きく10個のテーマで24の小さなテーマに分かれて、10人から20人程度で実施をしたというところで、私の防災というテーマのところには20名ちょっとぐらいの生徒さんたちがいました。その中で消防団の活動も含めて、いろんな防災マップを使って、この地区にはこういった危険がある、そういったところを確認できますよ、それと、一番最初のページには避難行動ガイドということで、地震等があったときのどういった行動をしたらいいかというのが書かれております。そういったものを子供たちと話をしているうちに、防災、もう少し学校の中でも、こういった民間の人と、とてもいい取組だなというふうに思いましたし、一回で終わってしまうと、やっぱりなかなか浸透はしていかないので、この先も校長先生とちょっと話をする機会はなかったのですが、そういった取組が継続的に学校のほうでもやれるようなことを考えていけるのかどうかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 矢吹創生学ですが、矢吹創生学についてはまだ新しいもので、今の荒井校長先生が中学校に赴任したときに、地域と学校教育との結びつきということで立ち上げたものです。内容的には、先ほど藤井議員がおっしゃったように幾つかの課題に分けて小グループで、しかも縦割りというのは3年生から1年生、いろいろな学年の子供たちが一緒になって一つのグループということなのですが、そういうような取組であります。

今、学校で計画しているところなんですけれども、今後それが継続的に何年もというふうになるかどうか、ここではちょっとお答えできないんですが、すばらしくいい取組でありまして、今、教育のほうでもコミュニティ・スクールということで、教育が地域と一体化してやっていくという部分がありますので、学校のほうとも相談をしながら、できるだけ地域と連携をした教育を進められるよう、そういうふうをお願いをしていきたいと思っています。

以上で、質問にお答えいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

子供たちと話をして、実際、私もとても勉強になったし、いろんなことを考えたので、こういったことを繰

り返しながらやっていると、子供たちが家に帰ってから防災の話をする機会ができる。お父さん、お母さん、行政のほうからも勉強する、地域のことを見ていくというふうになっていくと、大変いい防災教育ができるんだろうなというふうに思っております。質問ではございませんが、そのように思いました。

質問のほうは以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

◇ 富 永 創 造 君

○議長（角田秀明君） 通告5番、7番、富永創造君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席にいらっしゃる皆さん、傍聴ありがとうございます。通告に従いまして、3つの大きい項目を質問させていただきます。

まず、第1、農業振興についてであります。

本町の農業産出額は、県南において上位の位置にあり、まさに町の基幹産業の一つです。農業振興の充実と発展があって、「さわやかな田園のまち・やぶき」の姿が持続でき、明るい未来が描けると言われております。そのとおりだと考えます。

ただ、農業は自然環境によって需給が大きく左右される産業です。新型コロナウイルスの影響でお米の需要が大きく落ち込み在庫が増えている影響で、21年産米の生産者米価は大幅に下落しております。さらに、原油価格の高騰による農業用燃料価格の高止まりが続き、農業経営の危機とも言えるほど現在の農業を取り巻く環境は厳しくなってきました。

こうした状況を受け、JA東西しらかわ、JA夢みなみ、農業委員会から米価下落対策要望が提出されております。このような関係団体からの支援や連携は農業振興には必要不可欠であり、とりわけ将来を担う新規就農者や農業初心者には強い味方でもあります。

また、本町の農業の振興に当たって、白山地区が土地改良区からの地区除外地になりましたが、今後、農業で集約されるのか、それ以外の施策を考えているのかが伝わってきません。どう対応するのか、農業政策の本町の姿勢を示せる、またとない機会でもあると考えます。

以上のことよりお尋ねいたします。

1、「農業が元気なまちづくり」を掲げる本町は、大幅な米価下落や燃料費の高騰で経営的に厳しい状況にある農業者のための支援対策をどのように考えているのか。

2つ、農業振興の担い手や初心者が、関係者・団体、例えば農短大などの団体ではありますが、これらの団体が行っている農業活動にスムーズに体験参加できるには、町ホームページの充実が必要と考えるが、所見をお伺いいたします。

3、白山地区の農業政策の具体的な姿勢を示すことができるのか、お尋ねいたします。

2つ目の大きい項目、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用推進についてであります。

AI、RPA、IoT、そしてDXなどのIT専門用語が日常生活で飛び交っている中、本町の新田園都市

構想事業にはデジタル社会の構築を目的とした新たなまちづくり構想が計画されております。しかし、姿、形が分からない。私たちの生活にどう関わってくるのか、理解、納得できずにDXを押しつけるには慎重であるべきと考えます。

そこで質問ですが、DXの推進で誰一人取り残さないためにも、地域住民に身近な生活がどう変わり関わるようになるのかを具体的に知っていただけるような広報活動を早急に求められるが、考えをお伺いいたします。最後の大きい項目ですが、本町のSDGsの取組についてであります。

2030年に向け、多くの国や地域、企業やその他団体が、SDGs達成のために持続可能な地域社会の実現に取り組んでおります。SDGsが持続可能なまちづくりや地域活性化にも関係することから、国はSDGsを原動力とした地方創生を推進しており、本町ではこの動きにどう取り組んでいるのかを住民の皆さんにも分かってもらえるような情報発信が必要であると思われまます。取組を通して本町の魅力あるまちづくりも強調でき、町のプロモーションに貢献できるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、SDGsの理解啓発となる住民を対象にした研修、ワークショップなどの実施の考えはないか。

2、SDGsと結びついた地域の課題解決に向けた本町の取組を広報紙やホームページで情報発信をする必要があると思いますが、所見をお伺いいたします。

以上、よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、米価下落等による農業者のための支援対策についてのおただしでございます。

令和3年産米の全国の作況指数は101であり、福島県中通りについても101となっております。また、米をめぐる状況につきましては、昨年から続くコロナ禍の影響により、飲食店等の営業自粛が続き、主食用米の需要が大きく減少していることから、民間在庫につきましては米価が大きく下落した平成26年と同じ程度まで積み上がり、その結果、JA概算金で前年より60キログラム当たり約3,000円の大幅な下落となっております。特に、福島県産米は業務用に使用される米が多いという状況から、コロナ禍の影響は非常に大きい状況となっております。

米価の大幅な下落の影響につきましては、稲作農家の生産意欲の低下、ひいては耕作放棄地の発生につながることを懸念しております。そのため、町では町独自の緊急対策として令和4年産米の水稲種子購入代金、種の2分の1を助成することとして、本議会定例会において米価下落対策種子購入補助金として1,200万円を補正予算に計上したところであります。また、町では主食用米から飼料用米やWCS（ホールクロップサイレージ）用の稲、そして備蓄米等への作付転換を支援するため、水田農業構造改革対策事業補助金を作付農家へ交付していましたが、今年度につきましては飼料用米と備蓄米への作付転換に多くの農家の方に取り組んでいただいたということから、追加で400万円の増額を補正予算に計上したところであります。

また、県は支援策として福島県生産意欲向上支援緊急対策事業により、水稲種子購入代金の3分の1相当額

の1キログラム当たり150円、これを助成する方針を11月24日付で公表し、この結果、農家が購入する水稻種子の購入代金につきましては、矢吹町においては、町、県を合わせて最大で6分の5、率にして約83%の助成が受けられる見込みであります。

大幅な米価下落の影響につきましては、稲作農家の生産意欲の減退により、令和4年産米の作付中止や縮小など、耕作放棄地の増加等が懸念されるところであります。そのため、県、町それぞれが緊急対策に取り組み、水稻の再生産を推進することは、水田農業の持続的な発展に極めて重要な対策であると考えております。米価下落対策、燃料費高騰等対策につきましても、今後も国・県への働きかけを強め、動向を注視し、町といたしましても対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業振興の担い手や初心者が関係団体で行っている農業活動にスムーズに体験参加できるよう、町ホームページの充実を図ることについてのおただしでございます。

農業者の現状については、全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業者は年々減少している傾向にあり、本町においても同様の状況であります。町の農業振興推進のためには、担い手の育成が最も重要であり、さらに農業に対して興味を持っている農業初心者についても、今後、新規就農者となり得る可能性を持っており、その掘り起こしについても課題であると考えております。

農業体験及び研修につきましては、本町と連携協定を結んでいる福島県農業総合センター、農業短期大学校におきまして実施している農業研修があり、初歩的な野菜栽培の研修や、農業で生計を立てることを目的とした1年間を通しての長期の就農研修、さらにはスマート農業を進めるための農業機械研修等、段階に応じた充実した内容となっております。

また、今年度は農業短期大学校と連携しフロンティア農園を開園いたしました。8月から10月の間に5回、農業短期大学校の職員が講師となり、初心者向けの講座を開催するなど、当該施設が本町に立地し研修や農業体験ができる環境にあるということは、本町にとって他市町村に比べ優位性が高いと認識しております。さらに、本町に立地しております全国酪農業協同組合連合会、これは酪農経営を目指す方々が県外等から訪れ、酪農技術の向上を図っております。このような酪農技術を磨く全国酪農業協同組合連合会の情報につきましても、町の農業活動と併せてホームページ等で発信してまいりたいと考えております。

今後は、県及び全国酪農業協同組合連合会、各団体等が行う農業体験や農業研修などの情報を提供しながら、県及び関係団体、県農業委員会等と連携いたしまして、農業の担い手や新たに農業を目指す方が体験参加しやすい情報を分かりやすく発信しサポートできる仕組みにつきましても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今、読み間違いがちょっとありました。失礼しました。

今読み上げましたところの下から5行目のところで真ん中ほどに、「町農業委員会等」と書いている、「県農業委員会」と私読んだんですね、ちょっと気がつきませんで失礼しました。これは「町農業委員会等」であります。訂正をさせていただきます。

それでは、次のページに移ります。

次に、白山地区の農業政策の具体的な姿勢についてのおただしですが、近年、当該地区の水源でもあった羽鳥ダムの周辺では、降水量や冬期間の降雪量の減少等の影響により、春先の通水時期までに十分な農業

用水が貯水できない状況が続いております。羽鳥ダムは約2,600万トンが満水とされておりますが、本来、関係受益地の年間に必要な農業用水を確保するためには、1.5倍の3,900万トンほどの貯水量が必要とされております。その不足分の1,300万トンにつきましては、梅雨時期の雨を貯水することで稲作に必要な年間の農業用水の確保が図られております。そのため、白山地区の一部の水田は矢吹原土地改良区の受益地の末端部に位置しており、近年の慢性的な用水不足により平成30年度に、白山神田西地区の一部の水田、約23ヘクタール、これが矢吹原土地改良区の受益地から地区除外されたとの報告を受けております。

町といたしましては、白山地区は長年水田地帯として営農が行われており、水田として利活用することが最善であると認識しておりましたが、慢性的な農業用水不足等の状況による関係受益者の皆様のご苦労についても十分に理解しております。

町では、平成29年9月に受益者の意向を確認するためのアンケート調査を行っております。その結果を受けて、アンケート報告会を同年11月に開催しましたが、半数以上の方から農地を担い手に貸したいという意見が挙げられておりました。当該地区は農業用水不足により、農地の地権者とJ A夢みなみが連携し、大豆やハト麦等が栽培されている農地もありますが、耕作放棄地となりつつある農地も存在しております。町といたしましては、当該地区において耕作放棄地や遊休農地が増加しないよう、国の支援策である経営所得安定対策による交付金の対象作物の大豆やソバ等の作付の推進や農地中間管理機構を活用した担い手等への農地の貸し借りについても情報発信を行い、農業者の皆様へ寄り添った対応に取り組んでまいります。

今後、受益者の意向を確認しながら、J A夢みなみ及び県南農林事務所と協議し、農地としてどのような活用ができるか検討するとともに、当該地区の安定した営農を確立させることはもちろん、本町の基幹産業である農業を町全体の農業者が将来にわたり希望と意欲を持って安定した農業経営に取り組めるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用推進についてのおたただしですが、現在、国ではデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針として、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せができる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を基本方針として示しております。その中で自治体におけるデジタル化の推進は、自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させること、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことについて求めているところであります。

本町におけるデジタル化の推進については、教育の分野では教科にオンライン授業の環境が整備され、GIGAスクール構想に基づき配備されたタブレット端末の利活用の促進により、教材の充実がより図られており、また、行政の分野ではマイナンバーカードとスマートフォンによる手続のために出向く必要のない行政手続など、各分野での取組を検討しているところであります。

議員おただしの（仮称）新田園都市構想事業につきましても、矢吹町が抱える課題解決の手段として、デジタルを取り入れながら課題解決が図られる検討を進めており、全庁的なデジタルを活用した具体案についても意見の集約に加え、行政DXやデジタル田園タウンに関する職員提案を実施するなど、素案作成に向けた作業に現在鋭意取り組んでいるところでございます。この素案を基に、（仮称）新田園都市構想事業推進のための基本方針を年度内に取りまとめ、令和4年度に実施可能な事業については予算化を図ってまいりたいと考えて

おります。

また、当該構想を具体化するための実施計画として、矢吹町DX推進計画を併せて年度内に策定する予定であります。矢吹町DX推進計画の計画期間は、国が進める自治体DX推進計画の計画期間である令和7年度に歩調を合わせ計画しておりますが、実現が可能な事業より前倒しを図り推進していく考えであります。

この計画では、DXを地域DX及び行政DXの2つの軸に分け、特に地域住民にとって身近な生活がより便利に、そして誰一人取り残さない環境を地域DXに位置づけてまいりたいと考えております。これらのDX推進の住民の皆様への広報活動につきましては、広報やぶきや、矢吹町ホームページ及び既存の行政アプリなど、現在、本町が有するツールでの情報発信を積極的かつ丁寧に行っていくほか、LINEなどのソーシャル・ネットワーク・サービスなど民間サービスとの連携も視野に入れながら、プッシュ型の広報活動に努めてまいりたいと考えております。今後、デジタル改革に沿ったスケジュールを注視して取り組んでまいります。デジタル環境や機器への対応、人材育成等に立ち後れた場合、人、自治体、企業と、そしてデジタルディバイドの弱者として加速度的に劣後していく、劣っていく、遅れていくということです。劣後していくリスクに注意が必要と考えております。

なお、高齢者の方など不慣れな方への支援について、操作講習会などの検討を図り、デジタル化が進むことにより不平等とならない、誰一人として取り残さない環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町のSDGsの取組についてのおただしであります。

議員ご承知のとおり、SDGsは2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、持続可能な社会を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、世界共通の物差しであるSDGsに取り組むことにより、自らの地域の強みや弱み、克服すべき課題等に改めて気づき、また地域固有の特徴を確認することができるツールであるというふうに認識してございます。

SDGsでは、具体的な行動に移す企業や自治体、教育・研究機関、NPO法人等の団体と連携することで、これまでにない視点で町の各施策が推進できる可能性があるものと考えており、今年度よりSDGs地域おこし協力隊として着任した今村稔隊員が、各小学校、中学校、光南高校、そして地元企業などに積極的に足を運び、町内のSDGsへの取組状況について情報収集を行っております。

また、去る10月16日、23日の2日間にわたり、中央公民館主催により複合施設KOKOTTOで開催されたSDGs高校生セミナーでは今村隊員が講師を務め、光南高校の生徒4名とSDGsの考え方についてのワークショップを開催したほか、併せて新山敦司氏を講師に招きまして、地域おこし協力隊の主催による町民向けのセミナー、表題は「SDGsを自分ごと化するために」を開催し、参加された15名の町民の皆様にはSDGsへの理解を深めていただいたところであります。

さらに、12月21日には、ことぶき大学の本講座において今村隊員が講師として招かれておりまして、ご高齢の方々にもSDGsとの関わり方について分かりやすく説明しながら、理解の促進を図る予定でございます。

なお、来年1月15日に、複合施設KOKOTTOにおいて今村隊員の講師による「SDGsって何」という表題、こちらで町民向けのセミナーを予定しており、町民の皆様には開催内容のチラシを配布しご案内する予定であります。今後もSDGsの推進に向けて関係機関や企業等と協議を進めながら、セミナーやワークショ

ップを開催し、町民の皆様への理解啓発を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本町のSDGsの取組に対する情報発信についてのおたしでございます。

現在、広報やぶきにて、地域おこし協力隊の隊員3名が月替わりで担当しておりますコーナーで、SDGsに関する記事を掲載し情報発信をしております。

まず、先ほどもご紹介しました今村稔隊員におきましては、SDGsの推進について日常生活で本当に必要なものだけを買ひ、フードロスをなくすことや、商品などを選ぶ際に環境に配慮したものかどうかを確認するなど、SDGsについての意識の持ち方や取組方などについて実例を挙げながら記事を掲載しております。

また、今村稔隊員と同じく今年度から隊員となった今村直美隊員は、農業と福祉です。農福連携を基軸に農家の方と福祉を結びつけ、矢吹町の野菜や食材で作ったおいしいものを開発、商品化し、主に首都圏への発信、販路を実現することを目指してございまして、障害者の新たな雇用の創出に向け、SDGsの誰一人取り残さない社会の達成を意識した活動について情報発信を行っております。

矢吹町の協力隊として3年目を迎えました飯塚智崇隊員は、駅前のしおりぼという場所を活動拠点としながら、カフェのようなところなんです、活動拠点としながら、昨年5月に、やぶき観光案内所と共同でドライブスルーで「やぶきめし」を開催するなど、地域活動も積極的に行っております。また、夏休み期間には神田地区で冒険ひろぼという小中学生対象としたキャンプの開催や、こかげの学校という自然教室などを開催し、参加された子供たちや保護者の方からも大変好評を得ております。さらには、矢吹町の西口や商店街など4か所にも、誰でも自由に図書を借りられる手作りの本棚を郡山市の日本大学工学部の学生と設置し、本を通じて町中の回遊を促しながら、地域のにぎわい創出にも力を注いでおり、これらの活動内容と併せ情報発信を行っております。

このように、現在、町では地域おこし協力隊員を中心とした取組により、SDGsの普及啓蒙活動を実施しているところでありますが、今後、町民の皆様に対しましては町の取組状況と併せまして、SDGsの概要や個人でもできる取組等について周知しながら、理解の醸成や推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

再質問ですけれども、米価下落の対応についてであります。私の考えとすれば、種子に対する補助及び転作作物への誘導、これは中長期的戦略をもって考えれば、なかなかいい考えだと思っております。しかし、種子のほう、県のほうが3分の1、町が2分の1、これ10アールに換算しますと、大体であります、また私自身が計算して出したものです。大きな間違いがあったら指摘していただきたいと思いますが、10アール当たり種子の補助は1,312円、また、そのくらいではないか。

こら辺では1反歩10アール、コシヒカリ、標準8俵取れます。今回の下落で1俵に当たり3,000円。そうしますと2万4,000円の負担といいますか減になっております。それに対して種子というのは1,300ちょっと、また1,500、そのくらいであると。確かに補助ということで大いに助かっております。そう考えます。しかし、

ちょっとこれではという気持ちであります。

といいますのは、ほかの産業においては給付とかそういったもので交付したりして、産業の手助け、支援をしているわけです。こういった中から近隣市町村では種子という、それに対する補助、対応というのは検討中ということで説明されてはおりますが、もう少しこの農業が産業基盤の一つである我が町にとって、やはり今後、農業人口が減らないように、また、耕作地がだんだん狭まってこないように、そういう対策、元気の出る農業を目指すためには、もう少しそこら辺の対応を厚くしたほうがいいのではなかろうかと思えます。この辺の考えを再度お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

種子補助等は検討されたということで、一定の評価はされているのかなと思うんですが、県南地区におきましては、まだ検討中という自治体がほとんどでございまして、矢吹町につきましては今回12月補正で計上させていただいたところです。これにつきましては先ほども答弁であったように、次年度の農家の皆さんの作付意欲を低下させないために、いち早く対策を打ち出して、農家の方に少しでも不安がないように努めた結果と捉えております。

今後も、米価下落対策ですとか燃料費高騰対策につきましては、国とか県の動向を見極めながら近隣市町村の状況も確認しつつ検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 事例なんですけれども、小野町は水稻農家に特別給付金10アール当たり8,000円を予算化して、それ通っていると思います。このような例もあります。やはり、農業が基幹産業の一つということ、また、水稻にしる野菜にしる、この町は県下でも農業産出額、町、村の中では野菜は1番、そして歳出額全体でも45億、市町村含めて6位ぐらいの位置にあります。こういった中で何もというか、各農家独自に頑張っているなど、それがこういう結果にも伝わっているなど思っております。

ぜひ、今回のような米価下落、答弁にもありましたように平成26年にもありました。そのときは7,000円近くまでいっております。今回も大きいです。そういったところで町独自として、やはり対応するべきと考えます。検討中ということですが、ぜひこの対応に関して、もう少し突っ込んだところで答弁願えないかというふうに思っておりますが、そこら辺の考え、よろしくお答えいただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、富永議員の追加の質問にお答えします。

今回、米価の下落幅が非常に大きいと。昨年下落幅、仮に2,000円、今回3,000円とすれば5,000円落ちて

いるということで、農家にとって非常に苦しいというのは、私も農家で痛いほど分かるんです。ただ、やはりここは、これまでの米農というのには母集団、母体が非常に大きいんで、やはりどうしても国・県、さきの選挙のところでも大分それを要請をこちらからもしているんですが、それが大きいと。

あと、もう一つは水田面積です。これは先ほど例に出されたところと矢吹の面積、大分違いますので、その負担は極めて大きくなるということかと思っています。ですから、さっき例にお出しになられたような形でやるということはなかなか難しい。

この間、市町村会で白河市議会の西白河郡のところ、この米価下落のことについて話したら、むしろ矢吹町が先に半分補助を今度の補正でやるとなったら、みんなからびっくりされました。国・県の動向を見極める前に、矢吹がとにかく農家が大事だということを出したということで、そのようなことかと思っています。ですから、今後は国・県の動向であるとか、それから総合的な農業の対策をどう見ていくかということを見ながらやっていくしかないのかなと。それを先ほどの1反歩当たりとか、それから例えば単位当たりで出すと、水田面積が非常に大きいので非常に大きな負担になるなど。そこら辺も総合的に見極めていく必要があるのかなと思っています。

あとは、総合的な対策をどう打っていくかと。農業はやっぱり構造的な問題ですので、今回その一つを上げるということよりも、どうやって後継者をということをトータルで見ていく必要があるのかなというふうに私は思っております。大変ご質問の趣旨はよく分かるんですが、このようなことで見ていければなというふうに思っておりますので、また皆さんのご協力をお願いできればというふうに思っております。よろしく願います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 今後、農業の取組に関して町長の力強いリーダーシップを期待したいと思います。そして、先ほどの再質問になりますけれども、転作作物、例えばハト麦とかそういったものの転作、そっち側に向けていきたいと、そういうふうな考えでありますけれども、新規就農者とか、またそういった新しい作物を作るに当たって機資材、こういったものが必要になってきます。そこら辺が一つのハードルになってくるのではないのかと。この新たな高収益を生む作物に転換する、また飼料米等に転換となった場合、今までできていた農家はいいと思います。しかし、これからというときに、こんなに落ち込んだ環境の中で新しい資材を取り入れてやっていく、そこにさらなる障害、ハードルが出てくると思うんですけれども、これに対する対応、考えをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

高収益作物への転換ということでございますが、確かに転換するに当たっては、農業の場合は初期投資がかなり大きな部分を占めてまいります。そのような助成につきましても、県なり国でも補助金はございますので、その辺の活用などにつきまして町としましても農家の方の相談に乗りながら、よりよい支援をしてまいりたい

と考えておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 続いて、町ホームページに関してであります、農業関係の。それぞれ町のホームページには検索するところがあります。検索しました。「農業を始めたい」、これを打ち込みました。

まず、十和田市。これは三大開拓地ということで、川南、矢吹、三大開拓地となっておりますので、一つの目安、参考ということで検索したところ、十和田市は検索したらすぐ1ページ、農業をしたい人のためのいろいろなアドバイスとなるような、またはその参考となるような研修、そういったものがば一つと出てくるんです。

次、川南。これは担当課とも話しして、それで川南の研修内容、それがすごく充実していると。あそこは辛ピーマンだか、初心者でも作りやすい作物があると。それを作ってもらおうと。そして、幾ら幾らかかって、幾ら幾ら諸経費があつて、あなたのもうけはこれくらいになりますよと、そこまで出していると。そういうのは「農業を始めたい」という文字で検索すると出てきております。

矢吹のほうもこれでやるわけですがけれども、ちょっとその前に白河市を申し訳ないがクリックしました。そうしますと「農業経営短期大学校をご活用ください」と、そのようなのが載つかつて、おお、宣伝してくれているのかなと。

次、矢吹町をクリックしました。そうしますと見当たりませんと、こういう内容であります。

私、これ6月議会には新規就農者に関して質問したときも、SNSとか町ホームページで発信したいと答弁しているんですけれども、ほかの地域と比べて、この三大開拓地の一つである矢吹町がこういうホームページ状態でいいのか、今後の対策も踏まえてご答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

ホームページの充実ということでございますが、確かに私も十和田市、川南町のホームページを拝見させていただきました。かなり充実しております。先ほども答弁にございましたように、矢吹町には農業短期大学校や全酪連などの施設がございます。これは、ほかの地区にはない矢吹町の優位性だと思っておりますので、そちらのほうと今後協議をしながら、なるべく早い段階でホームページの充実を検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

富永議員、話しづらければマスク外して質問してください。

○7番（富永創造君） ありがとうございます。再質問させていただきます。関連しております。

町は、担い手の育成、担い手というのを大切に受け入れようとしております。ただ、町の現状を見ますと令

和3年は3名、その前は2名、1名ということでもあります。そういった中で県のほうは令和3年は233人、そのうち新規参入者、農家以外の出身で就農した者が143人おられます。約61%です。こういった状況から、町としてはこういった新規就農者の潜在、数、どのように認識しているかお伺いいたします。今までどおり1人か2人くらいか、また、もつといるぞというそういった認識なんですけれども、この点をお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

担い手農家ということで、新規就農者のご質問かと思えますけれども、県ではここ数年、ずっと200人以上の新規就農者を確保している状況となっております。矢吹町におきましても毎年1名とか2名、多いときには5名ということで確保してきた経緯がございますが、今年度につきましても相談は受けておりまして、就農はされている方も中にはいらっしゃいますので、今後も新規就農者になり得る方の掘り起こしなどを積極的に行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 町のほうも、新規就農者、担い手、潜在的に多くあるのではないのかなという、そういうふうには思っていると思います。ぜひホームページも充実されて、その数を増やしていただければ、将来、町の農業も明るい農業、明るい町につながっていくと思います。

続きまして、白山地区に関してであります。

これ、答弁にありましたように、平成29年、アンケートを取っておられると。そうすると、もう4年近くたっているわけですね。こういった中で農業委員会とか推進委員、いわゆる人集約を含めた人・農地プランというのがあると思うんですけれども、これは今後、国のほうも力を入れて、それを町に報告してもらいたいというような方針であるということをお伺いしておりますけれども、もう白山地区、アンケートを取って4年、関係者・団体及び当の所有者、担い手がもうないよと、それだけの内容なのか、もう少しリーダーシップを持って、この地域23ヘクタールでしょうか、6ヘクタールでしょうか、ここをこういうふうにしてもらえればなというリーダー的、また農業経営に関して発信してもいいんじゃないかと私は考えますが、何か課題等を含めてあるのか、その農業政策についてお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

白山神田地区でございますが、今現在も耕作されている方はかなりいらっしやいまして、大豆、ハト麦などが生産されております。そういった方のご意向などもお伺いしながら、JA夢みなみさんと協議しながら、今後の23ヘクタールの農地の利活用について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いました

いと思います。まずは、地権者の方のご意見をお伺いするというのが一番重要かと思っておりますので、そのご意見をお伺いしながら関係団体と協議しながら、今後どのようにあの地区を整備していくかというのを検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） いろいろ意見を聞きながら進めているということで、またハト麦とかそういった転換も考えられるとのことでした。私は、この町ほぼ全体、火山灰というか黒ぼこの土とか畑作には合うような土壌なのかなとも思っております。こういった点から、あの地区、何に向いているのか、そういったのは農業経営大学あたりはご存じではないのかなと思うんです。この周辺では例えばワインです。ワイナリーなんていうのは幾つかこの周辺の町、村から聞こえてきます。まして三鷹市でさえワイン作っております。そういった特徴ある加工しやすいものも控えている。ともかくこの町はこの農業は受皿として大きい町だ、地域だと私は思っております。ワインのほかにもブルーベリー、若干酸性の土壌ですから、ブルーベリーあたりも適した作物であろう。しかし、そういった点、私よりもベテランの農家の人がいっぱいいます。

また、繰り返しますけれども、農短大もあります。福島大学もあれば東京農業大学もある。連携連携と、そういう言葉を使いながら、これから農業経営を進めていくと言われておりますから、ぜひそういったこの地域の土壌に対してはこれが合うのではないかと、ただただ国の政策とかそういったものでやるというよりも、この町独自の作物というものを発見しながら耕作者を集めて集約して、そして特別な町の特産物として広げるといったことも考えられると思いますけれども、今後そういった発展的に農業経営を進めていく、農業作物を作っていくという指導も含めて考えられないか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

富永議員がおっしゃるとおりかと思っておりますので、今後、町としてどのような取組ができるか、しっかり検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ぜひ取り組んで、夢のある農業経営を目指していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最後なんですけれども、ホームページ、これ、このホームページというのは矢吹町の玄関口だと思うんです。農業にしるDXにしるSDGsにしる、そこら辺をしっかりと踏まえて宣伝、情報発信をしていただければなと思います。

一般質問、以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

以上で、7番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時45分からです。よろしく申し上げます。

（午後 2時30分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時45分）

◇ 鈴木浩一君

○議長（角田秀明君） 通告6番、6番、鈴木浩一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴に来ていただいた皆様、大変ありがとうございます。同僚の議員とダブる点、答弁のほうもダブるかと思いますが、最後の質問でありますから私なりの質問をさせていただきたいと思います。

1番としまして、農業対策について。

ここ数年、農業収入が落ち込んできている中、本年は昨年引き続き大きな米価下落がありました。これとは反対に、動力光熱、資材、農薬、肥料においては値上がり状況が続いています。さわやかな田園都市とは何でしょうか。遊水地では100ヘクタール、矢吹原土地改良区では約30ヘクタール未満の農地が遊休農地となってしまう。生産意欲の下がる思いであります。このような状況が続いていけば、ますます後継者、新規就農者がいなくなります。

そこで、以下の点について伺います。

（1）番として、収入減少する中で、町としてどのような支援があり、国・県へどのような働きかけをしているのかを伺います。

（2）番、現在の認定農業者の人数をお聞きします。

（3）番、館沢地区、大町地区の基盤整備の進捗状況と、その地区の水の問題はどのようになっているのかを伺います。

大きな項目の2番、公共交通について。

新型コロナウイルスもワクチン接種が進み、大部分、終息に向かってはいますが、アフターコロナを心がけて日々の生活を前のように戻すにはどのような対策を取ればよいか、行政はどのように考えているのか、また前回一般質問させていただきましたが、確認のため、もう一度質問させていただきます。

（1）番、交通弱者に対するタクシー券の利用範囲の拡充は考えていないのかを伺います。

（2）番、町内巡回バスの運行計画はあるのかを伺います。

以上の点についてご答弁のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、6番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、収入が減少する中で町としての支援や、国・県へのどのような働きかけをしていくのかということについてのおたただしでございます。

先ほどの富永議員への答弁と若干重複いたしますが、令和3年産米の全国の作況指数は101でありまして、福島県中通りにつきましても101などとなっております。また、米をめぐる状況につきましては、昨年から続くコロナ禍の影響により、飲食店等の営業自粛が続き主食用米の需要が大きく減少しているということで、この需給ギャップ、民間在庫につきましては米価が大きく下落した平成26年と同程度まで積み上がり、その結果、JA概算金で前年より60キロ当たり約3,000円の大幅な下落となっております。特に、福島県産米は業務用に使われる米が多いという非常に構造的な問題がございますから、コロナ禍の影響は非常に大きい状況というふうになっております。

米価の大幅な下落の影響につきましては、稲作農家の生産意欲の低下、ひいては耕作放棄地の発生につながる事とならないか懸念している状況でございます。そのため、町では独自の緊急対策として令和4年産米の水稲種子購入代金、いわゆる種もみの購入代金を2分の1を助成するということとしまして、本議会定例会において米価下落対策種子購入補助金、これを1,200万円を補正予算に計上したところでございます。

また、町では主食用米から飼料用米やWCS（ホールクロップサイレージ）用の稲、そして、備蓄米等への作付転換を支援するため、水田農業構造改革対策事業補助金、これを作付農家へ交付しておりましたが、殊に今年度につきましては飼料用米と備蓄米への作付転換に多くの農家の方に取り組んでいただいたということで、追加で400万円の増額を補正予算にこのたび計上したところでございます。

また、県は支援策として福島米の生産意欲向上支援緊急対策事業により、水稲種子購入代金の3分の1相当額の1キログラム150円、これを助成する方針を11月24日付で公表し、この結果、農家が購入する水稲種子購入代金につきましては、町2分の1、県ほぼ3分1、合わせて最大で6分の5、率にして約83%の助成が受けられるという見込みであります。

大幅な米価下落の影響につきましては、稲作農家の生産意欲の減退により、令和4年産米の作付中止や縮小など、耕作放棄地の増加等が大変懸念されるところであります。そのため、県、町それぞれが緊急対策に取り組む水稲の再生産を推進することは、水田農業の持続的な発展に極めて重要な対策であると考えております。

米価下落対策、燃料費高騰等の対策につきましても、今後も国・県への働きかけを強め、動向を注視し、この点につきましては、さきの選挙のときから国のほうへは相当な働きかけをしてきたわけですが、今後どのような形で国が動いていくのかというのは大変大きなことかなと思っております。町といたしましても対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在の認定農業者の人数についてのおたただしであります。現在、認定農業者は11月末現在で町全体で156名おります。地区別の人数は矢吹地区が34名、中畑地区が75名、三神地区が45名、町外が2名となっております。また、経営区分別の人数は個人が143名、法人が8法人、家族が認定を受けている方が5件となっ

ております。年代別の人数につきましては20代が1名、30代が6名、40代が21名、50代が23名、60代が57名、70代が36名、80代が4名、法人が8法人となっており、全体の平均年齢は61.1歳となっております。特に中畑地区につきましては、認定農業者が75名おり、後継者が育っている状況となっております。

全国的にも農業者の高齢化や後継者不足等により、現代の農業を取り巻く環境は非常に厳しく、本町におきましても同様の状況であります。本町の農業を支える認定農業者につきましては、今後も確保を図っていかなくてはならない状況であると認識しており、県や町内両JA、関係機関と連携や協議を深めながら育成に努めてまいりたいと考えております。

具体的な方策といたしましては、圃場整備事業等によりますインフラ整備や、共同活動で行う集落営農及び農業経営体法人化の推進などを柱として、地域の担い手の皆様や若い農業者の皆様と未来の農業振興についての話し合いや研究会の機会などを設け、計画的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、館沢地区の基盤整備の進捗状況と、その地区の水の問題についてのおたただしですが、現在、圃場整備事業を進めております館沢大町地区の概要につきましては、受益面積が約32ヘクタール、受益者延べ人数は87名、筆数が264筆であり、圃場整備後の圃場1枚当たりの面積の平均は約50アールで、50の区画を整備する計画であります。

これまでの取組としましては、平成30年度には地権者及び担い手を対象に意見交換会やアンケート調査等を実施し、意見の集約を行っております。さらに、令和元年度には福島県に対して事業調査地区の申請を行い、調査地区の決定を受けております。令和2年度には採択地区の決定を受け、実施計画策定業務の委託契約を締結し、現在、事業計画作成に向け調査を進めております。令和4年度からは換地関係の調査、調整等に取り組み、令和6年度の工事着手、令和9年度末の工事完了を目指してまいります。

当該地区では、館池、それから柳池、二つ池の3つのため池のほか、隅戸川からの揚水ポンプにより水田の水量を確保している状況であります。現在、当該地区では水源の調査を行っており、その結果によって水不足が生じる場合は、その対策について県と協議することとしております。

本計画は、農地中間管理機構を活用しており、担い手農家への農地を集約することで農業者の費用負担を求めずに圃場整備が実施できる事業であり、農業生産基盤の整備による遊休農地や耕作放棄地対策として特に有効な事業であるため、今後も計画的な事業推進に努めてまいります。

なお、その他の地区についても、農家の皆様から圃場整備の事業化についてご意向等を伺いながら意見の集約を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行き活きタクシー利用料金助成事業における利用先範囲の拡充についてのおたただしですが、行き活きタクシー利用料金助成事業につきましては、移動手段を持たない高齢者を対象に、日常生活の利便性の確保のため買物等の移動支援を行うことを目的として、令和2年4月より本格的に実施しております。今年度におきましては、利用者の拡充を図るため利用者の自己負担額の上限額を1回当たり700円から500円へ、一月当たりの利用上限回数を7回から8回へ、さらには対象年齢を75歳から70歳へ引き下げる等、より多くの方が利用できるよう制度の見直しを図ったところであります。その結果、登録者においては昨年度に比べ119名増の350名、一月当たりの利用件数については、昨年度に比べ200件増の約260件の利用となっております。

また、事業の検証とするために、行き活きタクシー助成事業に登録されている方に対し8月にアンケート調査を実施したところ、182名の方から回答をいただいております。アンケート調査の内容としましては、現在の自己負担額、利用回数、行き先などについて調査をしております。結果としましては、自己負担額、利用回数については、ともに75%の方から「妥当である」との回答をいただいております、おおむね好評をいただいているものと認識しております。

ただし、一方では利用回数について、もう少し柔軟な対応を望む声や、行き先として医療機関や町内商店だけではなく友人宅等を認めてほしい等のご意見もいただいておりますので、今後も、より利用しやすい事業となるよう利用者の声をしっかり聞きながら検討に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと失礼します。読み間違いがあったようです。

2番、公共交通についての(1)のページのナンバー1ですが、それで分かりますでしょうか。そのページの下から4行目、利用上限回数を私、7回と読んだようで、4回から8回へが正しいです。大変失礼しました。大変失礼しました。それでは続けます。

最後に、町内巡回バスの運行計画についてのおただしであります、8月に実施した行き活きタクシーの利用者へのアンケート調査以外に、本町の公共交通のニーズを把握するため、行き活きタクシーを利用していない60代、70代、80代の方々から無作為に約1,500名を抽出し、アンケート調査を本年11月から12月にかけて実施しております。

アンケートの主な内容としましては、ふだんの移動手段や外出先、外出の目的、免許の返納予定時期、さらには行き活きタクシー利用料金助成事業の今後の利用意向や循環バスの利用意向などをお聞きし、12月1日現在で735名の方から回答をいただき、ただいま集計及び内容の精査をしているところであります。

議員おただしの巡回バスの運行計画につきましては、現在、運行予定はありませんが、行き活きタクシー利用料金助成事業の利用状況や利用者へのアンケート調査の結果、さらに今回行ったアンケート調査の内容を精査した上で、本町に合った公共交通制度について検討を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

鈴木君、マスク外しても結構です。話しづらいでしょうから。

○6番（鈴木浩一君） 順序よく1番、農業のほうの問題からやっていきたいと思っております。

収入減少をする中で、大規模農家ほど収入が大きく減少すると思っておりますが、種子助成とは別に町独自の支援策等あるか伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの富永議員の再質問の答弁と重複する部分もございまして、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

種子補助以外にも、町としての独自の補助がないのかというおただしかと思っておりますが、現時点では今町とし

ましては種子補助ということで、県南地区では先駆けて種子補助の実施を表明したところでございます。今後につきましては、国・県の働きかけを強めまして、動向を注視しながら近隣市町村の状況を踏まえまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 昨年度からのコロナの影響で、輸入品目が大変値上がりしている中で、生産費が大変多くかかっているような状況です。その中で町として農業生産費についてどのように把握しているか伺います。

10アール当たりで結構です。

○議長（角田秀明君） 鈴木君、水稻関係でいいんですね、10アール当たりの生産費というのはね。

○6番（鈴木浩一君） そうです、はい。

○議長（角田秀明君） そういうことです。

答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 鈴木浩一議員の再質問にお答えしたいと思います。

水田の10アール当たりの生産費ということでございますけれども、こちらは県のほうの資料でございますと、令和3年産米で10アール当たり12万376円ということでございます。

以上で答弁とさせていただきますと思ひます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 先ほど、富永議員のほうからも質問ありましたが……

○議長（角田秀明君） マイクに近づけてしゃべってください。

○6番（鈴木浩一君） はい。昨年より10アール当たり2万4,000円の減、そういった中で生産費が12万かかるということで、これらについて町の補助は本当にこの種だけでよいのか、その辺、伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

私も水稻農家の端くれの端くれの端くれぐらいやっていますので、多少分かりますが、生産費が非常に上がっていると。燃料費も含めて資材代が。片方で昨年2,000円以上上がり、今年3,000円以上上がりという状況です。これはもう完全に需給の先ほどのギャップによるものですから構造的なものなので、そう簡単に変わることはない。じゃ、どうするか。しかし、その中で先ほどの例えば事例が出ましたが、ちょっと実名を出す具合が悪いので、〇〇町はこれぐらい出しました、〇〇町はこれぐらい出しました。ただ、よく見ていただければ水田面積がまるで違う。それをそれだけの負担をした場合に、これはもう政策決定をどういう分担を、

要するに優先順位をつけるかですけれども、お米のところはどこまで出すか。今回の場合ですと、半分種子を出すのに1,200万円の補正予算つけましたが、これからどれだけつけるのか、そして、どうやって農家の屋台骨と家計を支えていくかということ、かなりトータルで考えなくちゃいけないと思います。

それで、今おっしゃったように農家をどう支えるかというのは、これは構造的にずっと国と県もやってきた話でありまして、非常に大変な難題です。ですから、町が単独で今回のこの急場をしのぐためにどんとお金を出してやって、じゃ、それで済むのかと、それでいけるのかということ、それも含めて相当検討していかなくちゃいけないことだと思っております。

まずは、やはり農家がやる気を失わないため、そして、若い農業後継者の方々がせっかく継いだのにといい、先ほどお話ししましたが市町村会では、これはいいでしょうけれども、白河市長ほか皆、矢吹はもうやるのかいと、国とか県とか見てから押っ取り刀でやってもいいんじゃないかというような話もありましたが、とにかく皆さんにやる気を失わせない、頑張ってもらいたいという気持ちを込めて、半分、種もみの補助を出しました。これから何ができるか、何をするかというのは、今のようなことから総合的に判断していかなくちゃいけないと私は思っております。

ただ、やろうとする気持ちはあります。ただ、財政の問題と、それから、これまで何をやってきたかという蓄積がある。その蓄積が本当にどうだったのか。先ほど、随分前の調査だねと言われてしまいましたが、その間やってこなかったこともある。それをトータルで見た上で私としては判断していきたい。ただし、農家を助けるためにできるだけことはやりたいというふうに思っております。

以上で私の答弁を終わります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

現在の認定農業者数に対して、本町ではこれらの人数で今後の農業を守っていけるのかを伺いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） この人数でって、認定農業者のお話ですよ。

○6番（鈴木浩一君） はい。

○町長（蛭田泰昭君） いや、認定農業者のこの数では、私も大変難しいと思っています。ただ、先ほどのご質問にあったように、例えばさっきは3人でしたか、農家を継いだ方が。とか非常に少ないという話でしたが、私も実はこちらでその話を聞いたときは大変少ないなというふうに思ったんですが、ただ、先ほど県のほうは200人というような話ありましたが、県下に59市町村あります。59市町村の200名です。ということは、大きなところもあります。郡山であるとか、あるいはもっと農業地帯を控えているような市部もあると。そういったところも含めて59市町村で200名ですから、矢吹町の3名って決して悪い数字じゃありません。

そして、その矢吹町の大切な大切な3名をどうやって育てていくかと、これが非常に大切な課題だというふ

うに思っております。また、先ほどのように農家を見放さないで、すぐにスピーディーに対応して何とかして信頼感をつなぎ止める中で、白山地区のように水が来なくなったために、結局、今、放棄されているようなことがある。ただ、見てみたら白山地区も先ほどのように、いろんなつくっているんですよ、意外と。だから、全部放棄されているわけじゃないんで、なかなかその対応もちょっと逆に難しいんですけども、とにかく3名というのが多いのか少ないか、それは全体を見て全国を見ていただいても、一つの矢吹ぐらいのレベルのこの人口の町であれば、そんなに少なくない。これをどうやって増やしていくかということと、それから、あとはどうやってその人たちを育てていくかと、それが非常に大切だと思っておりますので、以前は、それは私の残念ながら知るところではない。農業振興課もつくり、そして様々な農業についての勉強会も今やろうとしておりますので、何とかして農業に有効な手だてをつくっていくために頑張りたいというふうに思っております。

以前のことは、ある程度まずしようがないと思っておりますが、やろうと思っておりますので、皆さんのお知恵を借りられればと。それであれば3人という数字も増やせるし、3人という人たちをどうやって育てていくかということが非常に大事だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） また、重複するような答弁になろうかと思いますが、年代別に出してもらったわけですが、60代が57名、70代が36名、これ80代も4名いるんですが、新規就農者の減、また高齢者の増に対して、今後、町としてどのような対策を取っていけばよいか伺いたいと思っておりますけれども、60代以上が半数、50代未満から比べると半数、多いんですが、あと10年たつと、これが全然農家の人口が減ってくるということで、町で今から対策を取らないと農業はやっていけなくなると思っておりますので、答弁のほうをよろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 認定農業者がかなり高齢化しているという話だと思いますが、ただ、世の中全般に、特に矢吹町でも活動している方が大変年齢がいつているのは皆さんもよくご存じのとおり。それぞれの部落でも青年部も年取っているし、私の選挙でも青年部長が50代だったし、それから大半活動している方はほとんど70代でした。大体そんなものでありまして、そういう人たちが地域を支えているということで、そういう方々にいかに頑張って、かつ若い人たちを育ててもらってというのが大事かと思っております。見ても本当に70代、80代、私らも大体この辺60代ばかりだし、その中でどうやって次代に引き継いでいくかと。SDGsもそうなんですが、それが最大の課題だと。どうやって育てる体制をつくっていくかということかと思っておりますので、現在年寄りが多いということ自体は、これは百歩譲って許していただいて、ご容赦いただいて、それで、これからどうするかを一緒になって考えていただければというふうに思っております。特に農業はそうだと思います。答えになっているかどうか分かりませんが、一緒に頑張っていきましょう。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 農業振興課ができたわけですから、農業発展のために早急に町の人・農地プラン、これを早急にできないかどうか、お伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 鈴木浩一議員の再質問にお答えいたします。

人・農地プランを早めに策定できないかというおただしかと思っておりますけれども、今現在、人・農地プランが策定されている地区は、長峰地区と館沢大町地区の2地区になっております。こちらにつきましては、それぞれの地区ごとに人・農地プランを策定する必要がありますので、今、県と協議をしているところでございますが、近いうちにアンケート調査などを実施しまして、なるべく早い段階で人・農地プランを全地区策定できるように努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○6番（鈴木浩一君） よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 次、（3）番の館沢大町地区の基盤整備の進捗状況について伺ひます。

受益者延べ人数87名とありますけれども、受益者の反対意見等はなく全員賛成の地区なんでしょうか、ちょっと伺ひます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 鈴木浩一議員の再質問にお答えします。

館沢大町地区の圃場整備について反対者はいないのかのおただしかと思ひますが、こちらにつきましては勉強会などを実施しまして、地権者の方に事業の説明などを行っているところでございます。こちらにつきましては、それぞれに3つのため池がございますが、二つ池、柳池、館池ということで3つの水系がございます、水系ごとに役員の方に選出いただきまして、そちらの方と協議をさせていただいているところでございます。

今時点では大きな反対をされている方はいらっしゃらないという認識ではありますけれども、今後も勉強会を適宜開催いたしまして、地権者の皆様に分かりやすい説明をしながら、ご理解いただけるように努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 基盤整備に当たりまして、水の確保がやっぱり一番大事かと思うんですが、今から考えておく必要があると思ひますけれども、水不足になった時点での対応は基盤整備してからでは遅いので、今か

ら計画の中に入れてもらいたいと思います。その水不足の対策等についてお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 鈴木浩一議員の再質問にお答えします。

水不足の件でございますが、こちらにつきましては、今現在も一部の地区で田植の時期ですとか出穂の時期に水不足の状況となっております。今現在、県のほうで調査をしておりますが、こちらについてもいろんな案を検討しております。それぞれの二つ池、柳池、館池の下流にポンプをつけて、それを上に返送するような計画もしましたが、そちらにつきましては、ちょっとコストが相当かかるということで、ただいま水不足、どのぐらいの量不足するのかというところを県のほうで検討しております、そちらの結果が出次第、また対策のほうは検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 次の質問に移ります。

公共交通について。

交通弱者に対するタクシー券の利用状況の拡充のことについて質問なんです。前回質問のとき700円から500円に下がり、4回から8回にしてもらい、大変利用する方々には利用しやすいということで聞いております。それについて現在の利用範囲は病院また買物、そういったところに限られていますが、今後、利用範囲を広げて、ここに答弁の中にもありますが、やっぱりお年寄りの方々は友達の家に行きたいとか、そういったものもありますので、そのような拡充をぜひともお願いしたいと思います。その点について伺いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 6番、鈴木浩一議員の再質問、利用拡大の話になろうかと思いますが、答弁書にもございましたとおり、利用回数についてはもう少し柔軟な対応を望む声あるいは行き先を医療機関や町内商店だけでなく友人宅を認めてほしい。さらに、それ以外にも町外の医療機関も行き先の一つにしてほしいというような声がございますので、今後、よりよい利用しやすい事業となるよう、利用者の声をしっかり聞きながら検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 現在、タクシーの利用は下がって大変便利にはなったと思うんですが、タクシーの初乗り料金、また、キロ数の料金ですか、それが以前と比べてこのコロナのせいか分かりませんが、値上がりしている状況なんです。それで町として今後障害を持った人たちも利用していますけれども、支援策として今後その値上がりした分の補充を考えているのかどうかを伺います。

○議長（角田秀明君） 料金だけ。

○6番（鈴木浩一君） 料金。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えします。

タクシーの値上げ料金の補助というふうな再質問だと思いますが、現在、町では補助するような考えは持っておりません。

再度、自己負担500円ということで決められていますので、補助とかそういう考えはございません。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 次に、（2）番の町内巡回バスの運行についてですが、子ども議会でもあったように、巡回バスをあのコロナ禍の中ではありますけれども、他町村では運行しているところが多いんです。矢吹町でもぜひとも運行してほしいと思いますけれども、運行の予定等を伺いたいです。

○議長（角田秀明君） 鈴木議員、要望は駄目だからね。今、要望みたいな質問だったから、そういう考えはあるのかということならいいけれども、要望では駄目ですから。

○6番（鈴木浩一君） 運行について、町のほうではどう考えているのか伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 6番、鈴木浩一議員の再質問についてお答えします。

町内巡回バスの運行計画はあるかとのおたがでございまして、答弁書のとおり、巡回バスの運行計画につきまして現在運行の予定はございませんが、アンケートを精査し、本町に合った公共交通制度の確立を目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 他市町村でやっているのに、矢吹町ができないということは、ちょっと考えにくいんですけども、なぜ運行しないのか。町のアンケートでは「有料でも利用する」が91名、「無料なら利用する」が81名と、172名の方がいるんです。そういった中で有料でも利用するというのであれば、やっぱり町のほうではその方々のためだけということではなくて、やっぱり泉崎みたく小学生も乗れる、誰でも乗れるような運行バスにしてはどうかと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか、伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 6番、鈴木浩一議員の再質問にお答えしたいと思います。

なぜ、巡回バス導入できないのかというようなご質問だと思いますが、現在、アンケート調査をしております。その方々のアンケート結果等を見極めながら、矢吹町に合った公共交通制度に結びつけたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木浩一君） 交通弱者のために、これから町のほうでも、より一層こういうものに対して考え、力を入れていっていただければと思います。

以上で質問のほうを終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、6番、鈴木浩一君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日、一般質問を打ち切りたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。また明日、元気に質問していただきたいと思います。

（午後 3時31分）

令和 3 年 1 2 月 7 日（火曜日）

（第 3 号）

令和3年第431回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年12月7日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号

請願第3号・第4号

陳情第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	13番	安井敬博君
14番	角田秀明君		

欠席議員(1名)

12番 熊田宏君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君

税務課長 小 磯 剛 君 保健福祉課長 阿 部 正 人 君

農業振興課長
兼農業委員会
事務局長 鈴 木 辰 美 君 商工推進課長 佐 藤 浩 彦 君

都市整備課長 福 田 和 也 君 上下水道課長 柏 村 秀 一 君

教育次長兼
教育振興課長 国 井 淳 一 君 子育て支援
課 長 小 椋 勲 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を行います。

皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

なお、12番、熊田宏君より、体調不良のため本日欠席の旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 高 久 美 秋 君

○議長（角田秀明君） 通告7番、3番、高久美秋君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

農業振興について。

農業を取り巻く環境が大変厳しいものになっております。燃料高騰や世界的に肉の消費が増えたことにより、穀物相場の上昇を受けて肥料需要が高まり、肥料原料の国際市況が高騰の影響で2期連続の値上がりとなっております。また、コロナ対策の検疫で、コンテナ船の稼働率低下が起り、運賃が大幅に上昇するとともに輸送に遅れも出ており、肥料値上がりの一つの要因となっております。このような状況の中で、農作物の価格が低迷しており、その中でも、米価が2年連続で大幅に値下がりしております。再生産ができない状況になっております。

今後の農業振興にも関わる農業振興マスタープランの取りまとめについてはどのようにしているか、お尋ね申し上げます。答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、3番、高久議員の質問にお答えいたします。

農業振興マスタープランの策定状況についてのおただしであります。本町の農業につきましては、全国的な厳しい農業情勢と同様の課題を有している状況であります。農業従事者の高齢化や担い手の減少等による農

業後継者の不足、耕作放棄地の拡大、さらには農業資材や燃料の高騰による生産コストの増大、そして米価の下落や、農畜産物価格の低迷等の様々な問題に直面しております。

このような情勢の中、本町の農業の持続的かつ確実な発展を目指すため、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画との整合性を図りつつ、本町の農業の現状と課題を整理するとともに、農業従事者、住民、関係団体、行政等が連携・協力し、これまでの取組の成果を検証し、さらに発展させることを目指すために農業振興マスタープランを策定することとしております。

町では、平成30年3月に町の農業振興に係る農家意向調査を行い、今後10年後の農業を見据えた農家の現状や今後の意向及び要望等について把握し、本町の農業の将来像を描くために実施したところであります。調査後、集計作業を行い、その結果につきましては、広報やぶきに「矢吹町の農業の今、そしてこれから」として掲載をいたしております。

現在のプラン策定の進捗状況であります。策定に係る計画の数値目標や基本目標について、町内両JAや関係機関と協議を行っております。策定には、2020年調査の農林業センサスや、令和3年度に策定される県の農林水産業振興計画などの計画への反映が必要となり、さらに、コロナ禍による社会情勢の変化、阿武隈川の遊水地計画、そして、矢吹原土地改良区から地区除外された白山、そして、神田西地区の土地利用等についても、その方向性も含めた検討を深める必要があります。

今後は、令和4年度プラン策定に向け、農業者の皆様の意見や、町内両JA並びに土地改良区等の農業団体からの意見についても十分に反映させ、あわせて関係機関との協議を進めながら、町の将来に向けての農業振興の指針となるよう計画的に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、高久議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 答弁の中で、関係機関と連携してとありますが、どのような関係機関を想定しておるのでしょうか。答弁よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁でもございましたように、まずは町内の両JAさん、あと土地改良区さんなどですね。共済組合さんなど農業団体各種ございますが、そちらの農業団体の方々と協議をしながら、マスタープランの策定に向けて検討してまいりたいと思いますので、ご理解お願いしたいと思います。

答弁は以上とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 話合いがあるということですが、具体的にはどのような地域農業を目指すのかお答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でもございましたように、矢吹町まちづくり総合計画の中に「農業が元気なまちをつくります」ということで記載がございます。

そちらの中に、3つの大きな柱ということで、1つ目が農業の担い手の育成、2つ目が農業生産基盤の充実、3つ目が農山村環境の整備推進ということで3つの大きな柱がございますので、こちらの柱を基にマスタープランのほうの策定の検討をしてみたいと考えております。

答弁は以上とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 3つの目標があるということですが、関係機関の話合いをする上で、一番最初にどのような方向性というか、どのように進めるか、ちょっと疑問なのでその辺のことを。

両JAさんのところに行って、マスタープランつくりたいんですけども、という話では話が進まないと思うので、具体的にはどのような方向で、どういうふうな質問で進めるのかお尋ね申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁のほうにもございましたように、過去の答弁でもありましたように、マスタープランのおおむねの骨子のほうはできてまいりますので、そちらのほうの中身を再度検討させていただいている段階でございます。

先ほども、町長答弁にもございましたように、2020年の農林業センサスの数字が公表になってまいりましたので、そちらの数字の修正等を検討しながら、そちらの骨子のほうをベースに各JAさんのほうとかの農業団体の方と協議をさせていただきまして、マスタープランの早期の策定に向けて推進してみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

答弁は以上とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 大まかな骨子ができているということではありますが、今の答弁では、じゃ、何を具体的には、担い手をつくるとか、担い手を育成するとかと言っていますけれども、これ具体的に、じゃ、何をやるんですかということがちょっと全然見えてこないもので、その辺の答弁、もう少し突っ込んだ答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほども言いましたように、担い手の育成等については当然重要なことだと考えております。当然、新規就農者ですとか、様々な多様な担い手ということで、定年後の新規就農ですとか、あと、他事業からの参入など、こちらのほうをどうやって促していくかということを各JAさんと今後協議していく必要があるのかなと思っております。

当然、矢吹町に農業短期大学校や全酪連があるということは、ほかの町にはない当然優位性だと思っておりますので、そちらのほうとも協議をしながら、新規就農者の確保などを目指してまいりたいと思っております。

また、生産基盤のほうにつきましても、今現在も圃場整備など進めておりますけれども、当然老朽化している施設も相当ございますので、そちらのほうの改修などについても今後どうしていくのか等についても、それぞれの土地改良区さんなどと協議する必要があるのかなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 老朽化した施設なり新規就農者の支援もそうなんですけれども、実際には再生産できないような農作物の価格低迷が続いていまして、今ある人たちが再生産できないような状況になっております。その辺のところはどのように見えていますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 3番、高久議員の再質問にお答えいたします。

今までのご質問があったんですが、農業というのは極めて総合的な環境があります。そして今、収支が、あるいは再生産ができないというようなお話でしたが、それは、これまでの農政の中で、率直に言いますが、農政は、いわゆるイエス・ノーの農政と言われるほど非常に厳しい評価にさらされている状況がございます。

私が国政のことを言うことは、ここはちょっと控えますが、その中で、大変農業が非常に厳しい環境に置かれていて、そして今、大変米が大きな、例えば価格下落にさらされていると。その中で再生産ができないというのは、農家が機械を再購入する、それから様々な農家の労賃も出ない、それに対して、米の生産が大変な過剰にあって、平成26年以来の大過剰の状態であります。その大変大きな生産費と、それから収入との差を町がそれを補填する。そのことについては大変限界があると。

ですから、今回は、昨日申し上げましたように、西白河の市町村会首長の会でも、矢吹はそんなに、我々全くそこまで考えていなかったとか、まだ国・県を見極めてからやろうと思っていたというところで、かなりスピード感を持ってやったつもりであります。例えば、その全体の生産費を町がカバーする。それと、例えば、ほかに町の限られた財源の中でどう投入するか、大きな課題があります。ですから、まずは種もみでも

って、全体で県と合わせると83%でしたか、これだけカバーできると。来年の作付についての一番大事なところはカバーする。しかし、機械代であるとか労賃であるとか、様々なコストについて全体をカバーするのをどうするかと。そして、長期的に見てこれが長続きできるのかと。そういったことを全体を考えなければいけないわけですね。

それは、もう農業をやっている高久議員が一番よくお分かりのことだと思います。一遍にそれをカバーして、じゃ、例えばこれから一反歩当たり米を作る。8俵作ります。それで8俵できたと。その収入がこれぐらい、その収入のためにこれぐらいのカバーをしてあげるとすれば、相当な財政負担になります。それを長く維持できるのかと。それで解決するのかと。

昨日、鈴木浩一議員にお話をしたとおり、大変総合的な政策が求められる中で、例えば、ちょっと長くなりますが、今、例えば中学校でお話をしながら、町に残ってくださいねとか、町で関心を持って、町の地域づくりに協力してください。そして、その残った中の方から、例えば農業後継者が育っていく。本当に大きな政策が求められているわけです。ですから、今おっしゃられたように、収入収支のことだけで見ていただきたくないと私は思っています。ぜひトータルで考えていただいて、どうやったら農業後継者が育つか、農業後継者がきちんと農業をやっていただけなのか、そのことについて、どういう策をこの限られた財源の中で打っていくのか。その観点でも考えていただけたら、ありがたいと思っております。

答えになったかどうか分かりませんが、私からの発言は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 答弁ありがとうございました。

もう重々分かっておるんですけども、ですから、農業振興マスタープラン、この方向性、これが非常に大事になってくると思っております。これ令和2年9月の三村議員の質問で、「スピード感を持って検討する」となっているんですけども、それからもう何年もたっていますけれども、これ、なぜこんなに遅れているのか答弁をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 高久議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁にもございましたように、2020年の農林業センサスの結果が公表されましたり、あと、県の農林水産業振興計画が今年度策定ということで、こちらにつきましては、本来ですと、昨年度、令和2年度に策定予定だったんですが、コロナによって社会情勢が大きく変化したということで、そちらも踏まえて計画を見直すということで今年度になっております。そちらも上位計画ですので、そちらの整合性を図る必要がございますので、令和4年度の策定に向けて鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） そうしますと、関係機関との協議、コロナであったためと言いますけれども、実際には、食事をしたりではなくて、マスクをして会議する分には何ら問題なかったと思うんですけれども、関係機関との協議、これまで何回ぐらいやったんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

J Aさん等の改良区さんとかとの協議ということでございますが、こちらにつきましては回数は把握していませんが、随時連絡を取りながら情報共有などしてございますので、回数でということではなくて、随時情報交換などをしたということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） 今後も、密に関係機関との協議を続けていただいて、このマスタープランに向けて頑張っていっていただきたいと思います。

また、先ほどの町長答弁で、下がった分の補填はやっぱり難しい。それは私もそう思います。ただ、今回の種子の2分の1の助成、これ80何%、県と合わせてですけれども、ありますが、実際、昨日の鈴木議員の答弁の中で、1反歩当たりの生産費が12万そこそこあると。大体矢吹町、今年あまり取れなかったので8俵止まりです。そうすると5万円ぐらいの開きがありますよね、これ。これ人件費入っていません。そういう意味で言うと、この種子の助成は大体1%切るかなというぐらいしか出ていませんよね。であれば、これはやっぱり農業政策でお金を違う方向に使ったほうがよかったんじゃないかなと思っております。

例えば、地産地消をどうするのかとか、その辺の違う振り方というのは、種子以外にはなかったんですか、これ。

○議長（角田秀明君） 高久議員、マスタープランということで通告をしておりますが、今、町長の先ほどの答弁の中で出てきた中の質問ということで、これぎりぎりの限界で答弁していただきますので、その辺ご理解ください。

○3番（高久美秋君） はい。ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、3番、高久議員の再質問にお答えします。

今、議長からもありましたが、マスタープランということですが、今回、大変農業、特に非常に「田園のまち・やぶき」からすれば、重要な米についての大変価格下落ということで広がっている部分なので、私はちょっと話し過ぎる嫌いあるけれども、だけれども、大事なことなのでお話ししますが、種子については

83%だけれども、種子は全体の生産の中で、コスト中でこれぐらいにしか過ぎないので、これぐらいではというお話ですが、今は、来年の言わば作付、それから意欲を持ってもらう。そのことが農家にとって非常に大事なことであって、特に、先ほど私お話しした後継者とかそういった方々について、町がどれだけのスピード感を持って第一手を打つか、これが私は大事だと思っています。

これから、国・県の対策、特に国については、大変私も様々なところで言っていますので、期待しておりますけれども、まずは一手、その中で、種子について83%、県と合わせて町は50%、そこから、先ほどおっしゃったような様々な農産物についての販売対策であるとか、6次化であるとか様々なことが出てくるとは思いますが、これは一遍にできることじゃありません。一手一手やっていくしかない。これまでの長い間の、先ほどの国の農政、いわゆるイエス・ノーの農政をはじめとして、ずっと積み重なり、しかも地域の中で、こういった人口減少、下手すると地域消滅と言われるぐらいになっている状況の中から、どういう形で町を、地域を、そして農業を起こしていくかのお話ですので、そう簡単な話ではないと思っていますが、総合的に考えていくしかないと思っています。

先ほどの、中学校でお話をして関心持ってもらって、矢吹に残ってもらって、矢吹で矢吹のために、あるいは地域のために、ご本人のためにやっていただくこと、そういったことから始まって、そして農業について、どこにどういうポイントで次の二手、三手、四手を打っていったらよくなるのかについて、それこそまさにマスタープランなりを検討していく中で考えていくことかと思っております。そういうことで、ご理解をいただければと思っております。

一応第一手、そして今後どういうことができるかについては、大変農業に造詣の深い皆さんのお知恵を借りながら、ただ、財政とマンパワーの限界はありますので、その中でどういうことをやっていったらいいかは、優先順位をつけながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で発言とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

3番。

○3番（高久美秋君） ありがとうございます。

農業振興マスタープランを考える上で、これ本当に再生産ができない状況、じゃ、何で農家は米を毎年作れるのかというと、設備投資をしていて、その設備でいかに回収するかなんです。いかに回収して、そのペイをなくすかなんです。だから幾ら安くても、やめない限りはやっていかなきゃいけない。それは、1,000万円、2,000万円ぐらいの投資では全然収まっていないんですよ、もう。だから幾ら安くても作っていかなきゃいけない。その中で、この米価下落は、来年度固定資産税が払えなかったり、ナラシ対策に入れなかったり、こういう部分もやっぱり考えていかなきゃいけないと思っているんです。そういう農家をどういふふうに救ってあげばいいか、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 高久さん、ちょっと方向が変わってきているのかなと思って。

今、執行側に、町長にマスタープランということで質問の通告をしておりますが、今、いろんなことで農家を救うとかなんとかという問題は、ちょっと違うのかなと思っているんですけれども、質問の内容が。申し訳ないですが、今、通告はマスタープランということで高久さんは質問しておりますので、その辺ずっと、それ

今、町長も随分優しく答弁をしておりますが、マスタープランから外れている質問ばかりなものですから、その辺注意しながら質問してください。

○3番（高久美秋君） これは、でも背景があるので、その辺の考えをちょっとお聞かせいただければということで質問しました。

○議長（角田秀明君） 要するに、執行側がマスタープランを考えて、皆さんにこれから、町民の皆さんに出していくという段階の今状況の中でということ随分執行側も説明しておりますけれども、ただ、その中で、価格が安いとかどうかということまで踏み込んで、それで高久さんは質問していますけれども。

そして、先ほど町長も丁寧に説明したように、種子を管内の中では、いち早く農家のために、来年度のためにということで答弁していただきましたけれども、それに対して、今度それは何パーセントぐらいの比率でしかないですとかとは、そういうことの通告はしていないと思うんです。高久さん。

○3番（高久美秋君） はい。

○議長（角田秀明君） だから、マスタープランをつくる段階で、どういうふうなことを今執行側はやっているんでしょうかということがマスタープランの策定だと思いますので、趣旨がちょっとずれているのかなと私思っているのですけれども。

だから、もしマスタープランに関連した質問ならばですけれども、ちょっとずれてきているのかなと思いますので、整理しながら質問していただきたいと思います。

○3番（高久美秋君） はい。

○議長（角田秀明君） 3番。

○3番（高久美秋君） 背景があるということと、あと具体的な方向性がやっぱり見えないので、やっぱりそういうところも鑑みて考えていただければなということで質問しております。

だから、マスタープランをつくるに当たって、いろいろな方法があると思うんですけれども、具体的な方法がなかなか示されていないのかなと思っているので、背景を言ったまでなので。

○議長（角田秀明君） 具体的な方法というのは、まだできていないものだから皆さんに公表していないですけれども、きちんと作成ができれば、我々議員にも町民の皆さんにも、執行側はきちんと説明をしたり、そして、議会にもいち早く説明するでしょうから、そういう機会に、ちょっとこれは今の農業情勢と違うんじゃないかというようなことを今度指摘していただくのは、これからの高久さんらの使命だと思うんですけれども。

今、具体的なあれが見えないと言っていますけれども、まだ執行側は全然発表していないわけですから、マスタープランに対しては、だから、その辺よく気をつけながら整理して質問していただきたいと思います。

○3番（高久美秋君） では、質問を変えます。

集落営農、農業生産法人の推進が重要ということで、前回マスタープランの中で答弁してもらっておりますが、集落営農、農業法人が進まないのはどういう見方になっておるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 高久議員、集落営農関係は答弁にも何も入っていないんですけれども。今回のマスタープランの。

○3番（高久美秋君） 前回、マスタープラン進める上での回答でそのように言っていますので、これが進まないのはなぜかと聞いています。

○議長（角田秀明君） いや、今回の質問の中に、高久さんのほうのあれが入っていませんので、執行側はその準備はしていないということなんですけれども。

○3番（高久美秋君） そうですか。

○議長（角田秀明君） 通告していないんですよね。だから今、町長の最初の答弁にも集落営農関係の答弁はないと思いますので、答弁書をよく見ていただいて、もしそういうものを聞きたいとすれば、この次の一般質問の中で、集落営農関係まで通告していただければ、執行側では準備していると思いますので。

○3番（高久美秋君） 分かりました。

それでは、今回の答弁書の中で、阿武隈川の遊水地計画の中での話が出ていますけれども、しゅんせつ工事の残土の取扱いはどのようになっておるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 遊水地関係のやつも、通告には、高久さん、入っていないと思います。

○3番（高久美秋君） いや、これ答弁書にあるんですけども、駄目なのですか、これも。

○議長（角田秀明君） 答弁書の中では、阿武隈川の遊水地計画や矢吹原土地改良区からの地区除外などがある白山とか神田西地区などの土地利用に対しても、これからマスタープランの中で考えていきたいというようなことを答弁していると思いますけれども。

○3番（高久美秋君） はい。

○議長（角田秀明君） だから、その残土をどうするかというのは、また別な問題だと思うんですけども、これは。

○3番（高久美秋君） まあ、これ検討を深める必要がありますと答えているので、その辺どうなっているのかなということで質問したんですけども。

○議長（角田秀明君） 今、検討を深める段階だということで、ご理解をいただければ。

○3番（高久美秋君） それでは、分かりました。

じゃ、それでは、いろいろ農業問題いっぱいありますけれども、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、3番、高久美秋君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

再開は10時50分からです。よろしくお願いします。

(午前10時37分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午前10時50分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告8番、8番、三村正一君の一般質問を許します。

8番。

[8番 三村正一君登壇]

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告いたしました質問をいたします。

質問は3つでございます。

1つは、農業振興政策についてでございます。

町は、本町の「田園のまち・やぶき」の主要な産業である農業の振興を図るため、本年4月に組織変更を行い、産業振興課を廃止、農業振興課を新設したところであります。その活動に対して、町民、農業者から大きな期待が寄せられております。

そのさなか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、その対策として外出自粛要請等がなされました。その結果、外食産業が低迷し、業務用米の需要が落ち込み、2020年産米の在庫の増大によりJA全農の本年産米概算金が、昨年の1万2,100円から9,500円と2,600円も下落しております。この価格は、統計の県生産費で1万1,629円を下回り、米生産農家の所得は大幅に減少しており、私も支援が必要であると考えております。

その観点からお尋ねをいたします。

1つとして、米価下落の対策として農家の支援をどのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

2つ目として、農業の元気なまちづくりの施策として、農業振興策、特産品づくりをどのように推進していくのか、お考えをお尋ねします。

3つ目として、町の農業の課題として後継者のいない農業従事者の高齢化によって、農地の維持管理が非常に難しくなっております。町は、50歳以下の新規就農者に対する取組がなされておりますけれども、定年退職の新規就農や他産業他事業者の参入等についても必要と考えますが、町はどのように捉えて、対策をどのように取り組んでいくのかを、お考えをお尋ねいたします。

大きな2番でございますが、一般社団法人まちづくり矢吹の運営等業務委託契約についてお尋ねをいたします。

平成元年5月に設立した一般社団法人まちづくり矢吹は、町よりの補助金交付を受けて事業を行っている団体であります。また、7月まで町から専任職員による支援を行っていた、そのような観点からお尋ねします。

1つ、一般社団法人まちづくり矢吹の中期経営計画対実績について、補助金交付額、個別事業実績、売上げ、収支計画を中心に、どのように評価して対応しているのかをお尋ねいたします。

2つ目でございますが、町と一般社団法人まちづくり矢吹との業務委託契約では、町の業務支援はどのような位置づけになっているのか。契約と現在の状況にそごはないか、町の考えをお尋ねいたします。

3つ目でございますが、町の来年度における委託事業については、どのように検討されているのかをお尋ねいたします。

大きな質問の3つ目でございますが、健康センターの運営についてお尋ねをいたします。

健康センターは平成3年6月、温水プールが平成5年10月に町民の健康増進、教養の向上及び老人福祉の向上を図ることを目的として設置された施設であり、当初は町が直営で運営し、現在は指定管理者制度により運営されております。開所以来、延べ約580万人が利用されており、町民及び近隣市町村の方々から大変喜ばれております。近隣住民の相互利用を図る広域連携利用というのがございまして、そういった中で、この温泉施設も利用の拡大を図っていることについてお尋ねをいたします。

1つ、白河市、西郷村、中島村、泉崎村、矢吹町の間の公の施設の相互利用に関する協定書とはどのようなものかをお尋ねいたします。

2つ目として、各町村の温泉施設の共通利用券や温泉巡り・イベント等の連携した取組についての考え方があるのかについてお尋ねをいたします。

健康センターの3つ目でございますが、健康センターの運営について、利用者より週2日の休日を1日にしてほしいとの声が数多く出ております。利用者や町民の声をどのように反映させていくのか、町のお考えをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、米価下落の対策として、農家の支援をどのように取り組んでいくのかについてのおただしであります。

富永議員と鈴木浩一議員、そして高久議員の答弁と一部重複いたしますが、令和3年産米の全国の作況指数は101であり、福島県中通りにつきましても101となっております。また、米をめぐる状況につきましては、昨年から続くコロナ禍の影響により飲食店等の営業自粛が続く、主食用米の需要が大きく減少していることから、民間在庫につきましては、米価が大きく下落いたしました平成26年と同程度まで積み上がっておりまして、その結果、JA概算金でいきますと、前年より60キログラム当たり、1俵当たり約3,000円の大幅な下落となっております。特に、福島県産米は業務用に使用される米が多いという事情もありまして、コロナ禍の影響は非常に大きい状況となっております。

米価の大幅な下落の影響につきましては、稲作農家の生産意欲の低下、ひいては耕作放棄地の発生につながることを懸念しております。そのため、町では独自の緊急対策として、令和4年産米の水稲種子、種もみの購入代金の2分の1を助成するということとしまして、本議会の定例会におきまして、米価下落対策種子購入補助金1,200万円を補正予算に計上したところでございます。

また、町では、主食用米から飼料用米やWCS、ホールクロップサイレージ用の稲、そして、備蓄米等への作付転換を支援するため、水田農業構造改革対策事業補助金を作付農家へ交付していましたが、今年度につきましては、飼料用米と備蓄米への作付転換に多くの農家の方に取り組んでいただいたということから、追加で400万円の増額を補正予算に計上したところであります。

また、県は、支援策として、福島米生産意欲向上支援緊急対策事業によりまして、水稲の種子購入代金の3分の1相当額の1キログラム当たり150円を助成する方針を11月24日付で公表をしております。この結果、農家が購入する水稲種子、種もみ購入代金につきましては、町・県を合わせて最大で6分の5、率にしますと約83%の助成が受けられる見込みであります。

大幅な米価下落の影響につきましては、稲作農家の生産意欲の減退により、令和4年産米の作付中止や縮小など、耕作放棄地の増加等が懸念されるところであります。そのため、県・町それぞれが緊急対策に取り組み、

水稻の再生産を推進することは水田農業の持続的な発展に極めて重要な対策であると考えております。

米価下落対策、そして、燃料費高騰等対策につきましても、今後も国・県への働きかけを強め、動向を注視し、町といたしましても対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業の元気なまちづくりの施策として、農業振興策、特産品づくりをどのように推進していくのかについてのお願いでございます。

本町の基幹産業であります農業は、現在、国内においては農業者の高齢化や後継者がいない、米価の下落、燃料費の高騰、遊休農地が拡大している等々多くの課題を抱えておりますが、日本の食料自給率を支えていくためには極めて重要な産業であります。

本町におきましても、同様の課題を含め様々な課題が山積しておりますが、第6次矢吹町まちづくり総合計画の政策として、「農業が元気なまちをつくります」の確立を図るため、町がその中心となって町内の両JA等の農業関係団体と連携を図りながら、農業の在り方を再構築し、推進していくことが必要であると考えております。町としましては、将来に向けて、多くの農業者が夢と希望を持ち、本来の意味での本町の基幹産業となり、農業により町が活性化するために各種施策に取り組んでいるところであります。

また、特産品づくりを町としてどのように推進していくのかにつきましては、農家が生産している作物を販売し、もうかる農業を実践しなければ農業の進展はない、発展はないと考え、高収益作物の導入や、6次化の推進により生産している作物を加工し、付加価値をつけるなどの工夫が必要であると考えております。既に町内でもトマトやキュウリ、イチゴなどの高収益作物に経営を転換している農家や、生産された野菜を活用し6次化に取り組み、トマトソースや餃子などの加工品を製造販売し、消費者から高い評価を得ている農家のケースもあります。町としても、意欲のある農家への支援策について検討してまいりたいと考えております。

なお、特産品の開発には初期の研究段階が必要になりますが、本町には福島県農業総合センター農業短期大学校において、高度な加工施設が整備されております。連携協定によりまして、加工施設を町内農家が容易に利用できるよう協議し、さらに、酪農技術の研究所を有する全国酪農業協同組合連合会、略称全酪連とも連携を図りながら、町内農家への支援について協議検討してまいります。

基幹産業である農業の振興はもとより、付加価値のある高収益が望める特産品の開発は、農家所得の向上、観光の振興、そして、地域経済の活性化につながると考えておりまして、町としまして特産品づくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、定年退職者の新規就農や他事業者の参入等についてのお願いでございます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画の政策として「農業が元気なまちをつくります」と位置づけ、各種施策に取り組んでいるところであります。農業者の現状につきましては、全国的な農業従事者の高齢化、そして後継者不足により、農業従事者は年々減少している傾向にあり、本町におきましても同様の状況であります。

このような状況の中、町では、地域の担い手の育成を積極的に推進しており、中心的な農業の担い手である認定農業者や、新たに農業に取り組む新規就農者の掘り起こしを行っております。新規就農者においては、平成26年度1名、平成27年度5名、平成28年度2名、平成29年度1名、平成30年度2名、令和元年度1名、そして令和2年度3名が就農しております。全国的には、毎年度新規就農者が見つからないという地域もあります。

ので、本町のこのような状況は、関係機関と連携推進したことによる成果でもあるのではないかと捉えております。

次に、現在、企業や一般の法人による農業への参入に対する支援策について、県の補助事業であります企業農業参入支援体制強化事業により、新たに農業経営に取り組むために必要な生産資材等の初期費用の一部を助成する支援制度など、6次産業化や遊休農地の再生、融資制度等の新規参入を支援する事業等もあり、充実したサポート体制となっております。

また、営農指導の面では、本町には2つのJA、東西しらかわさん、そして、夢みなみさんがありまして、それぞれの営農指導員による技術指導に加え、町内の経験豊富な農業者からの直接的な指導を受けられることも可能であります。また、本町と連携協定を結んでおります福島県農業総合センター農業短期大学校では、段階に応じた充実した研修を実施していることも、他市町村に比べ、本町ならではの優位性であると認識しております。これまで、町の支援策として、先輩農業者の紹介、情報交換の場の提供など各種の支援策を講じてきたところであります。

なお、農業を営営するために必要な農地の貸し借りや新たな農地の取得については、町農業委員会や農地中間管理機構と連携し、新たに農業を目指す転入者につきましても安心してサポートできる仕組みを構築してまいります。

議員おただしの定年退職者の新規就農や他事業者の参入につきましても、貴重な新規就農者となりますので、今後は、首都圏等町外からの新規就農者確保のため、町のホームページやSNS等を活用したPR活動に取り組んでまいります。

町としましても、町内両JA並びに関係機関と連携し、若い世代の新規就農者のみならず、定年退職者の新規就農や他事業者の参入につきましても取り組みやすい環境を整えるため、他自治体による先進的な事例を参考にし、多様な新規就農者の確保を積極的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一般社団法人まちづくり矢吹についてのおただしであります。

議員おただしの中期経営計画については、一般社団法人まちづくり矢吹が平成31年3月に策定された事業計画であります。一般社団法人まちづくり矢吹への補助金つきましては、地方創生推進交付金を活用し、令和元年度は1,889万円、令和2年度は1,631万4,844円を支出しております。

交付した補助金の内訳は、令和元年度につきましては、就労、子育て情報マッチング環境の整備、人材育成研修費として399万9,563円、テレワークICTスキル人材育成セミナー事業費として150万円、地域ビジネス創出支援事業費として599万9,564円、就労コーディネーター等の配置費として350万円、まちづくり会社事務局の整備事業費として139万5,792円、情報通信機器等の環境整備費用として250万7,305円、合計で1,890万2,224円の決算額であります。

令和2年度につきましては、就労、子育て情報マッチング環境の整備、人材育成研修費として15万円、テレワークICTスキル人材育成セミナー事業費として13万8,000円、地域ビジネス創出支援事業費としまして573万916円、就労コーディネーター等の配置費として400万円、まちづくり会社事務局の整備事業費として271万3,928円、情報通信機器等の環境整備費用として99万円、その合計としまして1,631万4,844円の決算額であり

ます。

中期経営計画に基づく個別事業の実績につきましては、アウトソーシング事業につきまして、窓口業務、放課後児童クラブ、学校支援員を令和元年度より包括的業務委託しております。事業の売上げについては、中期経営計画では、売上げ目標は2,500万円としておりまして、令和元年10月より矢吹町包括的業務委託として契約締結し、総合窓口業務、そして学校支援員業務、放課後児童クラブの委託費等として3,874万3,100円の契約金額となっております。令和2年度は、売上げ目標2,500万円としておりまして、同様に、矢吹町包括的業務委託費として8,688万3,500円の契約金額となっております。令和3年度は、売上げ目標2,500万円としており、同様に、矢吹町包括的業務委託費として9,692万3,200円の契約状況となっております。

活力あるまちづくり事業では、テレワークICTスキルセミナーにおいて、令和元年度はワークショップデザイナーを講師として文書作成の基礎講座など計8回、延べ35名が参加し、また、令和2年度もテレワークの定義、働き方を学ぶ講座など計6回、29名の参加者の下、事業が行われております。

地域ビジネスの創出事業として開催されたイベントでは、ドローンの操縦体験を実施しており、令和元年度は町内4つの児童クラブやフロンティア祭りなど計7回、259名の多くの方がドローンの操縦体験をし、好評を得ております。

また、福島県農業総合センター農業短期大学校では、農業へのドローン活用の推進を目的とした講習会が行われ、令和元年度は計2回、学生などを含めて92名の参加者、令和2年度も計2回、60名がドローンの操作体験をする事業を実施しております。

一般社団法人まちづくり矢吹の事業評価につきましては、町からの補助金を活用した町民や学生などを対象とした各種のワークショップやドローン体験など活力あるまちづくり事業を実施しておりまして、矢吹町包括的業務委託につきましては、契約内容どおりの業務を遂行していることを確認するために定期的な打合せを行い、業務の活動内容や職員の勤務実績などの確認を行い、適正に事業が行われているとの評価をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、業務委託契約での専任職員による支援の位置づけについてのおたしであります。

まちづくり矢吹事業は、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画の重点プロジェクトとして位置づけた事業でありまして、平成31年4月から企画総務課内にまちづくり矢吹準備室を設置し、令和元年5月に一般社団法人まちづくり矢吹を設立したところであります。

当該法人は、人づくり、仕事づくり、まちづくりを理念とし、地域の担い手を増やし、公共サービスの安定化を図るとともに、活力あるまちづくりを推進することを目的として設立したものでありますが、設立後、安定した経営に至るまでの間は、業務調整など町の支援が必要との考えから、専任職員1名を支援業務として従事させたところであります。

一方で、業務委託契約は、事務の効率化、トータルコストの削減、労働力の確保等行財政運営の効率化を図り、より質の高いサービスを安定的かつ持続的に提供することを目的に実施してきたところであります。また、地域経済循環を見据えた行政事務の受託により、非常勤職員の働く場の確保をはじめとする地元雇用の創出、維持、安定、拡大など地域再生と活性化を目指すものとして、窓口業務及び放課後児童クラブ等の包括的民間委託として、令和元年10月より当該法人に業務委託を行っております。このように、専任職員による支援は、

町職員として町が関わり設立した法人である一般社団法人まちづくり矢吹の経営の安定化に資するための業務を公務として行うにとどまる、あくまでも町の指揮命令によるものと解しております。

また、業務委託契約は、発注者と受託者が、費用や期限、業務内容等に関する内容を定めた上で行っており、それぞれの業務内容、役割を明確にしながら取り組んでいることから、現況にそごは当たらないものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、来年度の委託についてのおたただしでございます。

今年度のさらなる事務事業の効率化を推進していくためには、その手法の一つである民間活用について定期的にその成果を評価することが重要であり、効率性、費用対効果の測定、コスト比較の分析、ノウハウの蓄積などの効果検証が必要であります。

本業務委託につきましては、現在その効果について検証中であり、今後も引き続き、これまで様々な機会でのご意見、ご指摘等を踏まえながら検証と見直しを進めるとともに、委託先の継続可否や委託業務の見直し等について、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。

なお、検討結果につきましては適宜議員の皆様にご報告を申し上げながら、検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、続けます。

次に、公の施設の相互利用に関する協定書についてのおたただしでございます。

公の施設の相互利用に関する協定書は、白河市、西郷村、中島村、泉崎村、矢吹町5市町村において、文化及びスポーツ、レクリエーションなどが広域的に行われるよう平成21年4月1日に協定が締結されております。協定の締結により、相互利用の対象施設については、それぞれの施設を設置している市町村の住民と同じ条件で利用できる内容となっております。例として、あゆり温泉を利用する70歳以上の高齢者の1回当たりの入浴料は、町内の方は200円で、町外の方は400円となっておりますが、協定により、矢吹町民と同様に200円での利用が可能となっております。

本町の主な対象施設につきましては、大池公園内の管理棟、日本庭園などの公園施設や、矢吹球場やテニスコート、勤労者体育館などの体育施設、あゆり温泉や温泉プールなどの健康センター施設、矢吹町文化センターや図書館などの文化施設などです。施設の相互利用につきましては、白河市と生活圏や経済圏を共にする本町を含め、9市町村が参加しておりますしらかわ地域定住自立圏推進協議会におきまして推進する具体的な取組として、施設の相互利用が生活機能の強化に係る政策分野の一つとして位置づけがされております。

今後、協議会の中で、圏域内住民の利便性を高め、施設を有効活用していくため、協定の拡大や相互利用の推進について検討することとなっております。また、施設の相互利用のメリットとして、協定を締結している市町村の住民と同様の料金で利用できることなどがあり、今後、広報やぶきやホームページなどで対象となる施設の周知を図ってまいります。

なお、しらかわ地域には、温泉施設や文化施設などがありますので、福島県県南地方振興局とも連携しながら観光資源等のPRなどに努め、将来にわたり安心して暮らせる魅力ある地域づくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターにおける近隣市町村の温泉施設との連携した取組についてのおたただしでございます。

現在、白河管内における公共の温泉施設は、白河市のきつねうち温泉及び老人福祉センター、泉崎村のさつき温泉、中島村のふれあいの郷、矢祭町のユール矢祭、埴町の湯遊ランドはなわ及び西郷村のちゃぼランドがあります。議員おただしの共通利用券のような取組は実施しておりませんが、温泉巡り・イベントの一環として、県南地方9市町村の公共施設を巡るスタンプラリーが、しらかわにぎわいプロジェクト実行委員会において、本年11月7日から令和4年1月31日の期間で実施されており、本町の矢吹駅直売所、大池公園直売所及びあゆり温泉がスタンプラリー設置場所となっております。また、過去において、F I T構想推進協議会や福島県によるリアル宝探しイベントにおいてスタンプラリーに参加した経緯もあり、今後も積極的に参加してまいります。

なお、あゆり温泉が今後も魅力ある施設であり続けるために、町民をはじめ、町外からも多くの方があゆり温泉に来ていただけるよう、浴室洗い場の床に畳を敷き詰める工事を発注するところでもあります。畳を敷き詰めたお風呂は近隣温泉施設にはなく、その見た目のほか、冬場でも足元が冷えない、転倒してもけがをしにくいなどPR要素が満点であり、入館者の増加に大いに期待しているところでもあります。

今後も、自主イベント等の開催及び各種広域的イベント等への参加を推進し、あゆり温泉を町観光の発信源とすべく、指定管理者と協力しながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは最後に、健康センターの定休日に関する利用者や町民の声についてのおただしでございます。

健康センターにおける定休日は、矢吹町健康センター施設条例に毎週火曜日と規定されております。コロナ禍による利用者の減少及び人件費等の経費削減の観点から、令和3年度から令和5年度の3年間は、定休日の増加及び営業時間の短縮の取組を試験的に行う指定管理者募集要項となっております。令和3年5月より新たな指定管理者が決定いたしました。この取組を条件として事業計画を提出していただいております。

この試験的取組につきましては、令和2年11月に、行政区長、民生児童委員、老人クラブ会員及び健康センター利用者の合計1,000名を対象に実施しました「矢吹町健康センターに関するアンケート」調査におきまして一定数の意見があったため実施したところであります。

なお、この経費削減の取組による令和3年度の指定管理料における削減額は約250万円となっております。指定管理期間である令和3年度から令和5年度は、総額で1,070万円の削減効果と試算しております。

しかし、議員おただしのとおり、定休日を週1日に戻してほしいとの要望が施設利用者から施設職員や目安箱にも寄せられておりまして、指定管理者と毎月実施している定例会において、度々報告を受けております。その都度定休日の変更について協議を重ねてまいりましたが、人員確保の問題から、年度内における定休日の変更は難しいと判断しております。

なお、令和4年度から定休日を週1日に戻す予定でありまして、今後、指定管理者と健康センターの運営に関する基本協定書及び指定管理料の変更について協議をしてまいります。協議の結果につきましては、令和4年3月議会定例会において、当初予算案の中でご説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

今後も、指定管理者と協議を深め、利用者の皆様の希望にできる限り応えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁といたします。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。大変長いご答弁になってご苦労かけました。

それでは、質問させていただきます。

米価下落対策で、水稻種子購入用代金、種もみの助成2分の1、1,200万予算計上ということで、非常にありがたい政策かなというふうに感じておるところでございます。1,200万なんですが、これはどのような算定方法で1,200万になったのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

種もみの試算につきましては、各JAさんから聞き取りによりまして、7月末時点で大体各JAさんのほうには種もみの注文がなされていると思いますので、それぞれのJAさんのほうに聞き取りをしてございます。ちなみに、夢みなみさんのほうで9,320キロ、東西しらかわさんで2万2,674キロということでご回答がございましたので、そちらの数字を基に試算をさせていただきます。あと、JAさんを通していない方もいらっしゃいますので、そちらの方も含めまして試算をさせていただきました。

予算に計上いたしましたのは、3万7,500キロ分の種もみ代、こちら平均単価、JAさんのほうの単価で平均単価を求めまして計算いたしました。こちら計算しますと2,400万円となります。そちらの2分の1ということで1,200万円を今回補正予算のほうに計上させていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 農協から数量を聞いて、それで、その他の種もみの販売者から聞いて、2,400万の2分の1ということでのご答弁ございましたが、去年の種もみの単価ご存じですか。分からなければ私言いますけれども。

じゃ、聞いておきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 三村議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

こちらにつきましても、先ほど答弁したとおり、JAさんからそれぞれの単価のほうをいただいて、そちらを基に算出しております。当然コシヒカリですとか、ひとめぼれ、天のつぶなどによって価格が異なりますし、あとは、消毒済みか未消毒かによっても価格が異なるのかと思っております。そちらのほうでいただきました単価を基に平均単価を求めまして、町としましては平均640円という単価を求めたんですけれども、こちらつきましても、県のほうでも3分の1補助するというので発表がありました。県のほうですと1キロ当たり

150円ということなので、3分の1ですから、単価として450円という低い価格なのかなということで、県のほうにも問合せをいたしました。そちらにつきましては、ちょっと明確な回答はございませんでした。

ちなみに、こちら平成26年度につきましても、同じように種もみの補助ということで実施をさせていただいておまして、そのときの矢吹町の実績としましては、1,121万2,000円ほどの実績となっておりますので、今回の予算で計上いたしました1,200万円で賄えるのかなという判断をさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

確かに、昨年度、平均単価出して640円ということでございましたが、私も、昨年度コシヒカリ1キロ649円で買い求めておって、どのような計算式なのかなと。答弁の中に、種もみ代金の83%、県と町とで合わせてと言いますが、これらは計算していくと、県のほうは単価が450円で設定されていますので、3分の1といっても、実際から言うと、この答弁書の中で「83%である」というのは、74%にしかならないと。私、計算したらそのようになっております。そういった意味で、答弁書にちょっと差額があるんじゃないのかなというふうに思ったところでございますので、そういったことで、83じゃなくて74でないかということで私のほうで計算しましたが、それについて間違いがあるかないか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

答弁のほう、最大で83%ということで答弁させていただいておりますので、もし仮に県で示した単価で計算するとなれば83%という数字になろうかと思っておりますので、間違いではないと認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 同じく米価下落対策で、県内の市町村の対策状況ということで、喜多方市では、令和3年の作付面積から10アールを引いて、これ、自家用の飯米ということをして、それに1反歩4,000円というような面積で支給していると。それから、来年度の飼料米の生産農家については、1反歩当たり1万円を出していると。それから、農業の田んぼに、水田に施設園芸で転換を求めているというふうなところについては、設備投資の2分の1を助成するような政策を行っております。

広野町では、1俵当たり1,500円、磐梯町では、10アール当たり4,000円、これも喜多方と同じように面積から1反歩を引いた金額というふうになっております。

そういった意味で、県内でも、この東西しらかわ管内でも、矢祭町では1反歩2,000円というふうな形の助成を行っているということ。

同僚議員の質問にもご答弁ございましたが、矢吹は西郡でも結構早いうちに対策を打ったほうだというよう

なご答弁いただきましたが、ありがたいことだと思っておりますけれども、何か火をたきつけるというか、そういうことで、商工業者、飲食店関係には、いろいろ県とか町でも商品券とか、県のほうでは、飲食店についてのプレミアム、特別な、1万円で3,000円のプレミアムがつくような飲食券の販売とかということでやっておりますけれども、やはり農家に対しても、気つけ薬として1反歩1,000円ぐらいの助成ということになると、金額が幾らになるのか分かりませんが、矢吹町の耕作面積1,200町歩だとすると1,200万という形になりますけれども、そんなことで、商工業者、飲食店ばかりじゃなく、農家にも目を向けているということの対策も必要かなと思っておりますが、その辺についてのお考えはどうなんでしょうか。

お尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、三村議員の再質問にお答えします。

この問題は、先ほどお答えしましたといいますか、高久議員の質問、あるいは、その前の鈴木浩一議員、そして富永議員の質問にもお答えしたんですが、やはり総合的な対応かなと思っております。それで、種もみについての1,200万を、先ほど種もみ代の半分ということで出したわけですが、確かに三村議員おっしゃるとおり、私どもでも様々な策をどうしたらいいかということで試算をしております、おっしゃるとおり、10アール当たり1,000円をとすれば1,133万と。そして、やはり極端なところで言うと、例えば8,000円だと9,064万ですか。これはあくまで試算です。

やはり、最初の一手として、先ほど種子を、種もみを半分ということは、農家の心をとにかく農業から離れさせないために頑張ったと、第一手として。ただ、その後どうするか。これは、例えば今名前が出てきたような個別の町、村との比較はちょっと差し控えますが、水田面積があまりにも違い過ぎるので、やはり1反歩当たりかなり多くの額を出されているところは、矢吹町でそれをやろうとすると、先ほどのようなことで、例えば1億近い出費になるとかそういうことになりますので、これは、トータルとしての政策効果と、そして、どういった形で水田農家の皆さんに対策を施していくかという、先ほどのお答えでご賢察いただければなというふうに思っております。

第一手としては種もみですが、その後どういう形でやっていくかは、先ほどのマスタープランの策定なりも含めて総合的に考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 前向きなご答弁ありがとうございました。

1点目はこれで。

種子の助成ということでございますが、ぜひ二手目、三手目、一手目の効果があるうちにやっていただかないと、なかなか元気の出る農業のまちづくりにはならないのかなというふうに思いますので、そういった面、ぜひ早急なプランを立てて実行していただきたいと思っております。

そういった中で、2番目の農業振興政策で農業の元気なまちづくりの施策としてということでの質問でございますが、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、矢吹町の産業人口割合12.2%ということで、県の平均が6.5%ということでございますので、約2倍おります。965人という27年度の国勢調査でございますが、その中で書かれているのが、町の特性としては、比較的に温暖なところ、自然災害が少ない、農業好適地、日本三大開拓地というようなことで出ております。

そういった意味で、矢吹町には農業をする人が結構いっぱいいるなど。それで、何でいるのかということ、私の考えでは、今までの農業をやっている方々、今70代、80代の方々が副業農業ということで、副業経営ということで、田んぼと野菜を組み合わせたり、そういった形の中で所得の安定を図ってきて、それで、後継者もそこに育っているというようなことで、先ほどご答弁をいただいた後継者の方々、ほとんどの方々がそのうちの跡取りとか、そういった身内の方が新規就農に就いていると。先祖伝来の田んぼとか畑を守って、うちの稼業として就いているというような形ではないのかなというふうに思うところでございますが。

そんな中で、移住・定住の問題で、定年になって農家に就かれたり、それからIターンということで、都会で生まれた人が矢吹で農家やってみようかなと、それからUターンということで、矢吹から都会に出ていった方が矢吹に戻って、昔生活したところで、そこで農業やってみようかなというふうな気持ちを起こさせて、矢吹に引き込むというような政策が必要かなと思うんですが、ご答弁いただいたように、取り組みますというようなことで、町がその中心になって取り組むというようなご答弁いただいておりますが、具体的にはどういうことなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 8番、三村議員の再質問にお答えします。

Uターン、それからIターン、あるいは町の中でおられる方々はじめ、こういった形で農業後継者を確保していくかと。あるいは、その方々をというお話だと思いますが、この問題は、農業後継者をきちんと維持するというのは大変難しい、全国的にも非常に苦慮している問題であると思います。ただ、矢吹町で今取り組んでいるということよりも、これから、マスタープランの中でもかなり重要な課題として位置づけていくことになるかと思いますが、矢吹が持っている、先ほどの出ております農短大、これからリニューアルされることになるとは思いますが、する予定でいるということで聞いておりますが、あるいは全酪連、その他様々な農業、ある意味資源ですね。

こういった、そして、あと今取り組んでおりますのが、実は、昨日の答弁の中で教育長からもありましたが、矢吹中学校のほうで、矢吹創生学ということで、中学校の生徒さんたちに矢吹町をよく知ってもらおうと。私もその講師として一度出向きましたが、言わば矢吹町のよさ、そして、どういう課題を抱えているかと。その中で、ぜひ皆さんと一緒にこの矢吹町で、生まれ育ったところで一緒に取り組んでもらいたいというようなことをお話をして、生徒さん方からいろんなお答えが返ってきましたが、私は大変心強く思いました。言わば、これまでふるさとをということあまり話をされたことがなかった、しかし、そこも矢吹町に関わって行って、自分が生まれ育った町にどういう形で例えば貢献していくとか、関わっていくかということについてというお

話を随分いっぱい書いてもらいまして、そういったことも含めて、農業の問題だけじゃないんですね。

やっぱり、今は昔と違って、私なんかは本当に、自分のことになってしまいますが、こうやって田地田畑と墓を守るために帰ってきたようなものですが、そういう方は今はいない。そういう話をされることも、なかなか今の子供たちないので、強制ではなくて、どういった形で町に関心を持ってもらって、その町に貢献するとか、役割を果たしてもらおうということについて興味を持ち、そして、こういった、町に今、様々な課題がある中で、よりよい町にしていくためにどうしたらいいかについて、また関心を持ち、一緒に取り組んでもらうと。そういった機会を多くつくっていくということが非常に大切じゃないかというふうに思っています。

農業は、本当になかなか大変で、先ほど米価の話ありましたが、実際には、例えば先ほど出てきた白山であるとか、神田であるとか、こういったところに、昔、米が2万円も3万円していた頃は簡単に水を通してきたわけですが、しかし羽鳥疎水の水は、今、用水路ががたがたで向こうまで届きません。そういったことのインフラの整備も含めて、そしてまた、高久議員からお話があったように、大変初期投資もかかる農業機械を、どの農業機械が今度がたが来るかを心配しながらやっているような状況であります。私もそうです。

ですから、そういったものをトータルで、インフラ、設備、そして毎回の生産コストと、それに関わる様々な農産物価格ですね、こういったものをしっかり見ながらやっていかなくちゃいけない中で、どうやって希望を持ってやってもらうか。それには、先ほどに、例えばここで農業をやりたいと、農業をやったという気持ちを持ってもらわないと、単純に価格がどうだ、そして、あるいはコストがどうだと。じゃ、やめようという世界ではないわけですね。

だから、非常に、話がちょっとそれてしまうかもしれませんが、町としては、先ほどのように様々な農業短期大学校、農短大であるとか、全酪連であるとか、あるいは町で取り組んでいる様々なことであるとか、そして矢吹の持っている農業についての様々な環境と資源、そして人的資源も含めて、そういったものを最大限活用してどうやって取り組んでいただけるか、また、その取り組んでいただく気持ちをどう持ってもらうかということがとても大切だと思っております。

私自身も、正直、水田でいきますと、今の価格ですと赤字であります、その赤字を埋めながらも、どうやってこの矢吹町の中で「さわやかな田園のまち・やぶき」を維持していったということを本当にずっと考えております。何とかして、それが矢吹の町民の皆様、そして若い皆さんにきちんと引き継いでいけるようになるかということをしつかりと考えていきたいと思っておりますので、答えになっているかどうか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。いろいろ考えをお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

矢吹町の農業のプランの中で、私、思い浮かべたんですが、今度マスタープランをおつくりになられるということなんですが、そういった中で、移住・定住の施策の中で、観光農業、それから農家レストランとか農家民宿とか、やはりそういったことで、地域の中で、農家の中でもそういった取組をしたいという方を町のほう

で募って、ぜひそういった方面で、1軒ばかりじゃつまらないから、2軒も3軒も、大内宿みたくずらっと同じ物を買ったりしても構いませんけれども、そういうような施策が必要であると感じておるわけなんです、その辺についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求める前に執行側をお願いを申し上げます。一問一答なので、明朗簡単に答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 8番、三村議員の再質問にお答えします。

一問一答、明朗簡単にといいことですので、明朗簡単にお答えしますと、三村議員がお話しになったような様々な形の農業があるかと思っております。その様々な形の一つ一つ具体的に答えるには、まだ私は材料不足かなと思っております。とにかく町としては様々な形をよく考え、それを生かしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 新規就農者向けの支援の関係での最後になるわけなんですけれども、前橋市の新規就農者の支援制度を見させていただきましたところ、農業研修者受入農家等助成金ということで、農業研修の農家受入先の農家に月額3万円支給するよと。もうボランティアじゃないということですね。

それから、農業次世代人材投資事業（準備型）ということで、これは年間150万で2年間差し上げますよとか、それから農の雇用の制度とか、経営開始時とか開始後に活躍する制度とかということで、いろいろな制度が載っておりますのでぜひ、白河市でまだやっていないから矢吹はその後でいいんだという考え方じゃなくて、こういった先進事例を取り組んで、結構農業は長いタイトルの割には予算はあまり、この場面もあまり予算ついていないような形が多いんですけれども、そういったことで取組のほうを、せっかく農業振興課できたんですから、そういったことについても前向きにご検討いただきたいと思います。

その辺についてのお考えあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 三村議員の再質問にお答えします。

今ほど三村議員からありましたように、全国の先進的な事例のほうを検討させていただきながら、矢吹町に合ったものはどういう形かということは今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。ぜひ矢吹の農家が力のあるうちに政策打ってください。よろしくをお願いします。

質問の2番で、一般社団法人まちづくり矢吹の評価の報告いただいたわけなんですけど、これについて、地方創生推進交付金30年から32年まで4,450万円ということであったと思うんですが、今回1,889万円と令和2年度は1,631万4,000円ということなんですけど、これは交付金が変わったということによろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今回、町長答弁した中身につきましては、地方創生推進交付金によるまちづくり矢吹への補助金として支出した額についての金額となっております。令和元年度につきましては1,889万円、令和2年度につきましては1,631万4,844円を支出しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） そうすると、前に頂いた資料は間違っていたということですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

前の資料が、ちょっと今私の手元にないので、ちょっと分からないところはございますが、金額について、補助金として、まちづくりに関する補助金でございますけれども、それについては先ほど答弁した内容のとおりでございます。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 最初の年、600万ぐらい設立準備金か何かで、まちづくり矢吹で出ていたと思うんですが、それは別枠なんですか。

お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

設立時の600万円が入っていたかどうかということでございますけれども、元年度の約1,800万の内訳の中に

は、就労の子育て情報マッチングの整備の人材育成研修であったり、あとテレワーク関係、あと地域ビジネスの創出の支援事業、就労コーディネーター、まちづくり会社事務局の整備、情報通信機器等の環境整備ということでしたので、今回答弁させていただいた約1,800万の金額の中には含まれておりません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 私どもに前に頂いた資料によりますと、平成30年度600万、31年度2,050万、令和2年度1,800万というような、補助金の事業期間が30年から32年で4,450万円の事業計画で提出されていたということですので、そういったことがあって、このような質問をさせていただきましたので、後ほど確認をお願いしたいと思います。

それで、ご答弁によりますと、まちづくり矢吹の事業の評価については、適正に事業が行われておりますというような評価ですが、事業計画の中では、塩尻からのテレワークの案件ということで、平成31年度が400万、令和2年度が1,000万、令和3年度が1,200万というようなことになっております。

これについては、この実績はどのような実績で適正と評価されたのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

適正に行っている、事業が行われているとの評価についてでございますけれども、まちづくり矢吹に対して補助金等を行っており、委託業務についても町のほうとして発注しております。町として契約行為を行っている業務についての評価でございます、それについては適正に事業が行われているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 町の事業評価じゃなくて、補助事業団体としての事業評価をお尋ねになって、ご答弁では、テレワークの事業費として150万使いましたとか、ビジネス創出支援事業として590万使いましたというようなご報告いただいているわけなんです、そういった意味からで、それは、使うほうは適正に、費用の部分は適正に支出されているんだけど、収益計画に狂いがあるんじゃないのかなというふうな質問の趣旨なんです、その辺はどのように捉えておりますか。

お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

この中期経営計画のほうに示されている事業計画の内容でございますけれども、これは答弁にあったとおり、

平成31年3月に策定された事業計画でございまして、その後の令和元年5月の、その設立前の計画でございましたので、その中で、まちづくり矢吹としてもこのとおりに進めたいところはあったのだとは思っておりますけれども、実際進め切れていなかったという部分は、それについてはそのとおりに進めたいとは思っております。なかなか、設立前の事業計画の中ではそう目指していたものと理解しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 塩尻からのテレワークの案件の収益は400万円、1,000万、1,200万という今年度末で計画組まれておるわけなんですけど、これについて数字は把握していらっしゃるんですか。把握していたらば、ご報告いただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

中期経営計画の中に個別の事業計画という章がございまして、その中で、売上げ目標の項目の中に、「塩尻案件」という表題の中で、2019年には400万円、2020年には1,000万円、2021年には1,200万円というところで、その目標が明示してあることについては把握しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） それでは、2番目の質問に移りたいと思っております。

町とまちづくり矢吹との業務委託契約と業務支援とに、契約と現況にそごはないかというような質問に対して、そごには当たらないというようなご答弁いただきました。今、まちづくり矢吹の理事として町の職員が就任して、そこで町が業務委託を出しているということで、その業務委託については業務委託、それから町からの支援は支援だということなんですけど、これは、例えばという架空の話じゃないんですか、町からの支援がなかったら業務委託はなかったのか。裏返せばですね。

その辺についてお尋ねしたいと思うんですけども。理事として就任して、事業推進局長ということで、センター長ですね。組織の長として就任しながら、業務委託契約を町と結んだわけなんですけれども、それについては、そこに町のその方が、そういった町の支援の人がいなかったらば、業務委託契約というものは正常に結べたのかどうか。正常にというのは大変語弊がありますがけれども、問題なく業務委託契約がなくても結べたのかどうかについてお尋ねしたいと思います。はっきり言って、支援と契約はセットでなかったのかというような質問です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

支援と契約がセットでなかったのかというおただしでございますけれども、契約は答弁しましたとおり、費用、期限、業務内容などを定めた中での契約としております。まずそこで契約を結んで、町のほうが発注側ということになっておりますので、それに対する進み具合だとか、うまくいかなかったところの総合的な調整だとかというところは関わっていたところでございます。そこでセットかというところは、契約内容には、その支援するというところまでは特に明記はされておられません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 書かれていないからということのご答弁いただいたんですが、町からの支援がなくても進められたというふうに私のほうでは理解したところでございますけれども、その辺今後、理事として就任した方が退任されておりますので、その後、今後町としての支援は、人が変わったわけですが、どのような体制で取り組まれるのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今後、町としてどのように支援していくのかのおただしでございますが、毎月、定期的に業務報告いただいております。その中で、いろいろ相談を受ける場合もございますし、そこについてのアドバイスというところもしています。その調整に当たりましては、私が調整役としてきっちりやらせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 健康センターの運営について再質問させていただきます。

公の施設の相互利用に関する協定書、これ非常にすばらしい協定を結んでおられるということで、私どもも温泉ばかりではなくて、白河の図書館が使えるとか、そういったことで、今度はちょっとそういったことを理解した上で、町民の皆さんにもそういったものを勧めていきたいなと感じるところでございます。ぜひこういったことをPRしてくださって、町の温泉ばかりじゃなくて、そういった管内の施設が使えますよというような形のPR体制について、どのようになっているかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

公の施設の相互利用に関する協定書、いい協定だということでお褒めいただいたものだと思っております。

この内容につきましては、なかなかPR不足というところは否めないところございますので、町民の方への周知は今後取り組んでいきたいと思っております。また、しらかわ地域定住自立圏のほうでも、広域的なPRというところも必要かなと思っております、それについては県南地方振興局ともご相談しながら、この各町村の公の施設を利用できるというものについては、随時発信していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） あゆり温泉のほうでは、矢吹のインターネットであゆり温泉の料金のほうを見ると、白河、西郷、中島、泉崎、矢吹の方と同じ料金で広域連携でやっておりますというような表示がなされております。ただ、あゆり温泉の利用料金表の中にはそこをちょっと書かれてないというふうに私気づいたものですから、できれば、その辺も利用者に分かりやすくというのと、あと価格、利用料金の改定とか何かがあるかどうか分かりませんが、矢吹のほうは結構安いというような形になっておりますけれども、町内の方と町外の方、町の外の方というふうな料金の振り分けになっていまして、ほとんど料金同じなんです、町の外の方も。

違うのは、70歳以上の利用料金が、町内は400円が200円で、町外が400円というような形なので、一応そういった形で料金改定の際に、西郡の方は同じ料金ということなんだけれども、いわきナンバーの方とか、そういったほかの市町村の方は100円ぐらい高くしてもいいんじゃないのかなというふうな話が町民の方から出たり、あと、中学生以下の子供は、やっぱり親子連れ合いの場とか何かということで、そういった意味で、料金改定の際にはそういうのを検討されたいかがかなというふうな、せっかく矢吹のいい温泉、親子で風呂入ってもらって、思い出づくりもいいんじゃないかというような形の話出ていたものですから。

○議長（角田秀明君） 三村君、30分過ぎておりますので。すみません。

○8番（三村正一君） じゃ、締めます。

そんなことをご検討いただければなと思っておりますが、答弁いただける場合、ご検討いただけるかどうかとか、そういった面の配慮もぜひ考えるお考えはあるかどうかをお尋ねして終わります。

○議長（角田秀明君） 時間を過ぎておりますので、申し訳ないんですが、ここで打ち切ります。

○8番（三村正一君） はい。どうもありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

再開は1時30分からです。よろしく申し上げます。

（午後 零時21分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 1時30分）

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（角田秀明君） 通告9番、13番、安井敬博君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

傍聴にお越しの皆さん、いつも大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大きな項目で3項目、質問をさせていただきます。

まずは、1番目の項目について。

善郷小学校児童クラブについての質問であります。

善郷小学校の児童クラブは、本年度は、視聴覚室、家庭科室、図工室、資料室の4つの特別教室の部屋を利用して開所しております。特別教室を使用することによって、午後の特別教室を利用した授業に支障があることや、令和5年度には学級数の増加が見込まれ、資料室を普通教室にすることが予定されているため、児童クラブで利用できる部屋に不足が見込まれるとのことで、待機児童を発生させないことや、学校の教室数に左右されない安定的な運営する、こういったこと。また、学校側の授業の不便さの解消のために、年内の早い時期に方針を定めたい、本年中に、12月中には方針を定めたいということで、善郷小児童クラブの方向性に関する検討考察結果についてという報告書が10月26日の議会全員協議会に示されたところであります。

この考察によりますと、善郷小学校の敷地内に専用施設を新築すること、また、地区公民館や他校の空き教室を利用すること、町内の全児童クラブ、ほかにも小学校がありますけれども、そちらの小学校と児童クラブを統合して、旧総合運動公園用地に専用の施設を新築することなどが検討されているということが示されておりました。それぞれの検討項目について点数化したものによりますと、善郷小学校の敷地内に新たに専用施設を新築する案が最も点数が高いものとなっております。

そこで、質問をさせていただきますが、1つ目として、新築には多額の費用もかかり、これまで策定されてきた公共施設等総合管理計画、約260の公共施設が、建物がありますけれども、そういったものの公共施設の個別の維持管理計画との関連や将来の人口動態、児童生徒数の増減等も考慮しないといけないと思いますけれども、そういった人口動態とも関連をして、この児童クラブの新築に当たっては慎重な検討が必要とされると思いますけれども、年内に新築の結論を決定するのは無理があるのではないかと。その点についてお考えをお聞きます。

2番目といたしましては、小学校の特別教室を使用することにより、午後に特別教室を使う授業ができないことや、児童クラブを利用する児童にもご不便をかけている。実際に視察をさせていただいたときにも、児童の方から、特別教室の、実験とか料理とかに使うような机ですから、小学校低学年の方には高過ぎて勉強などをやるのにも不便する、そういったことも聞かれておまして、そういった現状については私も解消すべきであると考えております。

しかしながら、令和5年度については、まずはじっくりと検討を進めていき、その中で善郷小学校の1階の会議室や、町内の空き家や空き店舗などの適当な建物をこの児童クラブの不足する部分について充てることは

できないか、そういった対応ができないかお尋ねいたします。

3つ目といたしまして、児童クラブは、働いている保護者の方が留守の間に安心して児童を預けられ、児童も家で過ごすのと同じように、伸び伸びと勉強や遊びができることが重要であると私も考えております。公設や民間の児童館などにおいては、様々なプログラムや工夫、スポーツですとか、あとは科学実験をやったりですとか、また語学を学べたりとか、そういったプログラムを工夫されてやっているところが見受けられます。児童の学び、遊びのサポートをこのように行っている児童館というものがありますけれども、放課後児童クラブの中身の充実と併せて、児童館を持っていくこと、こういったことも考えられるのではないかと思います、お考えを伺いたいと思います。

続きまして、大きな項目で2番目になりますが、クラウドファンディング、CFと訳されておりますけれども、これを活用した行政課題解決についてであります。

クラウドファンディング、近年ではインターネットなどを通して募集しておりますので、耳にする機会も大きくなってきていると思いますけれども、民間の方ですとか、そういった方から資金を調達して様々な公共の課題解決であったり、民間の方の目標達成のためにお金を集めるという仕組みでございます。

これについて、人口減少等で自治体収入が今減少している中、公共施設等の維持管理や福祉教育施策等の公共サービスを維持していくために、自治体によるクラウドファンディング、いわゆるガバメントクラウドファンディングというカテゴリー、名前に入るものですが、これにより資金を募っていき、課題解決を行っている自治体が増えてきております。

そこで質問させていただきます。

1つ目といたしまして、姉妹市町であります三鷹市では、コロナ過により減少した入館料を補うために、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングによりジブリの森美術館、ジブリさんですね、アニメで有名なジブリさんが三鷹市にありまして、その作品等が展示してある美術館ということで、ジブリの森美術館、大変有名な施設でありますけれども、こちらの維持管理費が足りなくなっているということが問題になりました。

そこで、三鷹市さんにおきましては、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングによって、ジブリの森美術館の維持管理費を募り、目標額を大幅に超える達成をしております。有名な施設ということがありますので一概には比較はできませんが、こういった方法もあるということで紹介させていただきますが、矢吹町においても、旧中央公民館や地区集会所などの補修費用等についてクラウドファンディングを活用する考えはないかお尋ねいたします。

2つ目といたしましては、またこれもクラウドファンディングの事例という形での紹介になりますけれども、栃木県の足利市さんにおきましては、一定のクラウドファンディングを集めたまちづくり事業に補助を行う制度を導入いたしました。どういったものかといいますと、まず、まちづくり事業に対してクラウドファンディングをやっていただきます。クラウドファンディングをやっていただいて、その集まった金額等によりまして、どれぐらい達成したかによりまして、市民からの支持率を図る目安としているということで、これで支持率の高かったものについては町からの補助も上乘せしているということでした。

こういったまちづくりの補助事業、矢吹町においてもありますけれども、まだ不足が見込まれたりとかする

ところについては、このクラウドファンディングで補ったりすることもできますし、また、町民の方にとっても、その補助事業の内容がどれだけ住民自身の方のため、また、このクラウドファンディングをする方たちのために役に立つかという目安にもなるということで、このクラウドファンディングを足利市さんはやっているわけですが、当町でもこの様々なまちづくり団体やボランティア団体への応援のために活用できないかをお伺いいたします。

また、3つ目といたしまして、愛知県の日進市におきましては、子供たちが過ごす施設の書籍充実のためのクラウドファンディングを、ふるさとチョイスというサイトがあります。これ、ふるさと納税を募るためのインターネットのサイトですけれども、その中の募集サイトによって寄附金を募って、全国から136件、331万6,500円の資金を集め、学校や保育園、図書館の書籍や絵本2,150冊を購入した実績がございます。このように、教育のために活用する、そういったこともなされておりますけれども、当町でも実施できないかをお尋ねいたします。

最後、3つ目の大きな項目の質問になります。

町外への資金流出を防ぐ再生可能エネルギーの推進についてであります。

この再生可能エネルギーについては、前回の9月議会でも私、質問をさせていただきました。再生可能エネルギー、太陽光発電所の大規模な開発や、またほかにも、太陽光以外にも、他の市町村では風力発電などの山林の開発等が問題になっておりまして、熱海市ではそれに伴った、開発に伴った土砂が豪雨のときに流されて土砂災害が起きた。

そういったことで、推進と規制を図ることが、災害を防ぐ環境保全を図るような再生可能エネルギーの推進と、また環境悪化を防ぐような条例の制定が必要であるのではないかとこのところで話をさせていただいたところではありますが、その条例については今後検討いただくということでしたが、実際に再生可能エネルギーの推進というものが同時に進めていく必要があるということで、この質問をさせていただきます。

国内、国外で、先ほどからも言っておりますように、外資系や大資本によって大規模な太陽光発電所の建設が進んで、当町でもそういった建設が数多く行われておりまして、環境破壊等の懸念、災害等が懸念されている状況にあります。

また、町外の業者が、遊休耕作地などを借りてソーラーシェアリング、畑で耕作をしながら太陽光発電を行っていく、こういったことが町内の農業者の方、土地を持っている方のところにもそういった話が持ちかけられているということも聞いておりますが、この太陽光発電所とか、これ地元の資本の方ではないということで、売電収入の中から町への寄附などを行っている業者もあり、一概には断じることはできませんけれども、売電による利益の大半は業者のものとなっています。地権者には僅かな借地料、それから固定資産税分の増収分が上乗せされた借地料や、町に固定資産税が入ってくる、そういったものしかメリットはないのではないかなと思います。

せっかくこの日照量、東北にありまして降雪も少ない、日照量も多いようなこの矢吹町において、この太陽光発電というのは、実は町民のエネルギー収支を考えますと大変有効なものであります。また、CO₂の削減、そして地球温暖化防止だけではなく将来のSDGs、こういったものにもつながってくると思われますけれども、こういった日照量などの太陽光による再生可能エネルギーの高ポテンシャルの恩恵は、先ほど申した

とおり、ほとんどないという状況にあります。

一方、二本松市では、東日本大震災の影響により一旦は農業を廃業した市民の方、農家の方いらっしゃいましたが、この方が農業法人と発電会社を設立しまして、国内でも最大級の出力を持ち、一般家庭でいいますと780世帯分の電力を賄えるソーラーシェアリング発電所をブドウ畑などの農地に稼働させたというニュースが先頃話題になったところであります。

昨年の12月議会でも議論させていただきましたとおり、町のGRP、域内総生産というものでありますけれども、これの約2.6%、金額にいたしますと約17億円が町外へ流出しているというデータもございます。これを町内循環に結びつけ、町民の利益にすることが必要ではないかということを考えるのでありますが、これについて質問をさせていただきます。

1つ目といたしまして、町主導により、地権者による発電会社の設立や町民からの出資などを募る、また事業計画の作成や実行の助力や金融機関から融資の形、紹介ですね、そういったものを行って、地権者と町民によるソーラーシェアリング事業を行い、農家の収入向上、米価の下落等も先ほど来、同僚議員からも質問されているところでありますけれども、なかなか財政上の問題で補助も十分行き届くことが、町の皆さんもしっかり考えてやっておられるところであります。なかなかうまくいかないところがあります。そういったところを手助けする一つの手段として、こういった地権者の方に直接利益になるようなソーラーシェアリングを行うこと、これによって、農家の収入向上と遊休耕作地放棄地対策とエネルギー代金の域外流出を防止するお考えはないか、伺いたいと思います。

最後になりますけれども、関連しまして、2番目としまして、世田谷区などでは公共施設の屋根を発電事業者に貸し出して、貸付料の収入を得ると同時に、公共施設の電力を再生可能エネルギーで賄っているということをやっております。事業者が借り入れた建設費用は売電収入から補えますし、自治体にとっても利益となることとなりますので、公共施設の屋根や公共用地を町内の個人や事業者へ貸し出すことで、所得向上や町の財政にも貢献できると思いますが、実施するお考えはないかお尋ねいたしたいと思います。

以上、大きな項目で3つになりますけれども、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴に来られた皆さん、お忙しい中、本当にありがとうございます。励みになります。

それでは、13番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、善郷小学校児童クラブについてのおただしであります。

矢吹町公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関し、長寿命化、これを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規施設整備は原則として行わない、新設が必要な場合は、中長期的な検討を十分に行い、費用対効果を考慮し、厳選して整備すると基本方針の一つとして定めております。

議員おたなしのとおり、新築には多額の費用が見込まれることから、児童クラブの新築につきましても、本管理計画の基本方針に基づきながら、新設の適正性について様々な視点から慎重に調査、検討、協議を重ねて

きたところであります。

放課後児童クラブにつきましては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始により、入所対象児童がこれまでの3年生までの小学生から6年生までに拡大されたということから、平成27年度より児童クラブの定員数を矢吹小、中畑小、三神小学校児童クラブにおいて25名、そして善郷小学校児童クラブについては30名拡充し、運営を図ってきたところであります。

特に、善郷小学校児童クラブは入所児童が町内で最も多いため、平成9年より校舎内の図工室や家庭科室などの特別教室等を午後から使用するなど、学校にもご理解を得ながら運営しております。

また、令和2年度には25名の待機児童が発生したことということから、善郷小学校長と協議し、視聴覚室を新たに借用するなど、待機児童の解消を図ったところであります。現在は4クラスを運営し、12月1日現在、定員160名に対し137名が入所しております。

善郷小学校の学級数については、令和5年度には全ての学年が3学級となることが想定されておまして、要するに増えるんですね、使用する教室が。現在、児童クラブが借用している教室は普通教室として使用されることとなります。

一方、児童クラブにおきましても、共働き世帯の増加等により、利用者数は今後も同一程度の入所数で推移することが見込まれることから、現在と同じく4クラスを確保する必要があります。

これら喫緊の課題を解消するため、須賀川市のうつみね児童クラブ及び鏡石町の鏡石第一小学校児童クラブの2施設について、運営状況の確認を行うなどの検討を図りましたが、校舎内に児童クラブの新たなクラスを確保することは非常に困難な状況であります。

令和5年度には、受入れが確保できず待機児童が発生するおそれは避けなければならず、安全性を第一に考え、その他、利便性や補助金等の有無など、様々な角度から調査、検討を行い、令和4年度内に、善郷小学校敷地内の町有地に児童クラブ専用の施設を新築することが望ましいと判断したところであります。

児童クラブ施設の新築につきましては、国・県からの補助金等を活用し、町の財政負担をできる限り抑え、児童の健全育成にふさわしい、安全性に適した建物となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、クラウドファンディング活用による公共施設の補修等についてのおただしでございます。

ガバメントクラウドファンディングは、自治体がふるさと納税を活用して行う寄附制度であり、自治体が抱える課題の解決のため、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方たちから寄附を募る仕組みであります。

また、ふるさと納税と同様に、寄附金において税の軽減を受けることができるものであります。

このように、クラウドファンディングをふるさと納税の仕組みに取り入れることで、より多くの皆様から、より多くの資金が集まることが期待できるとともに、寄附された方にとっても、地域づくりに参加できる喜びを感じ、地域への愛着を深め、さらには将来的な移住、定住への動機づけにもつながるものと捉えております。

また、議員おただしのとおり、昨今、クラウドファンディングに対する寄附者の関心が高まっていること、三鷹市をはじめ、他自治体において効果的に活用されている事例があることから、大変有効な手法であり、地域振興に大きく寄与するものであると考えております。

今後、クラウドファンディングにより、多くの方の賛同を得ながら事業を実施するためには、魅力的で特色のある事業を立ち上げることが重要です。何よりも、多くの皆様にぜひこの事業に参加したいという思いを持っていただける事業を選定することが大変重要であります。

本町におきましても、公共施設の改修をはじめ、子育て支援、教育、福祉及び産業振興など、地域課題の解決のため、様々なプロジェクトが考えられます。

まずは、寄附の目的として何がふさわしい事業なのかを検討した上で、クラウドファンディングや寄附方法の多様化など、寄附をしやすい仕組みについても調査、研究しながら、政策目的達成のための最適な手法を検討し、積極的に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくり団体やボランティア団体への支援についてのおたしでございます。

本町では、協働のまちづくりを推進するために、自らの企画提案によるまちづくり活動を行う町民活動団体の活動を支援することを目的とし、まちづくり団体支援事業を平成21年度より実施してありまして、活動に必要な経費の一部を補助金として交付しております。

まちづくり団体支援事業につきましては、まちづくり団体の創設、育成支援を目的とした支援事業であります。

スタートアップ支援コースは、活動を始めて間もない団体、または始めようとする団体の行う地域活動に対して補助対象経費の10分の10、100%です、補助率として上限5万円を2回まで交付しております。

スタートアップ支援コースの経験を踏まえた団体に対しては、まちづくり実践コースとして、補助対象経費の10分の9を補助率として、1年目は30万円、2年目は28万円、3年目は25万円、これを上限に交付しております。

まちづくり実践コースについては、各団体の申請による事業内容をプレゼンテーション形式の審査会を実施し、事業の公共性、公益性、先進性や独創性、自立性、まちづくりに対する効果等について審査を行い、交付を決定しております。

まちづくり団体支援事業につきましては、事業開始時より現在まで15のまちづくり団体、51の事業に活用されておりまして、沿道の草刈りからワークショップ、そして伝統行事の継承、地域活性化を図るためのイベントの開催等、多くのまちづくり活動に活用されております。

これまでに実施されたまちづくり団体支援事業の中には、事業費の一部について、町内企業からの協賛金やクラウドファンディングで資金を募り、実施した事業もあります。

まちづくり団体支援事業は、事業開始から10年以上が経過し、町への申請件数については年々減少しておりまして、現在、まちづくり団体に対する補助事業の内容や支援の在り方について検討を行っております。

今後は、議員おたし足の足利市のクラウドファンディングを活用した足利市まちづくり民間活力応援補助金をはじめ、様々な市町村のまちづくり団体へ支援策や補助事業等について調査を行い、本町におけるまちづくり団体の育成支援に結びつく制度の整備を進めるため、協働のまちづくりの調査研修に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ソーラーシェアリング事業についてのおたしであります。

近年、大規模な太陽光発電設備に限らず、大規模な開発事業では、土地所有者の権利と地域全体の環境保全

は相反する場合があります。国では東日本大震災以降、太陽光などの安心・安全な再生可能エネルギーの導入を推進している状況にあります。

再生可能エネルギーの一つであります営農型の太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリング事業につきましては、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより農業と発電を両立するため、これまでの林地開発や大規模開発の太陽光発電と違い、環境破壊や景観の悪化、土砂崩れ等、災害発生の恐れが少ない手法であると認識しております。

また、遊休農地や耕作放棄地の解消、農家の収入向上、さらには、発電した代金収入の域外への流出を防止するためにも有効な活用方法であります。

なお、営農型の太陽光発電は、県が定める営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領、これに基づきまして、農地法上、一時転用の許可が必要となります。

当該要領では、事業開始前に、JAや土地改良区、農業委員会に意見照会を行った後、県への営農計画書の提出、さらには、設置終了後に農作物の作付状況の報告書の提出が毎年義務づけられており、その報告書に基づきまして、毎年、県と町農業委員会が連携して営農状況を確認するとされております。

近年、営農型太陽光の設置計画について、農家や太陽光発電事業者等から相談を受けるケースが増加しております。関心が高まっているという状況から、今後、相談件数が増加することが予想されます。

町といたしましては、事業者に対し、農地法に基づき事業計画のアドバイスをを行っているところであります。

なお、国内でのエネルギーの域外流出防止対策としての先進的な取組を行っている自治体として、本県の二本松市では、営農や太陽光発電設備の管理において新たな雇用を生み出し、地域内で資金を循環させる構築に取り組んでおります。

また、岩手県紫波町の熱供給事業では、官民連携により紫波グリーンエネルギー株式会社を設立し、町内の森林から集めた木質チップを燃料とし、紫波町庁舎や民間保育園、住宅など一定の地区内に暖房、冷房、そして給湯の熱供給を行っております。自然環境の保全や地域経済循環という視点による先進的な取組が進められております。

議員おただしの、地域エネルギー会社の設立につきましては、実践可能かどうか十分に調査を行う必要がありますが、地域経済の循環は地域経済の総量を大きくする、そして、産業振興と地元企業の育成、町民所得の向上など、本町の財政基盤の強化に直結するものであります。これは特に注力したいと考えているところでございまして、今後、可能性や有効性について調査、検討してまいります。

なお、太陽光発電施設の設置につきましては、事業者へ適切な指導を行いながら、自然と共生した環境に優しいまちづくり、これを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは続けます。

最後に、再生可能エネルギーにおける公共施設や公共用地の貸出しについてのおただしであります。

初めに、本町の公共施設において太陽光パネルを設置している施設は、矢吹町役場、保健福祉センター、矢吹小学校、矢吹中学校の4施設であり、再生可能エネルギーの利活用につきましては、光熱水費の削減にもつながり、今後も前向きに取り組んでいく必要があると考えております。

公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業は、自治体が公共施設の屋根や屋上を事業者へ有償で貸し出し、

事業者は公共施設の屋根等に太陽光発電設備を設置及び管理運営するなど、太陽光発電事業を実施することで、将来にわたり有効活用していくことが求められる再生可能エネルギーの普及促進を図る事業であります。

東京都世田谷区では、温室効果ガス削減の取組の一環として、平成25年度より公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を実施しておりまして、再生可能エネルギー活用の啓発が行えるとともに、事業者が電気を売った収入があり、自治体には賃料の収入等があるなど、他の自治体においても本事業は徐々に普及してきており、十分に検討する価値のある取組であると認識しております。

本事業のメリットとしては、太陽光発電設備の増加による再生可能エネルギーの普及促進、屋根等の使用料収入、固定資産税収入、そして災害時の施設内での電源確保、公共施設の有効活用、再生可能エネルギーの普及によるCO₂削減効果などが考えられます。

一方、事業の性格上、契約期間が20年間など長期にわたるため、想定されるリスクとしては、契約をした発電事業者が契約期間中に倒産する可能性、そしてまた、太陽光発電設備の設置による影響として雨漏りが起こる可能性、太陽光発電設備を置くことにより耐震性が下がってしまう、こういった可能性など、長い契約期間の途中で解約しなければならない状況なども考えられます。

このように、契約後まだ10年を経過していない例が現段階で多く、契約終了した事業も見られないことから、今後も情報収集に努めてまいります。

また、太陽光発電の売電価格が今後下がっていくということも想定されるため、建物所有者に対する賃料以外の付加価値として、非常用電源としての活用、それから防水工事の提供等がどれだけ見込めるかなど、本町が抱える課題解決のための有用な事業となる見込みもありまして、今後も積極的に調査、研究してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、13番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、令和5年度については、1階の会議室や町内の空き家活用などで対応できないかとのおただしであります。善郷小学校児童クラブは、他の児童クラブとは異なり、設置当初から学校の空き教室を利活用したクラブではないため、図画工作、家庭、外国語活動などの教科学習の際に、特別教室等を使った午後の授業ができないなど、長年にわたり児童に大変な不便をかけております。

また、図工室や家庭科室の机は高学年の使用を想定していることから、低学年の児童クラブ利用児童においては、机が高く、体のサイズに合っていないなどの課題も生じております。

さらには、今年度より音楽室の隣にあります視聴覚室を児童クラブで使用したことにより、吹奏楽クラブのパート練習を視聴覚室でできなくなったなど、児童の特別活動にも大変な不便が生じております。

さて、議員おただしの善郷小学校の会議室の利用についてであります。会議室は、児童集会や外部講師を招いた出前授業、テーブルマナー、放課後には特設陸上クラブの一時的な荷物置場として使用しており、また、職員会議や教職員の研修会場、最近ではリモート会議などで使用しているほか、保護者会や急な来客の対応に

も活用しております。

このような状況から、会議室は学校が自由に使うことができる一室として確保しておく必要があり、児童クラブのクラスとして利用することはできないと認識しております。

次に、町内の空き家の活用についてであります。児童クラブは、児童が安全で安心な生活を送ることを保障することが大前提であり、学校からその空き家までの移動手段が必要であること、児童のけがや病気等の緊急時に、すぐに教職員との連携がとれないこと、また、一定数の児童を受け入れる部屋の広さや外遊びなどの運動スペースの確保が難しいことなどから、児童クラブとしての活用には、安全面、施設面での課題が多く、適していないと考えております。

町長の答弁でもありましたとおり、令和5年度には、現在児童クラブで利用しているクラスが普通教室として使用する見込みであり、待機児童を発生させないための緊急性があること、また、平成26年度に、児童クラブを利用する保護者から専用施設設置の要望や、平成30年度の第13回子ども議会において、善郷小学校の子ども議員より、図工室等が午後の授業で自由に使えないため環境設備を求める旨の質問が出されていること、さらには、今年8月に、子供が善郷小学校に通っていると思われる町民からも、学校の活動が制限されているため児童クラブを移転させるべきであるとの問合せがあったことなどを勘案し、待機児童を発生させないことに加え、児童の授業等に対する不便さの解消や、学校の学級数等に左右されない安定的な児童クラブ運営を図るため、そして何よりも、児童に放課後における安全で安心な居場所を確保するために、令和4年度中に学校敷地内の町有地に専用施設を新設することが望ましいと判断いたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、運営面の充実及び児童館の設置についてのおたただしですが、初めに、児童館とは児童福祉法における児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的に、18歳未満の児童とその保護者を対象とした児童福祉施設であります。

児童館の近隣に住む子供であれば誰でもいつでも利用でき、また、児童厚生員という専門の職員を配置し、遊びや子育てに関する知識を教えてくれる施設であります。

児童館で行われている活動は様々で、将棋クラブ、料理教室などのクラブ活動のほか、放課後児童クラブが児童館に入っているところもあり、近隣では中島村の中島村児童館輝らキッズが、児童館内に児童クラブを設置し、村内2つの小学校の児童を受け入れております。

さて、議員おただしの児童館の設置につきましては、現段階において、児童館を設置する予定は考えておりません。

しかしながら、国の新・放課後子ども総合プランにおいては、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした課後児童健全育成事業を推進しており、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動を行うための計画的な整備について検討を図っており、今回建設を予定しております施設につきましては、児童クラブを重点に置きつつ、放課後子供教室も実施していくための検討を行っております。

これにより、児童クラブに入所している児童は、通常の児童クラブでの生活のほか、放課後子供教室の活動プログラムにも参加できることから、充実した放課後を過ごすことが可能となります。

また、活動プログラムについても、地域と学校が連携・協働して社会総がかりで子供の育ちを支える観点から、大学生、高校生や企業退職者、高齢者などの地域住民の参画を促進し、寺子屋のような活動も進めていきたいと考えております。

さらには、多様なニーズを満たすために、民間サービスの活用も検討し、ピアノやダンス、スポーツ教室等のサービスが提供できるかについても検討してまいります。

今後も、児童の放課後における安全で安心な居場所の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、子供たちが過ごす施設の書籍充実のためのクラウドファンディングを本町でも実施できないかというおたがしであります。現在、クラウドファンディングではありませんが、子供たちのために教育振興に役立ててほしいという願いからのご寄附は常時受け付けております。

個人または企業の方から定期的にご寄附いただくこともあり、そのご厚意に感謝し、子供たちのために役立ててほしいというお気持ちに沿えるよう、学校図書や備品の購入に活用させていただいております。

また、令和元年度には、子供たちのために活用していただきたいと、地元企業より多大なご寄附を頂き、子ども子育て基金を設立したところであります。

今年度は町立幼稚園、私立保育園等の絵本の充実のための活用を考えておりますが、今後につきましては、計画的な活用を検討してまいります。

教育委員会といたしましても、今後もご寄附くださる皆様のご厚意に感謝し、お気持ちに沿いながら子供たちのための環境整備に努め、あわせて、クラウドファンディングにつきましても調査、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） まず、放課後児童クラブについて再質問をさせていただきます。

今、町のほうでもこの公共施設等総合計画との関連と、あと人口動態等についても考慮はされているようなご答弁がございました。

この児童数の推移と利用者数の推移というところで行きますと、共働き世帯の増加等により利用者数は今後も同一程度の入所数で推移することが見込まれるということで、これ、同一の数値で増えて維持できるのであれば、今のその規模で造っても後々無駄になるような、空いてしまうようなことはないと思うんですけども、これ同一の入所数で推移するというその根拠と申しますか、どういった調査によるものなのかお示してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） それでは、13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

今後の児童数の推移ということでございますが、あくまでも出生している子供の数でいいますと、新入生、令和3年度につきましては71名、令和4年度については64名、令和5年度については70名、令和6年度におき

ましては69名、令和7年度については67名、令和8年度については62名ということで、転入、転出等の異動がございますので、こちらは確定の数字ではございませんが、今の調べられる数字からいいますと、今後も同程度で推移するというようなことで答弁させていただいております。

以上で、安井議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 今のご答弁によりますと、今の新生児の児童数と、また出生数等を考慮すれば同程度だろうと。その辺はデータを見れば分かるところでありますけれども、こういった施設造りますと、大体40年ぐらいは使うわけですね。そういった中で、40年ぐらい、10年ごとのじゃ人口動態どうなっていくか、そういったものは考慮されているのかなとはちょっと気になったもので、先ほどのような質問させていただいたんですが、そのあたりはどうでしょうか。長期で見た人口動態、そして児童数の推移はどうなっていくのかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

長期的な児童数の推移ということでございますが、こちらの数字につきましては、社人研等の数字等を見ますと、児童数は減っていくというような想定はされております。ただ、今後の子育て環境の整備等で、町といえども、その減少数、右肩が下がる角度をなるべく平準化するような活動をしていきたいというようなことで考えております。

ただ、今回の児童クラブの建設につきましては、30年後、40年後、そういった児童数については具体的な数字は出しておりません。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 今回の児童クラブについては推計していないということですが、矢吹町学校教育施設長寿命化計画、矢吹町の公共施設等総合管理計画の学校教育施設に関する個別の計画、こういったものは出来上がっておりますけれども、その中を見ますと、児童生徒数の将来推計でいいますと、2017年現在では小学校で918名、2020年では898名、ここからが推計になります。実際にはもう20年が過ぎておりますけれども、同じような数値かなと思いますけれども、25年には824名、30年には739名、35年には647名、40年には576名と、だんだん減っていくわけですね。2060年には422名という、人口動態ですからそれほど間違いはないと思います。よほどの矢吹町だけが突出した人口増に関する施策、子育て施策をもって増えるということはまず、あってほしいですけども、ほかの平均値と比べても同じようなことかなと思うんですね。

そこからいいますと、やはり児童数、減っていくわけですね。そして、善郷小の児童クラブについては不便があるので、5年にはやっぱりそれを解消してあげたい。そこは私も大いに賛同するところであります。

そこでなんですけれども、先ほど空き家等についてはちょっと、それだけの広さは確保できないのでというようなことも理由の一つに挙げられておりましたけれども、実際にそういう検討されたのでしょうか。町内の空き家で児童クラブに使えるような広い空き家等があるのではないかな。店舗の跡とか、そういったところであれば活用できるのではないかなと思うんですが。

もちろん、5年に十分な財政が確保できて、今後の維持管理費等の関係からいって、そこは賄えるんだよということができればいいのですが、そうじゃないという一つの対案としては空き家の活用もあるのかなと思うんですね。それでこういったご提案もさせていただいたところですが、実際にその空き家、調べられたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

空き家について検討した場所はないかということでのおただしであります。当初、検討の資料の中にも出させていただきましたが、ほかの公共施設で何か空いているものがないかということで、まずはその旧図書館を検討させていただきました。やはり学校から離れているというようなところ、やはり児童が徒歩で行くには安全確保ができない。やはり先生方との連携ができないというようなところで、そちらの部分については不可というふうなことで検討させていただきました。

あと、町内の空き家につきましても、私のほうで想定したのは、例えば1クラス40名分が待機児童になったといった場合に、その40人が1か所で収容できるような空き家、一戸一戸調べたわけではございませんが、なかなか一般の住宅では40人が入るといようなスペースはないだろうというようなことで、そちらについては現地のほうでは検討しておりませんが、机上のほうではそういうふうな判断をしたところであります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 実際にそういった空き家、なさそうだとということでありますけれども、中町などでは商店街、商店の施設で空き店舗となっているところもありまして、そういったところ、改装は当然必要となると思いますけれども、短期的な改装のための費用と長期的なしっかりした施設を建設する費用を考えると、もちろんそれは、行く行くは造っていくことは必要なんですけれども、まずは令和5年度の児童が使う部屋が不足することに対応することについては、そういった商店活用すればできるのではないかなと思うんですが、その辺のご検討はされましたか、商店街のほうの空き店舗等については。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

町内にあります空き店舗、事業主、そちらのほうにいろいろ聞き取りをしたのかということでございます。

が、そちらについては、私どものほうとしては確認はしておりません。

ただ、どうしても緊急的なものでございます。民間の建物を使うこととなりますので、借地または買取り、そういった交渉の時間が必要となりますので、そちらの部分については、今回厳しいのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 検討等されていると思うんですけども、まだまだちょっと、検討をもう少し進めていただくことも必要かなと思います。

ただ、先ほども言いましたように、ご答弁にもありましたように、交通との関係とかもあると思います。そういったことでありますと、町内循環バスなども私も必要だななんて思っていますけれども、そういったものとも併せて考えることは必要かなと思いますので、そういった考え方も入れながらプロポーザル等実施していくものと思われませんが、その辺でも考慮をいただきたいなと思います。

ちょっと1つだけ、また対案で示されたことについてですけども、旧図書館についてはちょっと支障があるということをお答えいただきました。旧中央公民館についてはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

旧中央公民館について、児童クラブとしての活用は考慮したのかというところでございますが、これまで答弁してきましたとおり、まずは耐震改修費用が高額であること、こちらはアスベストの除去費用が伴うところですね。

あと、建築から約50年経過しております。再活用に当たりましては、大規模改修等の費用が必要になってくる、そういったところも考慮する必要があります。

あと、当然、耐震上課題があるというところで耐震補強も必要になってくる。そうすると、かなり費用が高額になるものと想定されますので、児童クラブとしての活用については教育委員会としては考慮しておりません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 13番、安井君の質問を受ける前に、今の空き家対策の件はちょっと通告から外れていきますので。誘導的に上手に今、誘って持っていきましてけれども、それはこれからは廃止しますので、よろしくをお願いします。

再質問ありますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 今ご答弁いただいて、検討されている、してみたら、それは耐震上の問題ですとか、アスベストの問題で使用はできないという結論に立っているということですけども、それは私たちのほうで

も耐震補強の問題とか解決しなくてははいけませんし、アスベストについては、大気汚染防止法の観点から言ったら、取り壊すときには問題になりますけれども、使用する分には問題ないのかなと思っていますので、こういった質問させていただいたところでもあります。

ちょっと質問変えますね。

そうしましたら、この放課後児童クラブにつきましては、やはり今の状況だと、どうも教育委員会のほうでは善郷小内に建てるということが一番いいということだと思います。やはり、その中で将来的に人口が減ることとか、あとはほかの児童クラブの状況、ほかの小学校の児童数の状況とかも考えると、10年や20年ぐらいたつと統合とかも必要になるのかなと思います。そうすると、建物の構造を、例えば移設が容易に行えるような構造にするとか、そういったことも必要かなと思いますが、それは考えておられるのかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

新しく建てようとしている施設の構造の部分、将来のことを考えて移設できるような建物にしてはどうかというところのおただしではありますが、その構造、建物につきましては、今、どのような形、どういった構造がいかというのを検討しているところでございます。今、安井議員のほうからもお話しいただいた、そういった将来的なことを見据えた構造、そういったものも検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

ぜひ、この将来人口動態、それから、やはり公共施設等総合管理計画、年間で24億円が必要とされております。維持管理費もその半分程度しか予算がまだ確保されていないような状況であるという中で、新たな施設を造るものでありますから、ぜひその辺は考慮しながら検討を進めていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、クラウドファンディングについての質問をさせていただきます。

ガバメントクラウドファンディングとあって、事例としていろいろ紹介させていただきました。これについて、町のほうでもよくお調べになっているのかなと思うご答弁でありました。大変ありがとうございました。

これ事例、また言いますと、近くでは小峰城ですね、小峰城の門の復元をするということで、市民の方、市内外から多く寄附を募っているということを今進めています。これと同じように、クラウドファンディングでその目的をはっきりさせれば、いろんな方たちが協力してくれるということは今実証されているのかなと思うんですね。

それで、ぜひ、これ三鷹市の例をちょっと挙げるのをどうしようかなとは思ったんですが、これ大変な有名な施設です、ジブリ美術館とあって。本当に1日で目標額を大きく上回って、それ以上集まったということで、簡単には比較できないんですけども、町においても様々なクラウドファンディング活用するのに、こういっ

た三鷹市さん、せっかくの姉妹市町の間柄ですから、ぜひ町長、三鷹市さんに行ってください、そういう市長さんとも交流深めていただいて、お話伺たらどうかと思うんですが、お考えをお聞きます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 13番、安井議員の追加質問にお答えします。

安井議員おただしのとおり、三鷹市とは、この間市制70周年ということもあって、またコロナが大分落ち着いてきたんで、ご招待を受けて行ってまいりましたが、とにかく交流を深めたいと。もうやっぱり大変、市制、その他もろもろについて、大変な蓄積のある、またそういった様々な点で学ぶところの多いところでもあります。

今お話しになったクラウドファンディング、おっしゃるように、三鷹のジブリの森美術館というのはとんでもなく支持者の多いところなんで、それとはちょっとなかなか比べるのは難しいんですが、勉強するところは大変多いかと思しますので、これから私も副町長も、そして私ども職員も、皆足を運びながらいろいろな勉強をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

ぜひ、トップの蛭田町長の力を発揮していただいて、そういった勉強もぜひやっていただいて、進めさせていただきたいと思います。

では最後に、太陽光発電等についての質問なんですけど、ここで、ちょっとこれもやっぱり事例的に2つの例を出させていただいたんですけども、1つは、ちょっと一見関連していないように聞こえますけれども、ちょっとお聞きになっていただきたいんですけども、阿武隈川の洪水対策で遊水地も造られるということで、そちらの残土を活用して、白山地区の遊休耕作地等に土を入れて何かに活用できないかなという話も、地元的地権者の間からは出ているとお聞きしています。

また、ソーラーシェアリングをしたいという業者が、その白山地区の耕作地を持っておられる農家の方のところへ伺ってきたなんていう話も聞いているんですけども、その辺の話、ソーラーシェアリングを白山地区で進めたいなんていう話があるんですけども、町のほうではその辺、把握しておられるのかお聞きます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 13番、安井議員の再質問へお答えいたします。

白山地区でソーラーシェアリングの説明会が行われたということは、町のほうでも把握はしております。

以上で答弁とさせていただきますと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

説明会が行われたということで私も聞いておりました。

やはりソーラーシェアリングの方たちは、地権者の方に利益が十分行くような仕組みでやっていただければいいんですけども、あまりそうはなっていないような気がします。どこがどうだということでは、今ここではちょっと控えますけれども。

やはり、そんな中で、紫波町でやっているような、ご答弁でご紹介いただいたような紫波のグリーンエネルギー株式会社、町内の間伐材等を使って木質チップを使って発電を行っている。そして、庁舎をはじめとして周辺の住宅にも熱供給している。これ、熱や電気、エネルギーを買う側にとっても町民にとってもメリットになりますし、発電事業をやってもいいんですけども、それが農業をやられている方、そういった方たちの利益になるようなことで進めてはどうですかということで、こういうお話をさせていただきます。

そこで、先ほどと同じような質問で申し訳ないんですけども、やはりこれ、二本松近いですし、紫波町も、これもいろいろ視察受け入れております。ぜひ町の職員の方、町長はじめ皆さんで視察等されて研究なさってはどうかと思います、お考えをお聞かせいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、13番、安井議員の追加質問にお答えします。

今お話がありました、まさに紫波町のオガールプロジェクトのことであるとか、全国様々なプロジェクトありますし、私はぜひ、今、矢吹町の、私も、それから職員も含めて、外に出て様々なことを勉強してくるのが非常に大切なかなと思っております。非常にすばらしいプロジェクトなり試みがあるというのを議員の皆さんからもいろんな情報を得たりしておりますので、それはもう積極的にやっていきたいと思っておりますので、またいろいろと情報等、お知恵を借りられればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ご苦労さまでした。

ここで暫時休議します。

再開は2時55分です。よろしくお願ひします。

（午後 2時42分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時55分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りをいたします。時間を延長して一般質問、会議を続けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

ご異議なしと認め、時間を延長させていただきます。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（角田秀明君） 通告10番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

また、傍聴席にお越しの傍聴者の皆様方、寒い中ありがとうございます。改めて敬意を表し、感謝を申し述べます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、早速質問をさせていただきます。

大きくは3点ございます。

まず1点目としましては、遊水地整備計画についてということで質問をします。

通告書に従いまして申し上げますが、去る11月19日の議会全員協議会で、三城目地区における阿武隈川緊急治水対策プロジェクト遊水地整備事業の取組に関し、農業振興課内に遊水地対策室が設置されたこと、これまでの遊水地対策室の取組状況、今後の予定について説明がされました。

今後の予定の中では、遊水地整備事業意見交換会を3回行い、事前に実施した遊水地整備に係る地権者への意向調査により出された意見要望に対する意見交換会を開催するとの内容でありました。また、意見交換会の3日後の11月24日には、遊水地群3町村による県知事への要望書提出が予定されているということでした。

そして、最後に遊水地対策事業に係る地権者会の設立について、現在設立に向けて検討・準備中であり、最初の会議については11月下旬を予定しているとのことでありました。

地権者の方々は、今までにない未知の事業計画に対し、買収等を踏まえ、今後の生活環境の変化など様々な不安を抱えており、多くの要望を町に聞き入れていただきたいとの思いであります。

これらを踏まえまして、以下の質問をお尋ねいたします。

1点目、地権者会の設立について、地権者の定義並びに会の目的をどのように位置づけ、設置主体となるのは町または地域かを含め、どのような手法で行うのか等をお伺いします。加えて、会への参加構成メンバーもお示しいただければ、お願い申し上げます。

そして、2点目としましては、遊水地用地に関しては掘削が行われるとのことであり、残土処理の有効活用についてどのように考えるのかお尋ねいたします。

3点目、遊水地事業では155人の地権者がおり、畑60ヘクタール、水田40ヘクタールもの一等農地がなくなることになります。営農ができなくなる方や営農活動を縮小せざるを得ない方々、新たな雇用の場を求める方々が生じてくるものと思われまます。

一方、全国的な農業従事者数の減少や高齢化等の農業課題を見ても、例外とは言えない当町の現況を踏まえ、三城目地区ひいては矢吹町における農業振興策への影響と対応をどのように捉えるのかお尋ねいたします。

大項目2点目としまして、宅地造成と居住生活者増によるごみ集積所新規利用や新規集積所設置についてお

尋ねいたします。

当町においては、宅地造成や新築住宅の建設が町東側において顕著に見られます。世帯数の増加とともに居住・生活者が増え、各家庭から排出される生活ごみの捨て場とその管理が問題となってきています。現在、善郷内地内において、ごみ集積所の設置に関して、地域住民より新規でごみ集積所の設置要望が出ております。この設置要望は、町所有の公共施設の公有地の一部をごみ集積所として利用させていただけないかとの要望であります。結論として、町は公有地へのごみ集積所設置を拒否した経緯がございます。公共の土地に関して、その地域に居住・生活する住民の利用希望が拒否されたことに驚愕する住民は多かったものでございます。当該住民からの問合せもあり、また、町民・住民の声を聴くことを公約と掲げた町長でありますので、以下の点についてお尋ねを申し上げます。

1つは、善郷内地内における居住・生活者のごみ排出に関わる問題、課題をどのように把握しているのかお伺いいたします。

2点目として、宅地造成や新築住宅の増加によって、今回の問題のように、既存のごみ集積所への新規利用や新規ごみ集積所の設置要望等が挙げられますが、これらへの助言、指導などの対応を町は行ってきたのか、また今後の対応についてお伺いいたします。

3つ目として、今回の住民からのごみ集積所設置要望拒否に至った理由、そして住民アンケートの取得を行ったこと並びにその結果が賛成、反対ともに同数であったこと。町顧問弁護士との相談結果というふうな理由が挙げられております。このような経緯を経たことに関わる根拠、法的な制限事項等はどうなものかお伺いいたします。

最後の大項目として、旧中央公民館についてお尋ねいたします。

旧中央公民館については、町民の間から解体か存続か注目されております。無作為抽出で行った3,000名の町民アンケートでは、旧中央公民館に関する評価として、耐震性に欠け、老朽施設との認識を与える印象操作が行われていると指摘する町民もいます。町民の声を反映する意味から、次の点についてお尋ねします。

旧中央公民館の耐震性について、耐震診断報告書という専門家による調査結果に基づく耐震診断判定資料での評価、総合所見、中性化深さ試験、採取コア中性化測定結果をお示しいただき、耐震性が欠けるとしたそのエビデンス、科学的根拠並びにアスベスト含有建築物の利用・使用不可に該当する項目等を明確に示していただきたいと存じます。

そして、もう一点、複合施設KOKOTTOにある集会施設に関しては、利用を申請しても他団体等との競合となる場合もあり、旧中央公民館の利用を可能にしていきたいとの要望が聞かれます。また、公共施設としては歴史民俗資料館などの施設設置要望や、善郷小学校における児童クラブ教室の新設要望なども町民の間で聞かれます。再度利活用を考えてはいかがなのか、町民の声の一部にもあり、お尋ねする次第でございます。

以上、答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、地権者会の設立についてのおただしですが、去る11月20日と11月21日の2日間において、三城目集落センターを会場に、3回の遊水地整備計画に関する意見交換会を町主催により開催しております。

意見交換会につきましては、本年8月に土地の所有者または土地を相続したと思われる方に対して実施しました遊水地事業に係る意向調査において、回答者の皆様から寄せられた疑問点や質問・意見に対する回答及び意見交換を目的に開催したところであります。

なお、意向調査につきましては、玉川村、鏡石町で実施した調査内容を基に、宅地、農地の代替地を希望する方の状況等の把握に加え、本町で必要と思われる項目を追加した内容により実施しております。そのため、今回の意見交換会の対象者は、意向調査のアンケートを送付した方と同様の方を対象としたところであります。

議員おただしの地権者の定義につきましては、土地の所有者のほか、借地権などを有している人も地権者に含まれると捉えておりますが、町としましては、国からの対象者名簿を基に、まずは意向調査を行う上で、土地の所有者または土地を相続したと思われる方に代替地希望の有無等を確認したいとの考えにより、アンケートの対象者としたところであります。

今後、この遊水地整備事業においては、国主催の説明会や町主催の説明会が重ねて開催される予定であり、その際は土地所有者だけでなく、土地を借りて耕作している方、さらには地域に住んでいる住民の方々にも広く案内を行い、多くの皆様からご意見を伺いたいと考えております。

なお、地権者会等の設立検討につきましては、やはり今後、遊水地の整備を進めていく上で、住民の方々のまとまった意見、要望を基に、会の代表者が国に対し、町と一緒に、地元の声を直接伝えていく要請活動を行うことは、地区住民の遊水地事業に対する安心感を高めるためにも大変重要なことと考えております。

現在、地元の三城目行政区を中心に、参加していただく構成メンバーも含め協議検討を行っており、町としましても、事務的な支援も含め、積極的に関わってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、残土処理の有効活用についてのおただしですが、現在、国が進めております阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環として、矢吹町、鏡石町、玉川村の3町村に遊水地群の整備を計画しております。

遊水地整備につきましては、対象エリアの用地を国が全て買い上げる用地買収方式と決定されたところであります。これは、対象エリア内の用地について、できる限り現地盤を掘り下げ、より多くの貯水容量を確保することにより阿武隈川沿線の安全を図るためであると説明を受けております。

現在、国では、事業対象区域内の測量調査、用地調査、地下水位の調査を含めた地質調査等を実施しているところであり、遊水地事業の詳細な計画内容は、今後、決定されるということになります。

しかし、3町村において約300から400ヘクタールが事業対象区域となっておりますので、膨大な量の残土が発生することが想定され、国からは、今後の事業の進捗状況により、大量に発生する残土をどのように処理するか、どこに残土を運ぶかが課題であると伺っております。

残土の活用は国と町、双方にとってメリットあるものと考えておりますが、具体的には、国から残土の量、あるいは土質等の、大変重要な内容ですが、量と土質ですね、この詳細について示された後に、町として、有効活用等について情報収集や情報提供に努めながら、調査、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

いたします。

次に、農業従事者数の減少や高齢化等の課題による農業振興策への影響と対応についてのおただしであります。

遊水地計画内にある農地につきましては、約100ヘクタールがありまして、その内訳は、水田が約40ヘクタール、そして畑が60ヘクタールとなっております、町の農業振興地域整備計画の農用地区域として位置づけられた肥沃で平坦な耕作条件に恵まれた優良な農地であります。

また、農業者の現状につきましては、全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足により農業者は年々減少している傾向にあり、遊水地計画のある三城目地区及び町全体におきましても同様の状況にあります。当該地区の農業の特徴は、水田を中心に野菜や畜産等の複合経営が多く見られ、特にナスやキュウリ、肉用牛については品質も良く、市場でも高い評価を得ているところであります。

本年8月に遊水地計画に関する意向調査を、土地の所有者または土地を相続したと思われる方に対し実施しており、その結果につきましては、水田の代替地、代わりの土地ですね、を希望する方が7件です、希望しない方が72件、それから畑の代替地を希望する方が6件、希望しない方が100件であります。さらに、今後の営農については、続ける方が13件、縮小する方が22件、断念する方が29件、検討中が34件の状況であります。

水田と畑の代替地を希望しない方が大多数を占めておりまして、また、今後の営農については検討中と回答された方もおり、縮小する方、断念する方が多くを占めております。

町といたしましては、意見交換会等で寄せられた皆様からの意見を尊重し、営農継続を希望される方への支援について、国・県に強く要望してまいります。

次に、遊水地計画のある地域の今後の農業振興につきましては、地域の担い手や認定農業者、新規就農者等から意向を確認するとともに、農地が減少することにより他の地区に農地を求める農業者については、耕作放棄地の有効活用や農地中間管理機構の制度を活用するなど様々な対応を検討し、生産意欲のある農業者に対する支援を図ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、善郷内地区内におけるごみ排出に係る問題等の把握についてのおただしではありますが、本年8月上旬から、これまで数回にわたり当該地区の区長より、地区内のごみ集積所にごみを排出している地区外の方がいる状況や、ごみ排出ルールを守らない方がいるなど、地区内では大変困っており、注意喚起として貼り紙の設置や指導、監視カメラの設置などの対策を講じてほしいとの相談や、新たなごみ集積所を設置したいなどの相談を受けております。

これらの相談に対し、町の対応としましては、まず現地の状況確認を行うとともに、注意喚起の貼り紙や、警告看板等の設置を行ってまいりました。また、ごみ排出ルールを守らない方への対応としましては、その排出した方を特定し、直接正しいごみの出し方、分別について指導を行っております。

ごみ集積所の新たな設置につきましては、ごみ集積所設置及び維持管理に関する要綱に基づきまして、ごみ集積場の維持管理について地域の行政区長等をお願いしていることから、行政区長からの申請が必要であることを説明するとともに、当該地区管内のごみ集積場の配置状況、利用状況を踏まえ、既存のごみ集積所の利用について協議を行っております。

今後も、ごみ集積所に関する苦情、要望等につきましては、本要綱を基本に適正に対応してまいります。

なお、問題点や課題等につきましては、解決に向け地域の行政区長等と連携を図り、町民の生活環境の保全に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、宅地造成や新築住宅の増加による既存のごみ集積所への新規利用や新規ごみ集積所の設置要望等への助言、指導などの対応等についてのおたただしですが、近年、本町においては、八幡町や一本木、曙町及び善郷内地区などの駅東側で宅地造成や住宅建築が増加していることに伴い、新たにお住まいの方のごみ排出先及び開発に伴う新規のごみ集積所の設置についてのお問合せが増加しております。

町の対応といたしましては、ごみ集積所の維持管理について、行政区長や地域の皆様をお願いしていることから、新築等で新たにお住まいの方に対し、地域の行政区長を紹介し、ごみ集積所を確認していただいております。

また、開発行為による宅地造成や、アパートなどの集合住宅の建築が行われる場合には、矢吹町ごみ集積所設置及び維持管理に関する要綱にある設置基準及び事前協議に基づき、開発業者や施工業者、不動産業者などの事業者へ、ごみ集積所設置についての説明、協議及び指導をしております。

さらに、農地転用や開発事前協議、建築確認申請があった際には、関係各課での情報共有により連携を強化し、ごみ集積所設置について適正な対応を行うとともに、民間開発業者や不動産業者等の事業者に対しては、町のホームページにごみ集積所の事前協議、設置基準について掲載し、制度について周知徹底してまいります。

今後も、各行政区や地域の皆様で維持管理しているごみ集積所及び周辺環境の清潔保持、町民の良好な生活環境保全に向け、地区の行政区長等と連携を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ごみ集積所設置要望についてのおたただしでございます。

善郷内地内にある新しい住宅地の区長より、町有地内にごみ集積所の設置についての要望があり、町でも設置についての協議、検討させていただいているところであります。その箇所は、町営住宅の敷地内であり、また、設置については住民の理解を得る必要があることから、その住宅を担当する地区区長へ設置についての相談をしたところ、地域の方々と相談し回答したいとのことであり、その聞き取り結果を踏まえ、地区区長との協議により設置の可否を判断したものであります。

設置の可否について法的な根拠はありませんが、町営住宅管理者として、地区住民の意向を最大限尊重することが望ましいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、旧中央公民館の耐震性についてのおたただしですが、平成25年度に実施しました旧中央公民館の耐震診断結果における耐震診断判定資料での評価につきましては、建物の長辺の桁行方向を表すY方向において、I s 値の最小値が0.289、梁間方向を表すX方向のI s 値の最小値は0.544という診断結果から、目標性能目安I s 値0.6を達成していないため判定結果がNG、ノーグッドとなっており、これは震度6強から7の大地震が発生した場合は、倒壊または崩壊する危険性が高いことを表しております。

旧中央公民館の耐震性については、耐震診断を実施した当時から7年以上が経過しており、複合施設の開館以降は施設の修繕等を実施していないこと、さらには、今年2月に発生し、震度5強を観測した福島県沖地震やその後の余震の影響から、状況はさらに悪化していることが想定されます。

次に、診断結果における総合所見につきましては、鉄骨造屋根面の剛床仮定が成り立つような補強が必要という結果であります。これは、建物の強度を持たせるためのブレースと呼ばれる筋交いの設置等により耐震性を高める必要があることを述べております。

次に、コンクリートの劣化状況を調査する中性化深さ試験及び採取コア中性化測定結果につきましては、コンクリート内部の鉄筋等がさびにより劣化する可能性が少ないとされるA判定となっております。

以上が耐震診断結果の内容となっておりますが、耐震性能ランクは、I s 値の最小値から判断されることから、最低評価のDランクと判定されております。

次に、アスベスト含有建築物の利用・不使用に関する項目等につきましては、大ホール天井裏に吹きつけられているアスベストは、封じ込め工法により飛散防止対策を取っておりますが、万が一、地震で施設が倒壊した場合には、アスベストが飛散してしまう危険性が考えられます。

なお、令和2年度に策定しました矢吹町社会教育施設長寿化計画においては、客観的な視点により旧中央公民館の利活用の可能性を検討した結果、築年数が49年以上経過し、既に改築時期を迎えていること、劣化状況評価や過去の耐震診断の結果からも、現状での継続的な施設利用は困難と判断し、解体撤去する施設として計画上に位置づけられているところであります。

以上のことから、教育委員会としましては、I s 値が0.6に達していないために、大地震が発生した場合に倒壊する危険性が高い施設であること、仮に施設を利活用する場合には、アスベストの除去及び耐震改修やインフラ設備の更新、高齢者や障害者の方も円滑に利用できるよう、エレベーターや多目的トイレの設置によるバリアフリー化など、大規模改修に多くの費用と時間を必要とすることから、旧中央公民館の利活用は困難であると判断し、再利用する予定はありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、旧中央公民館の利活用についてのおただしであります。本件につきましては、令和3年9月議会での三村議員、安井議員への答弁と一部重複いたしますが、教育委員会といたしましては、社会教育施設を所管する各種委員会、審議会や利用団体等の皆様からも意見を伺いながら、施設の利活用についての検討を行ってまいりました。

旧中央公民館につきましては、施設を活用しての再利用等の意見は特になく、危険なので早く取り壊してほしいとの意見が多数ありました。

一方で、議員ご指摘の複合施設KOKOTTOの利用申請時の他団体との競合につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、施設利用者数の制限や、文化センターのワクチン接種会場としての利用による会場の利用制限など、現在も施設利用に当たり大変なご不便をおかけしておりますことは承知しております。

しかしながら、平時であれば、複合施設KOKOTTOはもとより、中畑公民館、三神公民館、ふるさとの森芸術村等の社会教育施設全体では、利用者ニーズに十分に対応できる施設を保有しているものと考えております。

そのため、教育委員会といたしましては、新たに施設を整備するのではなく、既存の施設を最大限に活用し、空き施設、空き部屋等について利用者への案内やお知らせの充実を図ることで、これまで以上に効果・効率的な施設運営を行ってまいりたいと考えております。

なお、旧中央公民館につきましては、このような経過、方針等を踏まえて、令和3年9月の定例教育委員会において審議した結果、教育財産の用途廃止の議案が可決されたところであります。

現在は、教育委員会から町部局への財産の所管替えの手続を進めているところであり、今後の利活用につきましては、町で実施している町民アンケート等を基に、町全体として検討が進められることとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、遊水地に関しまして、質問をしたわけなんですけれども、一応確認の意味を込めまして、改めて地権者会の目的はどのようなものなのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問へお答えしたいと思います。

地権者会の目的ということでございますが、先ほどの答弁にもございましたように、今回の遊水地事業に関しましては、私たちが経験がしたことがない大きな事業でございますので、住民の方も相当不安を感じていらっしゃるかと思っております。

今後は、三城目地区の皆さんと、国に対して要望する場面が相当増えてくるのかなと思っておりますので、まずは地権者会といいますか、そうですね、地権者会という名称なのか、あとは協議会というような名称なのか、その辺も含めまして、今後、三城目行政区のほうとは協議する必要があるのかなと思っております。

私どもの、当初は地権者会ということで、土地所有者を中心に地権者会の設立ということで考えていましたが、先ほどの意見交換会で、土地所有者以外の方、若い世代の方、三城目の若い世代の方も含めた協議会という形もいいんじゃないかという提案もございましたので、そちらも含めまして、今後、三城目行政区のほうと協議させていただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 地元の方々、地権者の方々との意見交換をする中でというようなお話かというふうに思いますが、アンケートの結果もございましたけれども、いわゆる畑なり水田を、代替地を求めないという人も多く、縮小するとか、今後の経営についてもまだ決まっていない方もいるわけなんです。

つまり多様な意見がございまして、地権者の方々と話をしたところ、あくまでも地権者会は個であると、

個人の個。いわゆる買収等のお話が関わってきていて、やはり、利益であれば利益はやはり多くシェアできればいいし、負担は負担で、やはり少なくシェアしていくというような、そういう部分がございます。

特に今回は、買収ということが打ち出されてからは、やはりそういう地域発展という面もあるんですけども、まずは自分の所有しているものに関しては個であるという考え方から、地権者会というのはやはりあくまでも地権者、その方々の思いが忌憚なく話せること、聞きたいことを聞けること、そういうものをできる、そういう地権者会であってほしいという要望が私のほうでは聞き取れてきたんですけども、町のほうではそういった意見交換とか把握というのはしているのかどうかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

地権者会等の意見を住民の方から聞いているのかというおただしかと思っておりますけれども、先日開催しました、10月20日、21日に開催しました意見交換会におきましても、参加された方からそのようなご意見も伺っておりますので、町としましては、そういう部分ではある程度把握しているのかなと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） そういう意見もあったということで、検討の材料としてやっていただけたらと思っております。

当然、目的とあとは参加メンバー等につきましても、やはり今申し上げましたように、地域発展という面からいくとやはり公、公であると。ただ、地権者会というものに関しては、土地を手放すとかそういう部分がございますので、個であるという、そういう捉え方の下にぜひ検討をいただきたいという意見が私のところにはありましたので、その旨お伝えして、この件については終わりたいと思います。

次に、この遊水地に関しまして、相談機能とか、そういったものはどのような組織として把握していくのかということについて、何かお考えがあればお知らせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

先日、堀井議員の答弁でも説明しましたとおり、今回、遊水地対策室ということで横断的な組織を設置させていただいております。

まず農業振興課、企画総務課、まちづくり推進課、税務課、上下水道課、都市整備課ということで、それぞれが抱える案件に関しまして、住民の方から広く相談を受けられるような体制ということで横断的な組織とさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、残土の有効活用ということで答弁をいただいておりますけれども、その残土の有効活用として具体的にどのような事象が挙げられるのか、お示しいただければお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

残土の有効活用についてということでございますが、先ほども答弁のとおり、残土の発生する時期ですとか、土の量ですとか土質などが、まだいまだ国のほうから示されておられませんので、今後、そちらのほうを示された後に、町として有効活用について検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきますと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） お尋ねしたのは、有効活用として考えられることということで、残土の質とかそういったものが分からないということですが、結局、残土の使い道というのは、低いところを埋めていくとか平地にするとかということだと思っております。そうすると、有効活用というものがどういうものかということで、具体的に出てくるんじゃないかと思うんですが、町としてあるいは農業振興の立場からとかということで、考えられることあるいは想定できること、こんなことが期待できるということがあればお示しいただきたいという質問をしたわけでございます。お答え願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

残土の活用方法についてということでございますが、町としましては、本当に土質とかそれにもよりますが、有効活用として考えられるとすれば、道路の盛土材として利用するとか、あと農業用に今使っているような耕土であれば、農業用の盛土ということで利用法は可能かと考えておりますが、まだ、その土質などが明らかにならないと、なかなか町としても具体的な利用方法というのは検討できない状況にあるのかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 未知の分野だということで、様々なことを考えていかなければならないという、課題のほうが多いのかなというふうに思っております。その辺はぜひ、地権者の方々、様々な問題を抱えています。税務に関する法律とか買収に伴う必要書類の準備とか様々なものがございます。今言いました県道の移設の工

事に残土を使ってはとか、様々な意見が出てきておりますので、ぜひとも網羅していただいて活用していただきたいなというふうに思います。

次に、ごみ集積所についてお尋ねをいたします。

ごみ集積場に関して、答弁の中でごみ集積所設置及び維持管理に関する要綱というものがあるということが記載されていたんですけども、これはいつできたんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

矢吹町ごみ集積所設置及び維持管理に関する要綱でございますが、こちらにつきましては、今まで内規的に運用していたものを令和3年4月1日に作成してございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ありがとうございます。

そうしますと、ちょっとお聞きしたいんですが、答弁書の中で、「本年8月上旬から、これまで数回にわたり当該地区の区長より、地区内のごみ集積所にごみを排出している地区外の方がいる状況や」ということでありまして、これらの相談に対しということで、新たなごみ集積所の設置に関してこの要綱があるということが書かれているんですが、町の対応として、これらの相談に対して、「現地の状況確認を行うとともに」ということで「行ってきました」というふうを書いてあるんですね、答弁書で。この状況確認の結果を教えてくださいませんか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

現地の状況確認ということで、こちらにつきましては、善郷内周辺のごみの捨て方、分別されていないと、ごみ当番が困っているというような連絡を受けてございます。それに対しまして、必ず分別してください、区域以外の方は捨てないでくださいというようなラミネートの注意喚起を設置したというような確認でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） そうしますと、善郷内地内の大井楼さん、キタジマさんのところから西のほうに向かってのところに集積所がございまして。あそこは何世帯ぐらいの方がお使いであるのか、まずそれをお聞きしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

[まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇]

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

あちらの2区東地区の世帯数は82世帯でございます。そのうち何名が捨てているのかというのは把握してございません。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 2区東で82世帯ということですが、その今申し上げました集積場は、34世帯で掃除当番などしながら使っているという状況です。

それでいて、なおかつそこに居住していない方々も投棄していく方が多いということです。車の車幅も、いわゆる道路が狭いために、車をとめて捨てていくというふうになると、交通上危ない状況も生まれているし、殊さら、庭の木とか、そういったものもごみとして入れた場合には、あそこにある、ごみ捨て場にある箱、あれでは間に合わない。

容積でもって課長のほうからいただいたやつは、あれ、幅が実は間違っていて、あそこは1.5メートルでございます。幅1メートルです。そうすると、容積的には、8,000リットルぐらいしか入らなくて、しかも満杯の状態です。背の低い女の人だとそこまで持っていけないんですね。そうすると、ごみの袋でもって1つ45リッターですから、どれだけ入るかという、結構満杯になってしまって、実際に聞いた話で、これ以上捨てられたら困るというふうに、掃除をしている方々が、現地の方々が言っているんですね。そういう状況です。

そして、もう一つ、いわゆる今回のごみの問題に関しては、いわゆる第3班、新しく住宅ができて8棟の家ができたわけですが、その方々のごみ集積所がないということで、2区東の前区長さんお二方がかねてより考えていた、いわゆる町有住宅の用地の一角を、1メートルの180センチですね、それぐらいをお借りできないかという提案をしてきたわけですが、それを断った経緯がございます。なぜそこを断らなくちゃいけないのかなという、その根拠が明確にはないかと思えます。

その住宅では、住まれている方がいわゆる町の町有地、公有地で、家庭菜園と申しますか、ちょっとそんなことでもしております、そういう利用している。それでいて、周りの地区住民の方々が、ごみ集積所がないということで、その場所にごみ集積所を設置したいということで申し入れたらば断られた。これは町民としてみれば、何で公の土地を、公の人が公のためにごみ集積所をつくるのが断られて、何でそこに住んでいる人たちの個人が、家庭菜園とかそういう、個人のために作っているものは許されるのだというところで、疑問を感じているわけなんです。

そんなこともあり、なぜにその場所にごみ集積所を提供することができないのか、理由をお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

[都市整備課長 福田和也君登壇]

○都市整備課長（福田和也君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

なぜ設置できないのかというご質問でございますが、こちらは先ほどの町長答弁と重複しますが、やはり直接影響を受ける方、住宅に住んでいる方の住民の意向を最大限に尊重したい、するべきであるという判断の下

での町としての判断でございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ただいま、影響というものを理由として申されましたが、利益とかそういったものを、当然お互いに利益を受ける、共有していくのも大事だし、負担あるいはそういう不利益等もやはり共にシェアして負担していく、これも大事なことだと私は思います。公共的なものにおいては、生活においては、

その影響と言いましたけれども、どのような影響なのか、いわゆる臭いが出るとか、あるいはハエが出るとか、そういったことが考えられるんですけれども、その影響というものは実際どういうことなのか説明してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

どのような影響があるのかということですが、まず、こちらの場所につきましては、町営住宅の敷地内でございます。町営住宅の方々が快適に生活するための住宅の庭であります。それが用途が違う、ゴミ置場になるということは、住民にとっては大きな影響があるというふうに考えております。

あと、具体的にどのような意見が出されたのかということですが、こちらについては、特に今の場所でも全く問題ないので必要はないという方であったり、あるいは暑いとき、夏場ですね、生ゴミ、そういった臭いが心配されるということでございます。

あとは、要望されている場所というのがちょうど住宅の角の部分でありますので、角の部分ですと、そこに設置した場合、相当見通しが悪くなるということで、相当住宅側に設置する必要があるということで、そうなった場合については、ゴミを捨てる際の車の停車であったり、道路も狭いということで、そういった心配もされるということございました。

そういった意見も踏まえて、最終的に町として総合的な判断の中で、こちらの設置については難しいというような判断をしたところでございます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 影響について、今、臭いがしたりとかと言いますね。それはゴミを処理するという観点においては別問題で、いわゆるモラル、マナーなり、それはそれで問題があれば、それは解決していかなければ、課題であって、それは設置とはまた別ではないのかというふうに思うわけです。

いわゆる廃棄物処理法というのがありますね。長い名前があるんですけれども、その中で市の町村の役割とは何なのか、法律で決められております。その役割とは何なのか、お示してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

廃棄物処理の市町村の役割ということですが、ちょっと資料ないので、後で確認させていただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） では、私のほうから申し上げますが、廃棄物処理法、正式名称、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でございます。第6条で規定されておりますけれども、国民なり町民ですね、は市町村の適正処理推進に協力しなければならないという協力義務があり、自治体としましては、市町村は適正な処理を行うよう努力しなければならないという努力義務なんですね。努力する、努めるということはどういうことかということ、努めるというものを、それは努力すればいいんだろうということではなくて、必ずそれは成し得なければならないということなんですよ。広辞苑にはそのように書いてあります。

結局、公務員は憲法を守らなければならないということで99条に書いてあります。その中では、25条の生存権から、それから11条の基本的人権の享有とか、12条自由の保障とか、13条であれば幸福追求の権利とか、それから14条は平等です。そして15条では奉仕者の規定がございます。公務員にかけられているコンプライアンス、これらを加味していけば、どこに公有地を提供できない理由があるのか、全く不明なんですね。

これを考えていけば、影響という意味でのハエが出る、臭いが出る、これはモラル、道徳の問題でもって、これもまた指導しなければならないというふうに産廃、廃棄物のほうでも規定されているんですよ。だから、それを行わずに住民サービスを拒否したということになるんじゃないかと思います。

改めて、提供できない根拠を明確にお示し願いたい。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 11番、青山議員の再質問にお答えします。

住民サービスの拒否じゃないのかというようなご質問であります。今回、町有地にごみ集積所を設置できない理由としましては、設置場所の要望が区域外であること。青山議員が要望していました町有地の一部は善郷内区内でございます。そして、新興住宅の8戸の世帯につきましては、2区東地区という区域外の場所であること。あと、既存するごみの集積所が周りがございます。指定ごみ集積所があるということと、あとごみ集積所の能力がまだまだ可能じゃないかということであったり、あと区域内でないと管理が行き届かないということでございますので、ルールに基づいて対応しているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） まず、区域外と言いましたけれども、第3班に関しましては間違いなく2区東の区域です。区域内です。そして、なおかつ住民の方々が、空いている土地をその地主まで訪ねて行って、貸してく

れと言って、地主から借りられなかった。その状況でほかのところにゴミを排出したらば、その地域を管理している人たちから、「あなたはここの地域じゃないから、私たちは私たちが掃除しているので捨てないでくれ」と言われた。持って行き場がない。そして、それは前の、去年の2区東の区長さんも今年の区長さんも、連年でもって対応を考えて、何とかその一角をお借りできないかということでお願いしているわけなんですよね。住民が捨て場がなくてお願いしていることに対して、何で耳を傾けられないのか。

先ほど申しあげましたように、コンプライアンスの観点からいったって、おかしいじゃないですか、住民が望んでいてお願いしますと言っていることを何で蹴るんですか。こっちに持っていけばいい、先ほど言ったように、そこを管理している人たちも、これ以上増えたら困ると。しかも、そこは土地を無料で借りていて、容量を大きくするのに、また、もうちょっと土地を貸してくれと、それも言えない。そういう悩みを皆さん持っていて、これが唯一の解決方法だということでお願いしたわけなんですよ。

そして、都市整備課課長からも話ありましたが、これは弁護士さんに相談したといいますね。弁護士さんのほうからも提供しないことが妥当だというふうなお話でしたが、全国弁護士連合会がこの10月27日に地方自治に関して出しているんですよ。提言書がございます。「地方自治の充実により地域を再生し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を求める決議」ということで、日本弁護士連合会が出しています。

そこでは、明確に住民自治を尊重すべきということで結論を言っている。「住民の多様な意見の反映により住民自治を実効化するため、社会的弱者・少数者を含む多様な意見を反映できる仕組みを整備すべきである」ということで提言しています。

同じ弁護士さんだと思うんですが、それ、こういったことを踏まえていって、何で住民がいろいろして駄目でもって、それを行政に助けを求めてきているのに、なぜ拒否するんですか。

改めてその理由を求めます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

住民が求めているのに、なぜ受けないのかというようなことでありますが、こちら、また重複になりますが、やはり町としてはといいますか、住宅の管理者としては、住宅に住んでいる方の意見を最大限尊重したいということでの判断でございます。

あと、先ほど弁護士の話がありましたが、町として弁護士に判断を仰いだわけではなくて、町のこのような判断について、ただ、公共施設であるということで、そういった部分の受任といいますか、受入れの必要性、義務がどこまであるのかということでの相談をしたことでありまして、弁護士に判断を仰いだわけではございません。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 何度も言いますが、公務員として遵守すべき、14条でもって、「すべて国民は

法の下に平等」とあるんですよ。片や、公有地を利用できずに、地域住民が利用できないのに、そこに住んでいる方々が利活用できる。おかしいじゃないですか。住民サービスですよ、これ。完璧に、明らかに住民サービスじゃないですか。生活上、廃棄物処理法だってもう、そうでしょう、これ。住民サービスなんですよ。それをやりなさいということを憲法でも決められているし、地方自治法の第1条、何て書いてありますか。これらよりもその個人の意見を尊重するということですか。お答えください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 11番、青山議員の追加質問にお答えします。

この話は憲法を持ち出すまでもありません。住民の中のルールをちゃんと守っていただくということをしつかりやっていただくと。行政区域内で決められたことをきちんと守っていただいて、決められたところにごみを出すと。そのことで、かつ、それがいっぱいになっているということも、我々がどうも見た限りでは、ゴールデンウイークとか、そういったとき以外はいっぱいになっていないというふうに聞いております。

その中で、この地図の中で、この新興住宅街から110メートル離れた先のここにあります。ここがいっぱいになるというのは限られた時期だというふうには聞いております。そして、かつ、これは町有地内でありますけれども区域外であって、そして、そこに新たにごみ施設を造ると。そういうことを、言わば行政区でやっていることは様々なルールがあると。その中に皆さんは生活していらっしゃる。それがこういう形で、今まで日本国憲法まで持ち出されて、我々のコンプライアンスであるとか公務員のルールまで持ち出されて、やらなくてはならないということの論理が私には分かりません。

〔「そうですか」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） 分かりません。

公務員にルールがあるように、住民の方々にもルールがあります。それを守って我々は生活をしています。捨てるべきところに捨てていないとか、そういったことについては、もう一回整理する必要があるんじゃないでしょうか。

〔「反問権ですか、私が答えるんですか」「いやいや」「反問権はない」「ありますから」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） この問題につきましては、とにかく行政区が決めたルール、それに対して町は指導、助言して、それを守っていただいて、それでごみ置場、様々な運用をしているわけですね。

町が、じゃ、そのことについて全面的責任を取って、ごみ置場のところまでということでは言われていないはず。位置づけをよくちょっと見ていただきたい。これは日本国憲法まで持ち出す話では私はないと思いますが。

以上です。

○議長（角田秀明君） あと30秒です。

質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 日本国憲法まで持ち出す必要はないという、よほど大げさに考えているのかもしれませんが、これ当たり前なんです。議員でも何でも、全国市町村の文化研修所へ行っても、これ立派にちゃんと教えてくれます、こうやって。それに従わなくちゃいけないというふうなのは職員の指導、研修で教えているんですね。ましてや町長も同席して、提供しないというところにいたという話を整備課長のほうから聞きましたけれども。だから、副町長も町長も、それから担当課も皆さん、住民からのサービスに対して提供できないというふうに判断したということを知りましたが、それに間違いはないかお尋ねします。私はそのように課長のほうから聞いております。これが最後の質問です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

副町長、小松健太郎君。

〔副町長 小松健太郎君登壇〕

○副町長（小松健太郎君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

新設するごみ集積所につきましては、これまでどおりルールに基づき、地域で場所を選定し、地域のごみは地域で考えていただき、維持管理をお願いしている状況にあります。

今後も、どの行政区についても町全体でルールに従い、行政区の皆様と連携を図り、対応してまいりたいと思っております。

青山議員おたただしいいただきました意思決定のときには、我々も町長も私もいて判断したところでございます。何とぞ、先ほど申し上げたとおり、町全体でルールに従い、行政区と連携を図り対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

○11番（青山英樹君） ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） じゃ、ちょっと時間かかりますけれども、少し我慢してください。

じゃ、このまま続きます。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） それでは、大変失礼しました。

日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたしたいと思います。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・請願・陳情の付託をいたしたいと思います。

お諮りをいたします。議案第53号、第54号、第55号、第56号、第57号及び58号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第52号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることに決しました。
ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長によって指名をいたしたいと思います。
ただいま配付しました第431回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をしたいと思います。
お諮りをいたします。議案第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。
次に、11月24日までに受理した請願及び陳情、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日、またよろしくお願ひしたいと思います。

ご苦労さまでした。

(午後 4時16分)

令和3年12月13日（月曜日）

（第4号）

令和3年第431回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年12月13日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第44号・第45号・第47号・第49号
請願第4号・陳情第3号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第46号・第48号・第50号・第51号
請願第3号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第52号
審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 発議第 9号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)
- 日程第 6 発議第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書(案)
- 日程第 7 閉会中の継続調査の申出書について
- 日程第 8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	4番	藤 井 源 喜 君
5番	堀 井 成 人 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	富 永 創 造 君	8番	三 村 正 一 君
9番	加 藤 宏 樹 君	10番	鈴 木 隆 司 君
11番	青 山 英 樹 君	12番	熊 田 宏 君
13番	安 井 敬 博 君	14番	角 田 秀 明 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	阿部正人君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君	商工推進課長	佐藤浩彦君
都市整備課長	福田和也君	上下水道課長	柏村秀一君
教育次長兼 教育振興課長	国井淳一君	子育て支援 課長	小椋勲君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、9番、加藤宏樹君より少し遅れる旨の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る12月7日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第44号、第45号、第47号、第49号、請願第4号、陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第44号、第45号、第47号、第49号、請願第4号、陳情第3号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴、大変ありがとうございます。

それでは、総務教育常任委員会から報告をいたします。

第431回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第44号、第45号、第47号、第49号及び請願第4号、陳情第3号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第44号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例。

本案は、福島県税特別措置条例の一部改正に伴い、矢吹町税特別措置条例について所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例。

本案は、臨時預かり保育の利用に係る保育料について、これまで現金で徴収していたものを納付書払いへ移行するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、令和4年度から国民健康保険に加入している世帯に対して、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額の減額措置を導入するため、国民健康保険法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、矢吹町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例。

本案は、福島復興再生特別措置法の規定により、提出特定事業活動振興計画に基づく特定事業活動の用に供する特定事業活動施設等を新設等した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第4号 消費税インボイス制度の実施中止に関する請願書。

本件は、一定の要件を満たした請求書や納品書を交付・保存する消費税インボイス制度の実施を中止することを求める意見書を関係機関に提出することを求める請願であります。

討論に入り、富永委員から、インボイス制度は消費税の納付税を算出するためのものであり、免税業者でも課税事業者として登録することで引き続き事業継続が可能な内容であるから中止する必要がないこと、また、関根委員から、売上げが1,000万円以下の事業者が自分で選択できる制度であり、業者との取引で不利益がある方はインボイス制度を利用すればいいので何ら問題なく、中止する必要はないことから不採択とすべき意見があり、一方、青山委員から、この制度に登録しておかないと消費税を二重払いする形になること、また、登録の手間が煩雑なことであることなどから採択すべき意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

陳情第3号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」を政府に提出する陳情。

本件は、日本政府に対し、核兵器禁止条約に参加・調印・批准するよう求める意見書を提出することを求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論に間違いがないように、討論の順序を説明いたします。

請願第4号 消費税インボイス制度の実施中止に関する請願書の討論の順序につきましては、委員長報告は不採択でありますので、原案賛成者、原案反対者の順序で行います。ほかの議案、陳情につきましては、原案反対者、原案賛成者の順に行います。

初めに、請願第4号以外の議案、陳情についての討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは次に、請願第4号についての討論の発言を許します。

原案賛成者の討論はありますか。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

それでは、請願第4号 消費税インボイス制度の実施中止に関する請願書に対して、採択することに賛成の立場で討論をさせていただきます。

この消費税インボイス制度、2023年10月から実施が決まっており、既に本年の10月よりインボイス業者の登録が始まっております。

このインボイス制度というのは、業者が消費税を仕入れに関する消費税部分を差し引いて売上げに係る消費税を納めることができるということで、そういった業者にとってはメリットのある制度ではありませんけれども、一方、中間の業者、それに対して納入をしている下請企業であったりですか、それから子会社、そういった方たち、多くの方は個人事業主であったりフリーランスの方であったりするわけでありましてけれども、こういった方たちはこれまで、年間の売上げが1,000万円以下の場合、こういった方たちは消費税の納入が免除される制度がございます。これについては、こういった零細業者の方たちの事業を応援する、そういったために、消費税納めることが大変難しい方も多いということで免除される制度でありますけれども、このインボイス制度が始まりますと、仕入れをしている業者、また、親会社、発注先にとっては、この下請の業者の方たちから納税に係るインボイス制度に係る消費税額が計算されたものがデータとして提出されないと、いわゆるインボイスというデータが提出されないと、仕入れに係る消費税を差し引いて納入することができなくなるため、メリットが低くなります。そのため、下請業者、また、取引先である商店等に対してインボイス制度の加入を迫ることにつながりかねません。

そうしたことによると、これまで制度として認められてきた免税制度が有名無実となってしまう、また、こういった小さな業者さんにとっては廃業の危機にもつながるものになりかねません。消費税を納めなくてもよいのに消費税を納めなくちゃいけなくなる、また、消費税を納めないのであれば、その分の値引きを迫られる、そういった事態にも陥りかねません。

そういったことから、現在のように、この意見書にもありますように、コロナ禍における経済危機、また、業者の皆さんも大変苦しんでいる状況にあつて、消費税インボイス制度、これを今始めることは適当ではないと私は考えます。そのため、この請願第4号は採択すべきものということで、賛成の討論をさせていただきます。

議場の皆さん、同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 次に、原案反対の討論はありますか。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴にお越しいただきました皆様、ありがとうございます。

それでは、請願第4号 消費税インボイス制度の実施中止に関する請願書、原案に対して反対の立場で討論させていただきます。

まず、このインボイス制度、適格請求書等保存方式とは、消費税に関わる法制度であり、令和5年10月から導入を予定されているものでありまして、簡単に言いますと、課税事業者に対し、税務署が発行する登録番号を付した請求書や領収書を発行していただき、不正な取引や脱税を阻止し、軽減税率などの煩雑な事務手を簡素化しましょうというものです。

ネットや雑誌など、メディアの情報の中には、インボイス制度は弱者いじめであり、零細企業や個人事業主にとって死活問題であるとする記事など、不安をあおるような情報も見受けられますが、そんなことはありません。 —————（議長が取消を命じた発言）—————。

まず、消費税の納税事業者には、年間の売上額が1,000万円以上ある課税事業者と売上げ1,000万円未満の免税事業者の2通りがあります。大ざっぱになりますが、例を挙げますと、1,000万円の売上げに対して消費税100万の事業者Aは、強制的に課税事業者となり、仕入れ税控除が2分の1とした場合、50万の納税義務が発生するのですが、900万円の売上げに対して消費税90万円の事業者Bは、1,000万円未満ですので免税事業者となり、消費者からお預かりした消費税90万円は益税として利益とみなされております。この益税がなくなるからインボイス制度に反対という極端過ぎる間違った意見が多いと思うのですが、仕入れ税額控除や5,000万円以下の売上事業者に優遇されるみなし課税と言われる簡易課税制度、また、インボイス制度導入に関して領収書やシステム構築に係る経費に関しては補助率3分の2、上限100万円まで補助金が出ることなどの恩恵はあまり論じられておりません。

そもそも、消費税は、国税であり、間接税であります。取引先や消費者から一時的に預かっている税金を利益とみなされている時点で、免税事業者に優遇された合法的な制度であるのですが、本来、利益は売上げの中に含まれており、消費者の意見としては、免税事業者をもうけさせるために消費税を払っているのであれば、損失などを補填するために消費税を支払っているものでもない。納税者が支払った消費税をきちんと国に納めてもらわなければ社会が立ち行かなくなるという厳しい意見もあり、消費税を負担する大多数の消費者の立場に立てば、ごもっともであると言えるのではないのでしょうか。

しかし、インボイス制度によって零細企業や個人事業者を守るこの免税制度がなくなることはありませんし、免税事業者が強制的に課税事業者になるわけでもなく、自らの判断で課税事業者になるか、免税事業者のままか選択できる権利がございます。さらに、あまり知られていない特例などもございます。農家の方々に対しましては、農協特例、卸売特例、直売所特例などがあり、そもそもインボイスを行う必要はなく、免税事業者のままでも何ら問題ない制度となっておりますので、自分の取引状況などを考慮し、正しい選択をすればよいものとなっております。

免税事業者が取引上どうしても課税事業者にならなければならない場合であっても、このインボイス制度を利用し、税務署から発行される登録番号を記載する請求書や領収書を出せる適格請求書発行事業者になることで、社会的信用を得て仕入れ税額控除を受けられ、6年間の軽減措置や最大90%の控除が受けられる簡易課税

制度などを利用することもできます。さらに、企業や事業者が不利益を受けないよう還付金制度や戻し税などもございます。

長くなりましたが、まとめますと、1、そもそも課税事業者にとっても免税事業者にとっても利益は売上げの中に含まれているものであり、消費者からお預かりしている間接税である消費税を利益とみなし、収入が減少する、または廃業に追い込まれるなどという考えはそもそもおかしい。2、適格請求事業者に登録するかしないかは免税事業者に選択できる権利があり、強制ではないということ。3、インボイス制度を導入することで流通を明確にし、不正な取引や脱税などが阻止される。以上の点から、消費税インボイス制度の実施中止に関する請願書、原案に反対といたします。

皆様のご賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 請願第4号についてほかに討論はありますか。

〔「議長、11番、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） どうぞ。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） ただいまインボイス制度に関する中止を求める意見に対しての反対討論がございましたが、その中で、討論内容としまして、委員長報告等の討論に対する討論の内容が含まれております。あくまでも討論に対する討論はあってはならないものであり、この件につきまして該当部分を削除するか訂正を求めるものであります。

議長のご判断よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 今、11番、青山君のほうから動議がありましたが、発言の内容に対して、関根君のに対して、私のほうで削除します。討論に対しての中身の点ですね。分かりました。

そのほか討論ありますか。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

私は、請願第4号 消費税インボイス制度の実施中止に関する請願書に、採択に反対の立場で討論させていただきます。

いろいろ煩雑さというふうにもいろいろネットでも言われておりますが、現在発行されている請求書は、税率別、税額別に既に発行されており、改めてやるべき手続というところ、登録番号を取得するだけであります。それだけで適格請求書発行事業者になれるわけでありますから、決して面倒くさい制度ではないですし、選択権もあると。それで、本来納付されるべき税は国庫に行くべきだというふうな理由から、原案に反対させていただきます。

皆様のご賛同よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第44号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号 消費税インボイス制度の実施中止に関する請願書を採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は不採択であります。

矢吹町議会会議規則第81条の規定により、起立採決の場合は、可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立を求めることはできないこととされております。したがって、原案について採決をいたします。

お諮りをいたします。原案のとおり賛成する諸君の起立を求めます。原案です。原案賛成です。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 起立多数であります。

よって、請願第4号は採択することに決定をいたしました。

次に、陳情第3号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」を政府に提出する陳

情書を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第46号、第48号、第50号、第51号、請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第46号、第48号、第50号、第51号、請願第3号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業民生常任委員会の審査の報告をいたします。

第431回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第46号、第48号、第50号、第51号及び請願第3号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第46号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布により、出産に伴う産科医療補償制度の見直しと併せて、出産育児一時金の金額について所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 矢吹町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例。

本案は、本町の下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、関係する12件の条例について所要の改正を行い、2件の条例を廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定について。

本案は、これまでの管理運営状況や利用者の利便性、管理運営の効率化により住民サービスの向上が図られていることから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書の規定に基づき、非公募により矢吹町福祉会館の指定管理者に公益社団法人矢吹町シルバー人材センターを指定するもので

あります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について。

本案は、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、選定委員会で選定された指定管理者候補者との指定管理業務の内容等の協議が調いだったので、矢吹町バンド連合会を大正ロマンの館の指定管理者に指定するものであります。

討論に入り、加藤委員から、現指定管理者は、飲食その他学習室利用など、当該施設が大いに活用されており、町のにぎわい創出に大きく寄与しているのに対し、今回の新たな指定管理候補者は、収支及びにぎわいづくりの方向性について疑問が残ることから反対する意見があり、一方、鈴木隆司委員から、今回の新たな指定管理候補者は若い世代であり、若者がまちづくりに取り組む姿勢は意義深く、新たな情報発信、観光スポット創出等民間のアイデア、活力がうかがえるため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

請願第3号 地域生活サポートセンターあゆりの移転先として旧矢吹町図書館の利活用に関する請願書。

本案は、現在、一本木地内で障害者福祉サービスを運営している地域生活サポートセンターあゆりについて、現在の事業所が狭小であり事業に支障を来しているため、その移転先として旧矢吹町図書館の利活用を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論に間違いがないように、討論の順序を説明いたします。

議案第51号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についての討論の順序につきましては、委員長報告が否決でありますので、原案賛成者、原案反対者の順序で行います。ほかの議案につきましては、原案反対者、原案賛成者の順に行います。

初めに、議案第51号以外の議案についての討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは次に、議案第51号についての討論の発言を許します。

原案賛成の討論はありますか。

10番。

〔10番 鈴木隆司君登壇〕

○10番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第51号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について、賛成する立場で討論を行います。

今回の公募は、複数の公募者があり、矢吹町指定管理者の指定の規定により、プレゼンテーション等を通して選ばれた候補者が矢吹町バンド連合会であります。

この矢吹町バンド連合会は、私が聞いているところでは、若い世代の集まり、集団であると同っております。昨今、なかなか若い者が様々なことに無関心であるというこの世の中で、この若い世代の人たちが矢吹町の活力、発展のために立ち上がってくれたということは、私は大きな大きな意義があるものだと思っております。よく閉塞感、マンネリ感から脱皮するための3要素として、若者、よそ者、ばか者といったことが言われております。今回、この矢吹町の若者が立ち上がったということはとても意義深いものであります。この若者に私は期待したい。そして、みんなで応援しようじゃありませんか。

こうしたことから、私は、議案第51号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について賛成するものであります。

議場の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 次に、原案反対の討論はありますか。

9番。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

○9番（加藤宏樹君） それでは、議案第51号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について、私は原案に反対の立場で討論をいたします。

今回、2つの団体、敬称は略させていただきますが、シュークルと矢吹町バンド連合会の2団体の応募がありました。審査の結果、矢吹町バンド連合会が選任されました。

我々は、議案を審議するに当たり、様々な資料を要求いたしました。それは拒否されました。我々は、応募に際して提出されているであろう収支計画書や事業計画書など、さらには審査会での審議の内容、審査の評点等、採点等と言ってもいいですね、決定に至った経緯を知る必要がございます。つまり、適切な情報開示、資料の提供のない中で、質疑応答の断片的な情報、不正確な情報では、可否の、いいか悪いかの判断が非常に困難でございます。

現指定管理者シュークルの指定管理者の管理運営状況調書の管理運営状況の検証において、50点満点中41点という高い評価がなされております。矢吹町バンド連合会のプレゼン、そのほか収支計画や事業計画がその実績と同等以上となるのか否か、その点検さえも不可能でございます。適切な情報開示のない秘密会のような審議会の決定のみをもって安易に信用し、賛同できるものではございません。

よって、議案第51号には反対いたします。

我々は、議員の職責として、町民の皆様から決定に至った経緯や可否判断の説明責任も問われますもので、議員各位の良識ある判断を賜りますようお願いいたしまして、討論といたします。

○議長（角田秀明君） 議案第51号に対してそのほかに討論がございますか。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、議案第51号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

大正ロマンの館の選定団体においては、これまで様々なイベントや事業で培った経験等から対外的な情報発信が強化され、若い世代への集客などが期待できるものと考えております。また、これからの町を担う若い世代が中心市街地に集うことで、にぎわいが創出され、隣接するKOKOTTOやその周辺の店舗、施設等の連携が深められるものと考え、本案に賛成いたします。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（角田秀明君） ほかに議案第51号について討論がございますでしょうか。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） それでは、議案第51号 大正ロマンの館の指定管理者の指定について、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、私はこの大正ロマンの館から100メートルほど離れたところに住んでおりますので、現在の指定管理者の方がどれほど地域の方から愛され、町なかになににぎわいをもたらし、町に貢献していただいているかを日々感じております。昨日のお昼も家族で伺いましたが、満席でありました。

私個人的には、これほど評判のよい指定管理者がなぜ来期も継続されなかったのかと思うところがあります。しかしながら、今回の議案第51号において、我々議員がこの神聖な議場でなすべきは、選定委員会が厳正な審査を行った上で選考された次期指定管理者を認めるか認めないかの一点であります。言うなれば、今まさに希望の光とともに生まれ来る命をここで途絶えさせるのか、町として背中を押し、大切に育てていくかの選択であります。

私は、次期指定管理を担う団体様にノーを突きつけるほどの正当な理由は見当たりませんし、選定委員が厳正な審査を行った上での選考であったと信じ、応援していきたいと思っております。

よって、本案に賛成いたします。

最後に、話はそれますが、このコロナ禍の中、飲食店が苦しい期間であっても、お客様に美味しい料理を提供し、営業努力を続け、中心市街地を活性化させた功績は評価されるべきものであり、指定管理者としての責務を十二分に全うされた現在の指定管理者様には、今後、町として何らかの対応、粋な計らいを望むものであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議員の皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で議案第51号についての討論は終結をさせていただきます。

これより議案第46号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 矢吹町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備

に関する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 矢吹町福祉会館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 大正ロマンの館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は否決であります。

矢吹町議会会議規則第81条の規定により、起立採決の場合は、可とする者の起立を求めるものであって、否とする者の起立を求めることはできないとされております。したがって、原案について採決をいたします。

お諮りをいたします。原案のとおり賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、請願第3号 地域生活サポートセンターあゆりの移転先として旧矢吹町図書館の利活用に関する請願書を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第53号、第54号、第55号、第56号、第57号及び第58号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、3番、高久美秋君。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 第一予算特別委員会審査報告書。

第431回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第53号、第54号、第55号、第56号、第57号及び第58号の審査結果は、次のとおりです。

議案第53号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,572万3,000円を減額し、総額を17億894万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金3,437万6,000円を増額し、国民健康保険税6,969万2,000円、繰越金40万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、国民健康保険事業費納付金1,207万6,000円、諸支出金29万円をそれぞれ増額し、総務費40万7,000円、保険給付費4,768万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ136万9,000円を追加し、総額を5億2,648万6,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金527万3,000円、繰越金89万6,000円をそれぞれ増額し、町債480万円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費136万9,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ101万1,000円を追加し、総額を2億3,442万2,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金41万2,000円、繰越金99万9,000円をそれぞれ増額し、町債40万円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費101万1,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,118万3,000円を追加し、総額を16億8,675万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料1,272万4,000円、国庫支出金1,284万3,000円、支払基金交付金551万2,000円、県支出金1,638万4,000円、諸収入3万円、繰越金5,315万1,000円をそれぞれ増額し、繰入金2,946万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費457万5,000円、保険給付費1,224万9,000円、地域支援事業費821万8,000円、基金積立金4,477万3,000円、諸支出金136万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ810万4,000円を減額し、総額を1億7,965万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金8万2,000円を増額し、後期高齢者医療保険料811万1,000円、繰入金7万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費7万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金791万5,000円、諸支出金11万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、収益的収入につきましては、既定の額に40万9,000円を増額し、収入予算総額4億990万9,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に116万9,000円を増額し、支出予算総額を4億3,157万1,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、特別利益40万9,000円を増額し、支出の内容につきましては、営業費116万9,000円を増額するものであります。

また、資本的支出につきましては、既定の額に387万7,000円を増額し、支出予算総額を2億2,148万5,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、工事費負担金還付金387万7,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第53号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和3年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和3年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第52号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 第二予算特別委員会から報告を申し上げます。

第431回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第52号の審査結果は、次のとおりです。

議案第52号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,821万円を追加し、総額を81億6,925万7,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税2,757万3,000円、法人事業税交付金407万9,000円、国庫支出金8,486万7,000円、繰入金1,780万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費を障がい者自立支援事業等により6,690万4,000円の増額、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種事業等により5,816万円の増額、農林水産業費を水田農業構造対策事業等により1,373万4,000円の増額、教育費をふるさとの森管理運営事業等により1,363万3,000円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第52号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に議員発議がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続きその取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議をいたします。

(午前11時12分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午前11時43分)

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、改めて、こんにちは。

議会運営委員会からご報告いたします。

会期中に議員から発議2件、閉会中の継続調査の申出1件、議員の派遣1件について、議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定をしました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより発議第9号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 発議第9号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）についてであります。本案は、2017年に採択された核兵器禁止条約について、日本が参加・調印・批准することを政府に要望する旨、地方自治法第99条の規定により、関係機関に対して意見書を提出するものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより発議第9号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第9号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号の意見書は、提出することに決しました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより発議第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番、安井敬博君。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 発議第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）についてであります。これまで年間の売上げが1,000万円以下の業者は消費税の納税を免除されてまいりましたが、本制度により、消費税を販売価格に転嫁できない零細企業にも課税業者になることを迫っております。免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税店制度を実質的に廃止するものです。

多くの中小零細事業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

よって、中小零細事業者や個人事業主の事業存続と再生のために、2023年10月からの消費税インボイス制度の実施を中止することを国及び政府に求める旨、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

7番。

〔7番 富永創造君登壇〕

○7番（富永創造君） 発議第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）に対して、反対の意見で討論をさせていただきたいと思います。

先ほどの本会議でも、同僚からの反対意見等もありました。私なりに反対討論をさせていただきたく、反対討論をしたいと思います。

この消費税インボイス、一つのシステムであります。システムに対してであります。それで、これは国でもう既にやっていることであり、ただ、この消費税に関しては、全くゼロにしたいと、廃止するという考えの方もいる。しかし、あと、ちょっとパーセントを落として5%とか、そういう意見もある。そういうところで、私自身は消極的ながらも今の消費税制度に対しては賛成の立場であります。

こういった場合に、消費税反対側からの意見、消費税を私のような立場から賛成する意見に対して、この消費税インボイス制度に対しての評価が分かれてくる、そういうものであります。

しかし、こういったシステム、複雑なシステムに対して、それを説明する以前の資料等全くない。これでは理解が十分得られる、そういう意見書にはなっていない。そういう観点から、この意見書提出に対しては反対の意見で述べさせていただきます。

皆さんの賛同をお求めいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ありますか。

〔発言する者あり〕

○議長（角田秀明君） いや、なければいいですよ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） じゃ、討論は終結いたします。

これより発議第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。

本案を提出することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。起立多数でございます。

よって、発議第10号の意見書は、提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申出書について

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより閉会中の継続調査の申出を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、午後1時から議員控室において全員協議会を開催いたしたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

これにて第431回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

ご苦労さまでございます。

（午前11時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 4 年 3 月 16 日

議 長 角田 秀明

署 名 議 員 芳賀 慎也

署 名 議 員 関根 貴将